



* 0 0 0 5 5 0 9 0 0 0 *

0005509-000

644-199

ナチスの真相

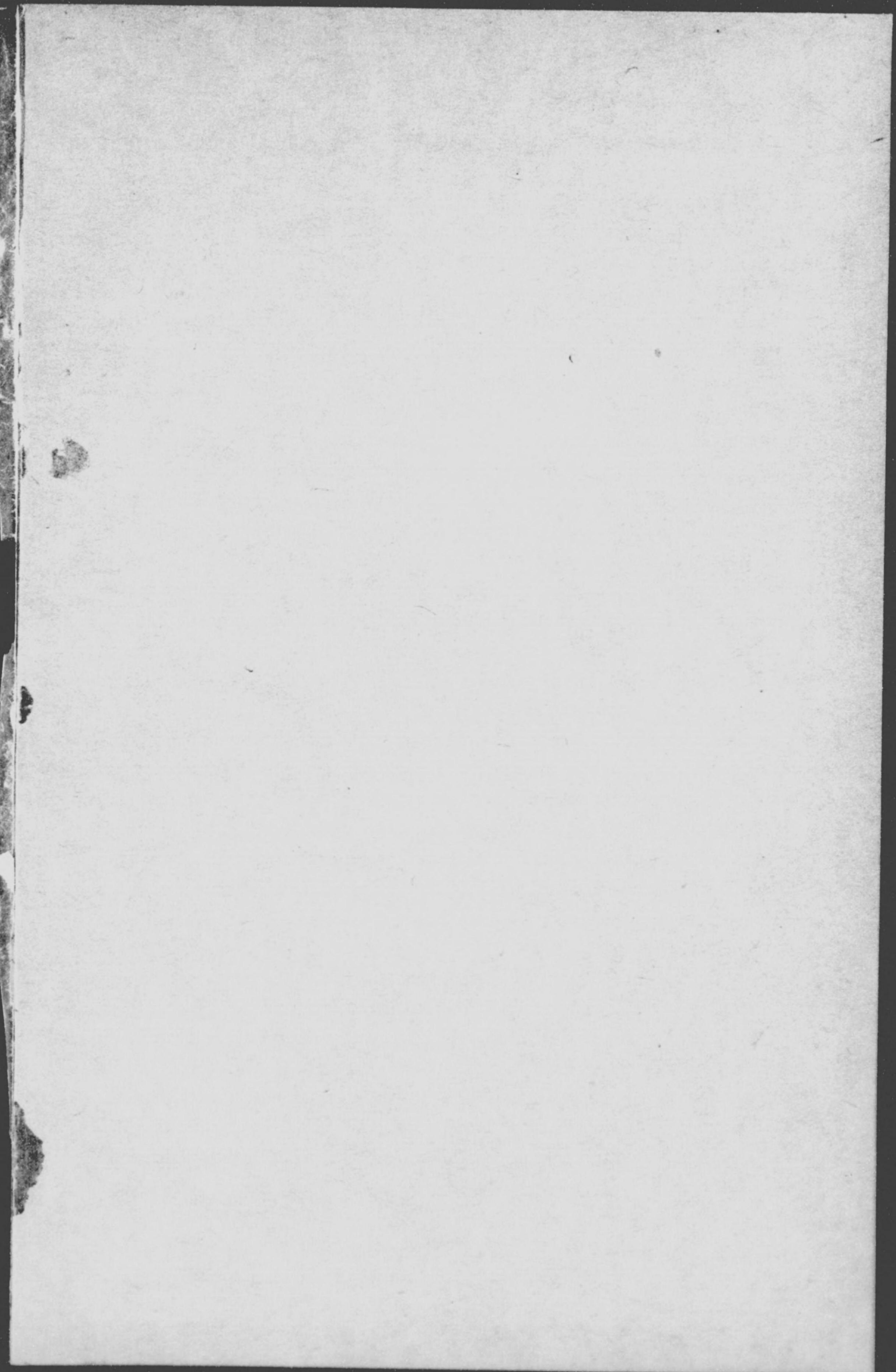
安達堅造・著

アルス

昭和8

ABC

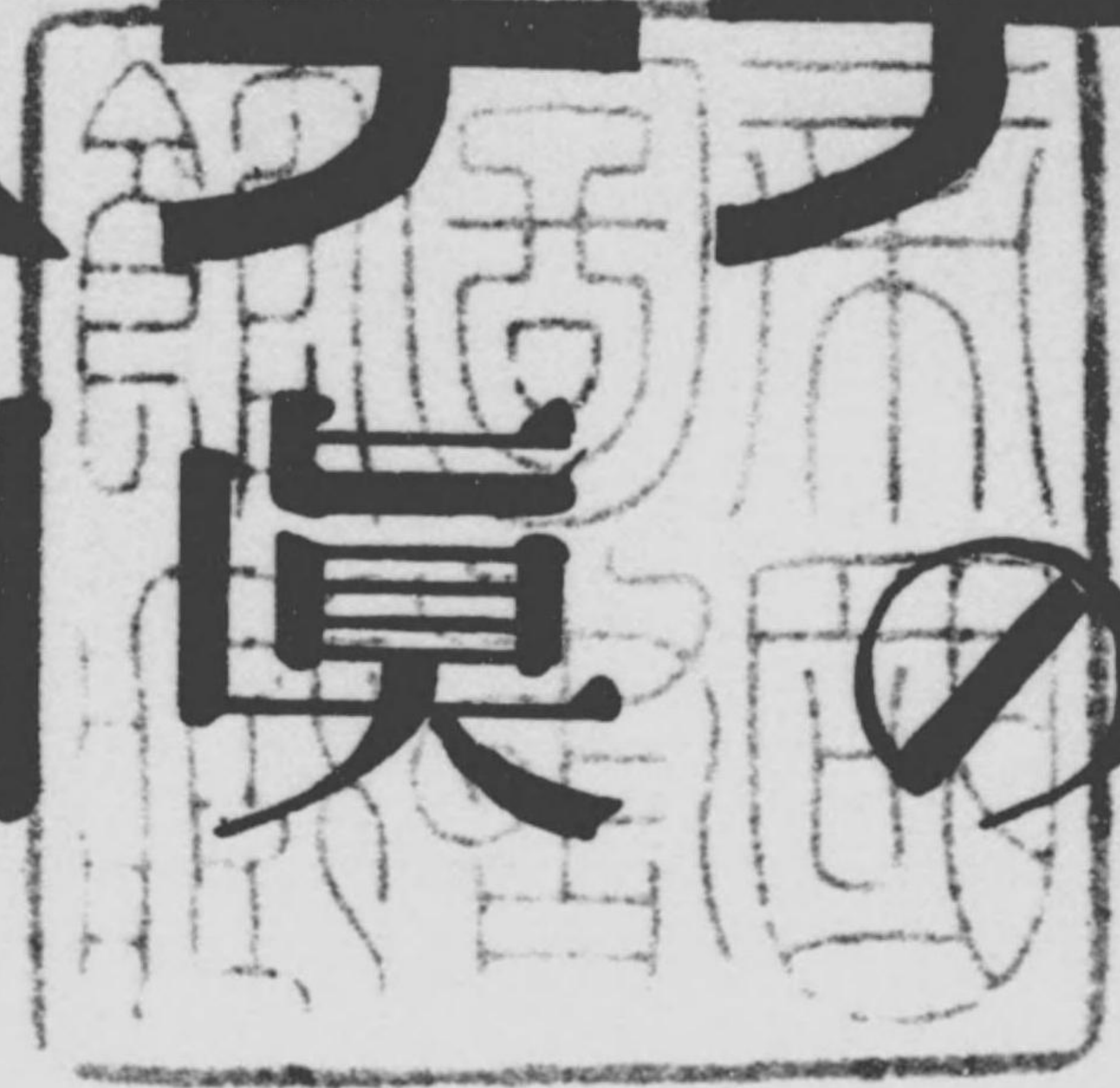
9.4.12



589

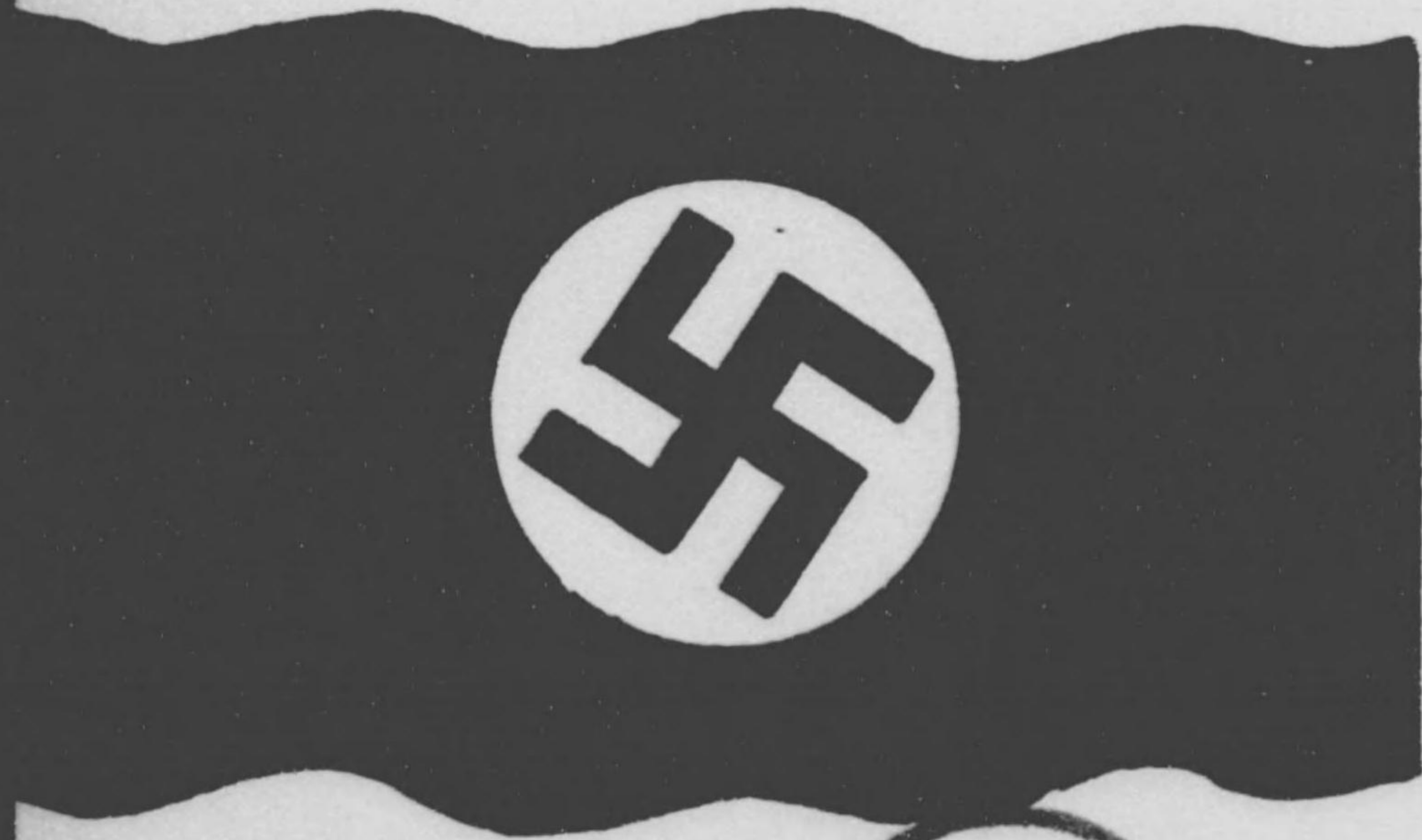
1274

スチナの 相眞の

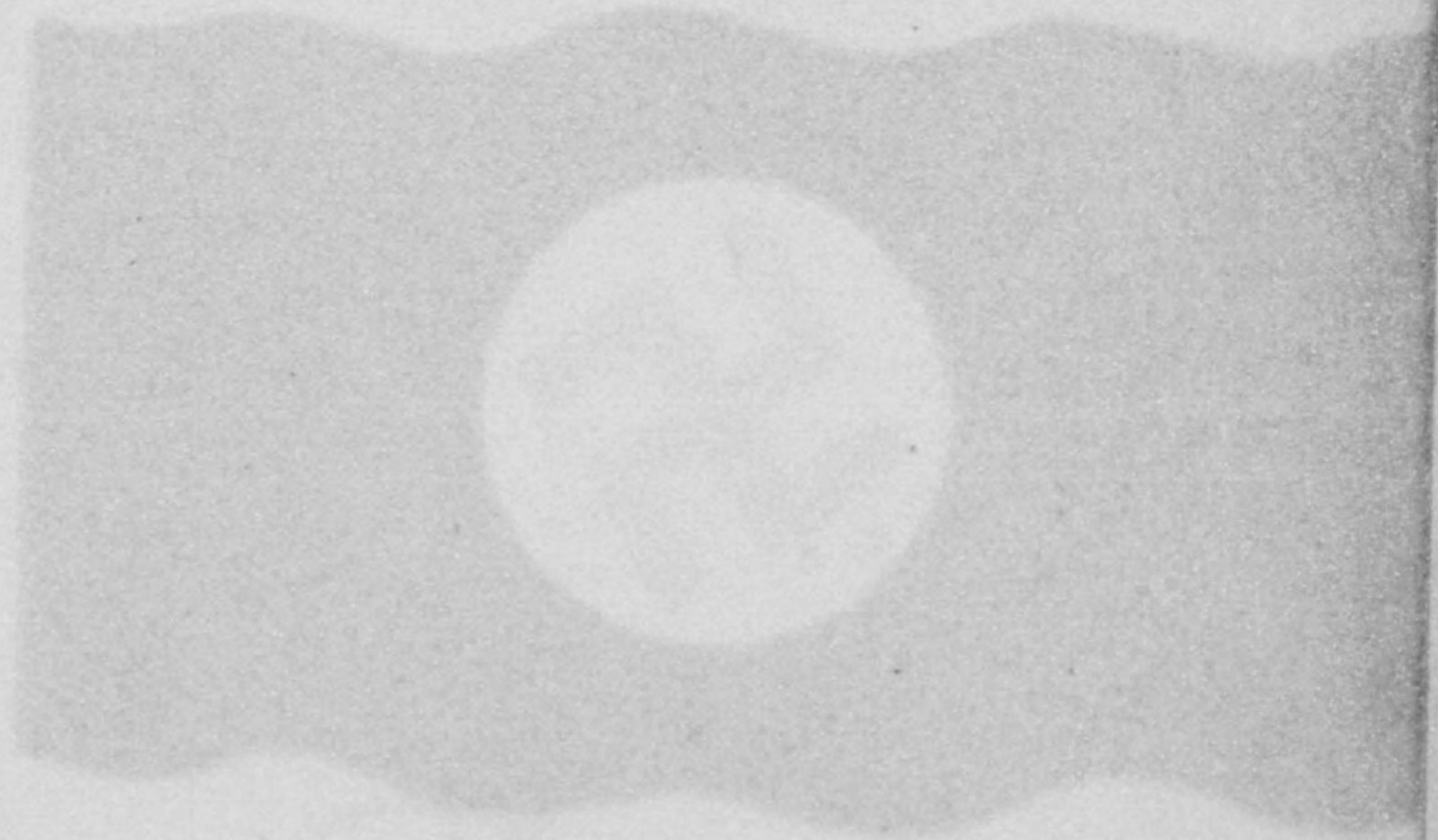
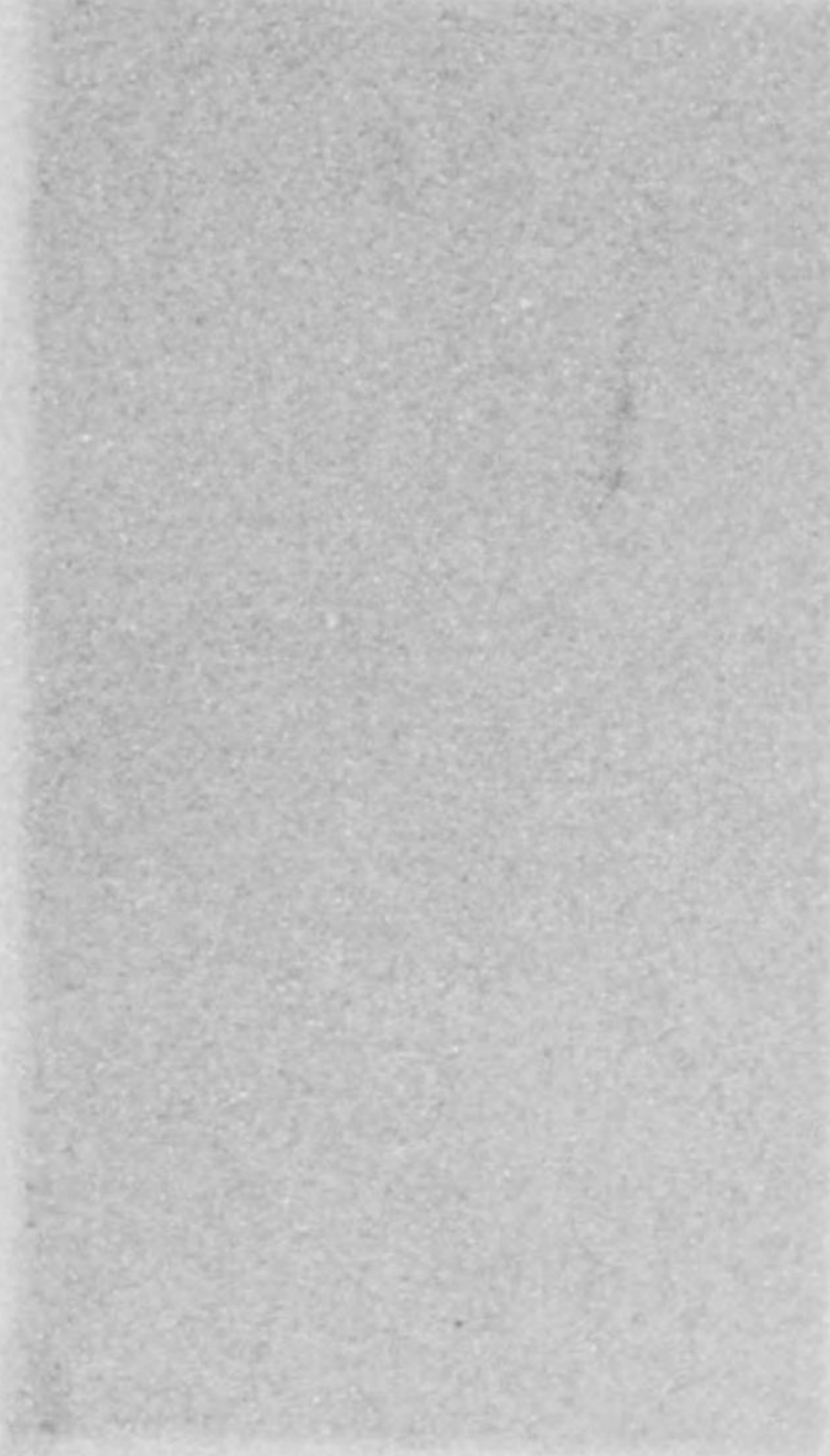


佐中兵空航軍陸

著造堅達安

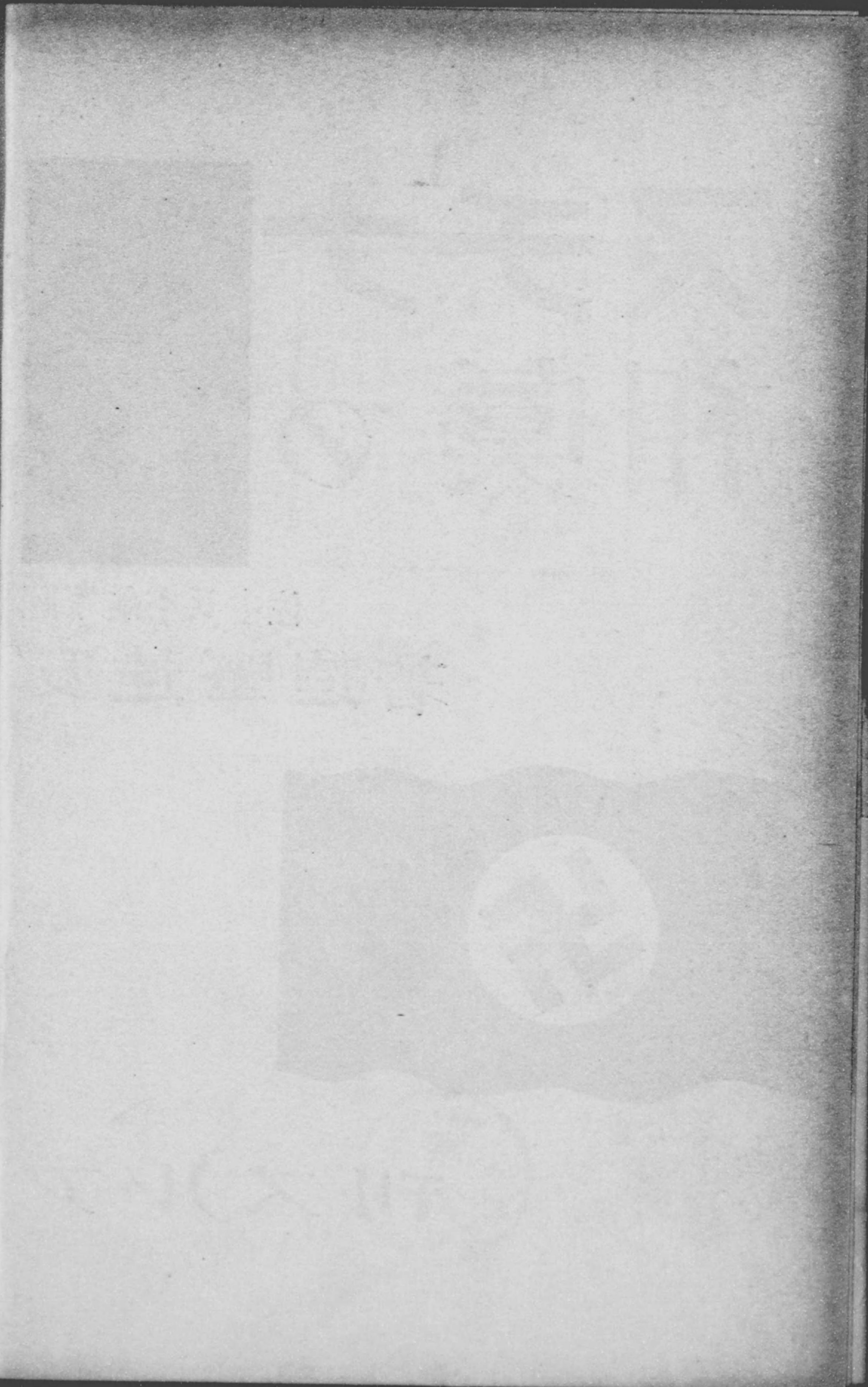


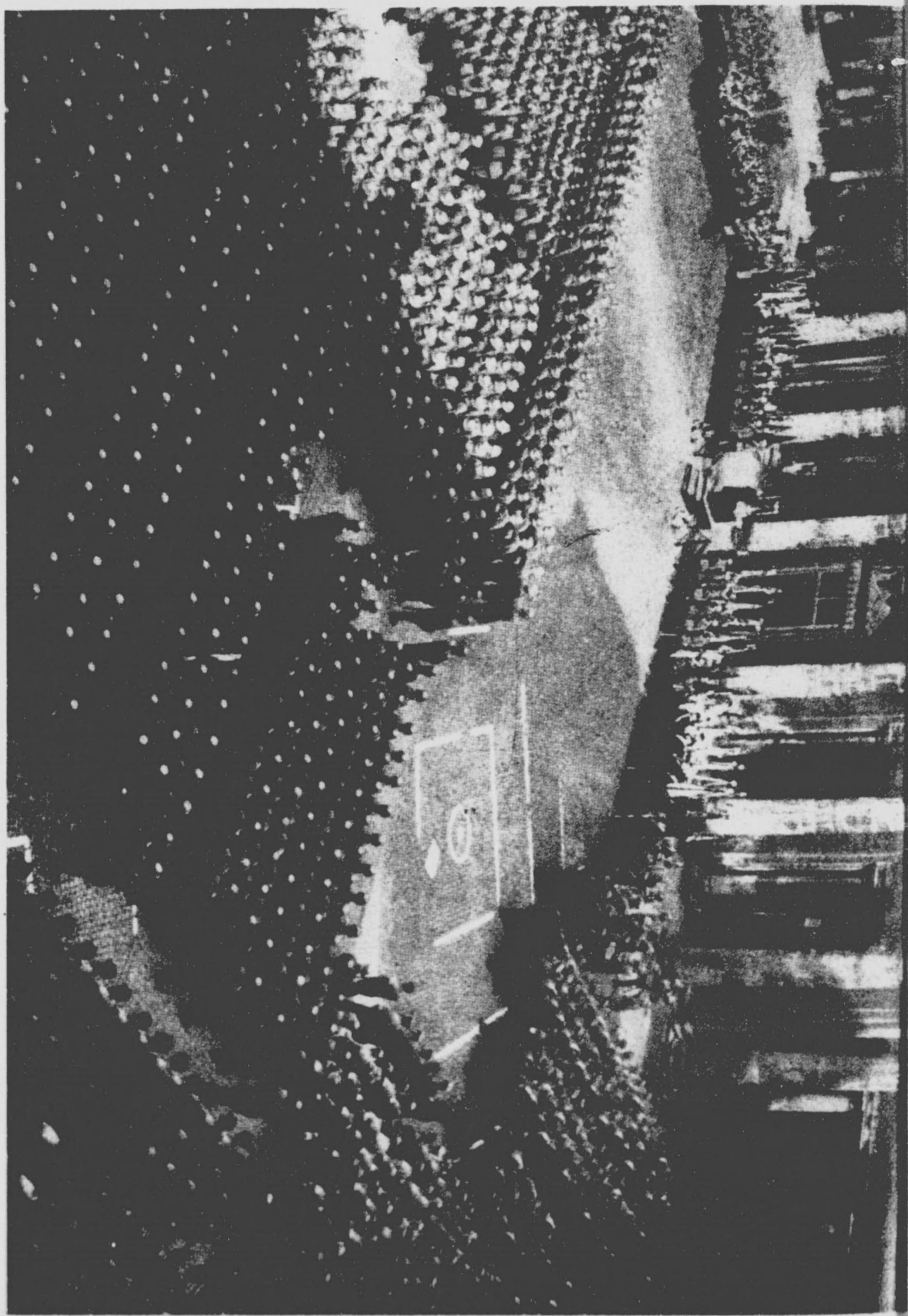
アールス





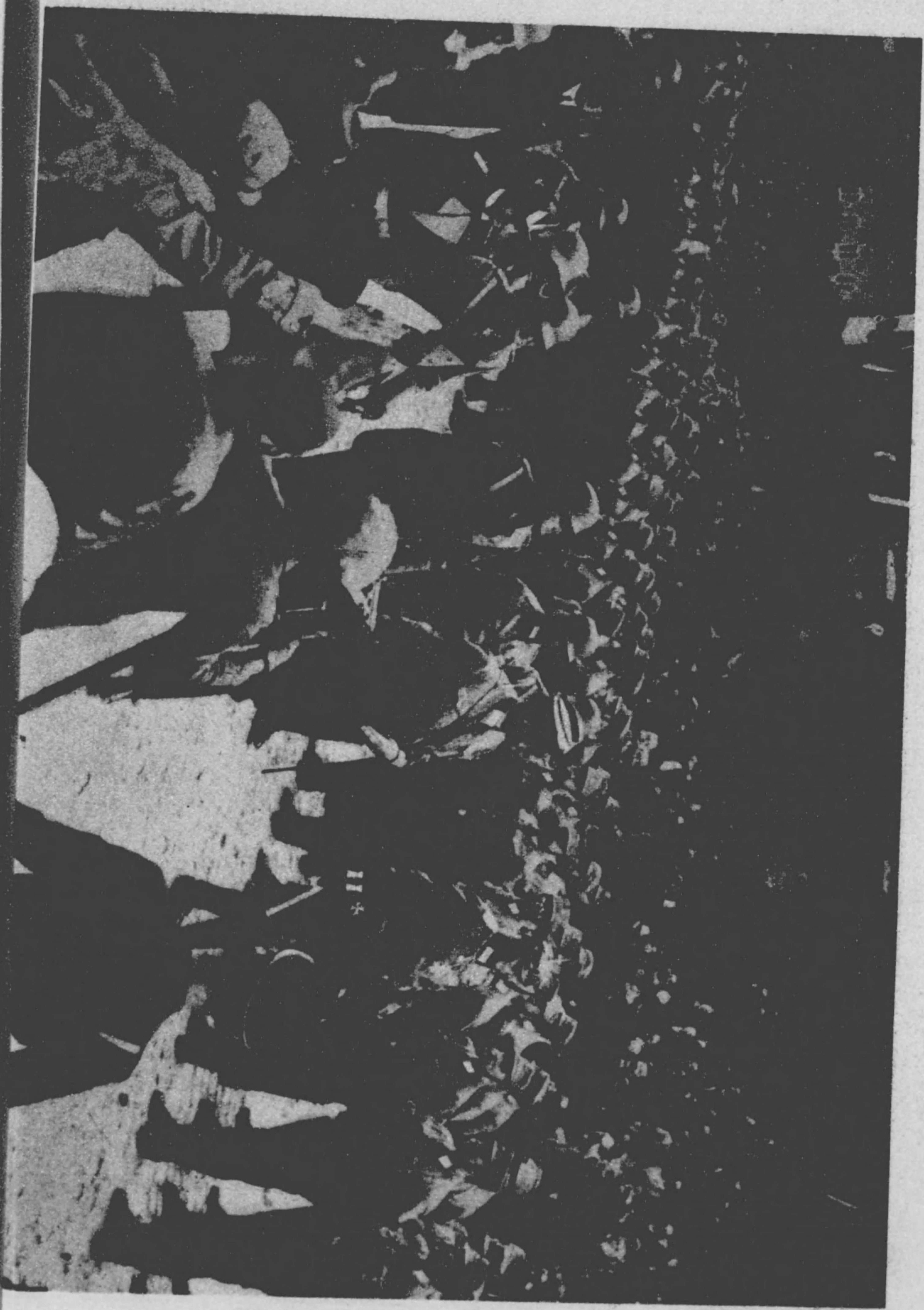
(32) 1933年旧秋に於ける彌刺遊軍。警護隊。5A. 5Bの持間。



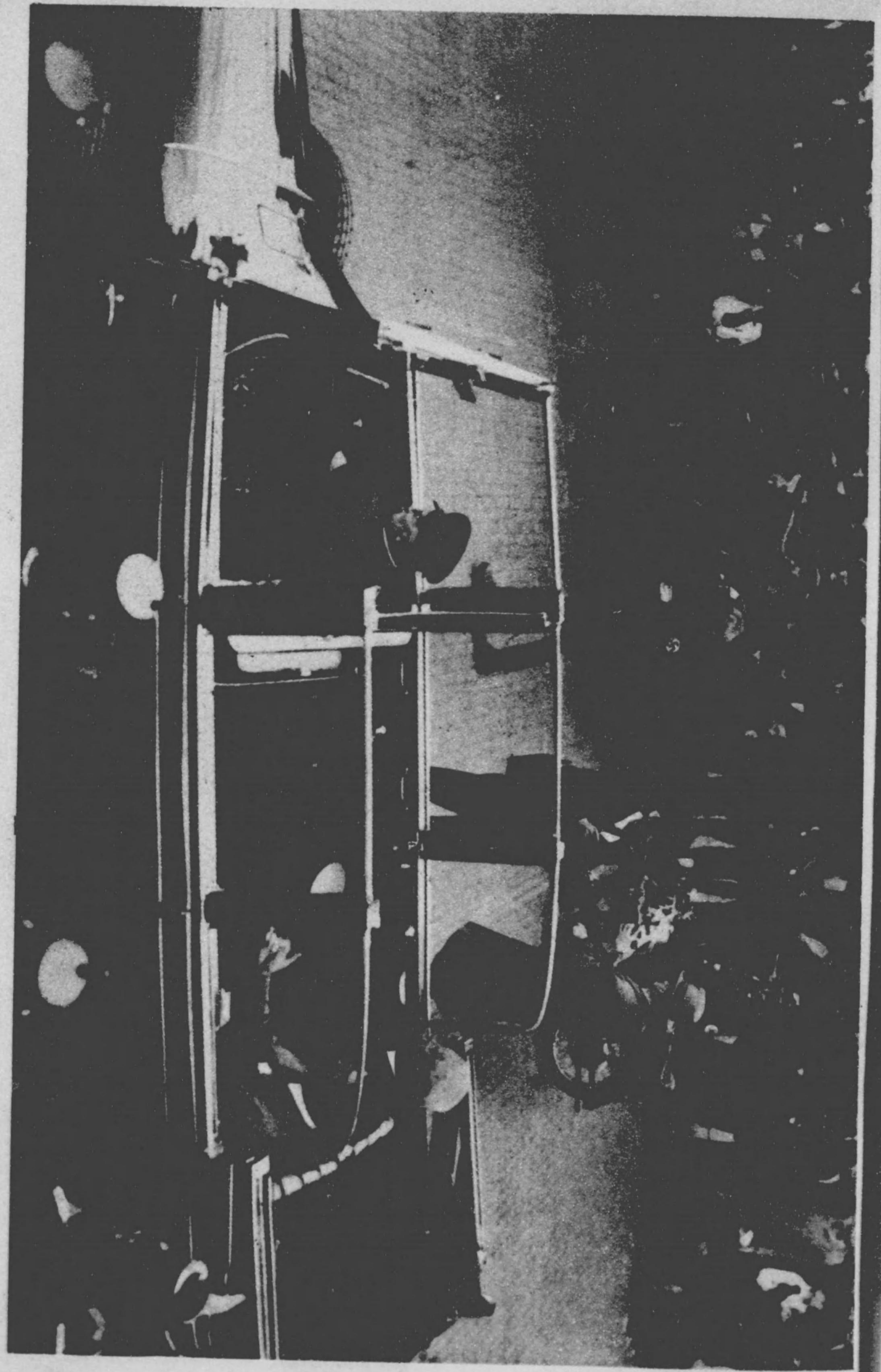


1933年伯林に於ける獨逸選手、警察隊、女子の構圖





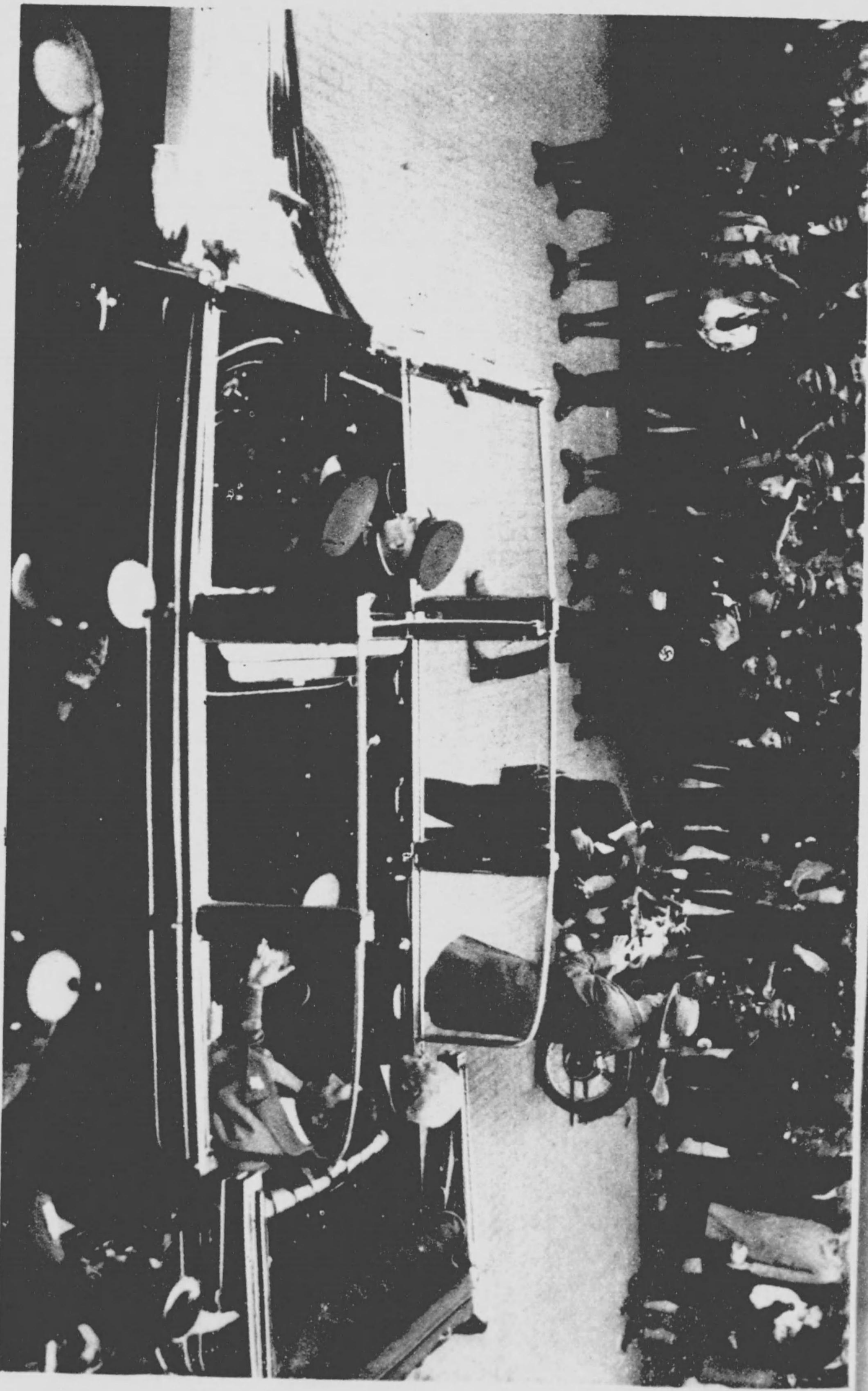
(23) ヒンズンブルグ大統領を檢閲す。1882年夏、柏林にて



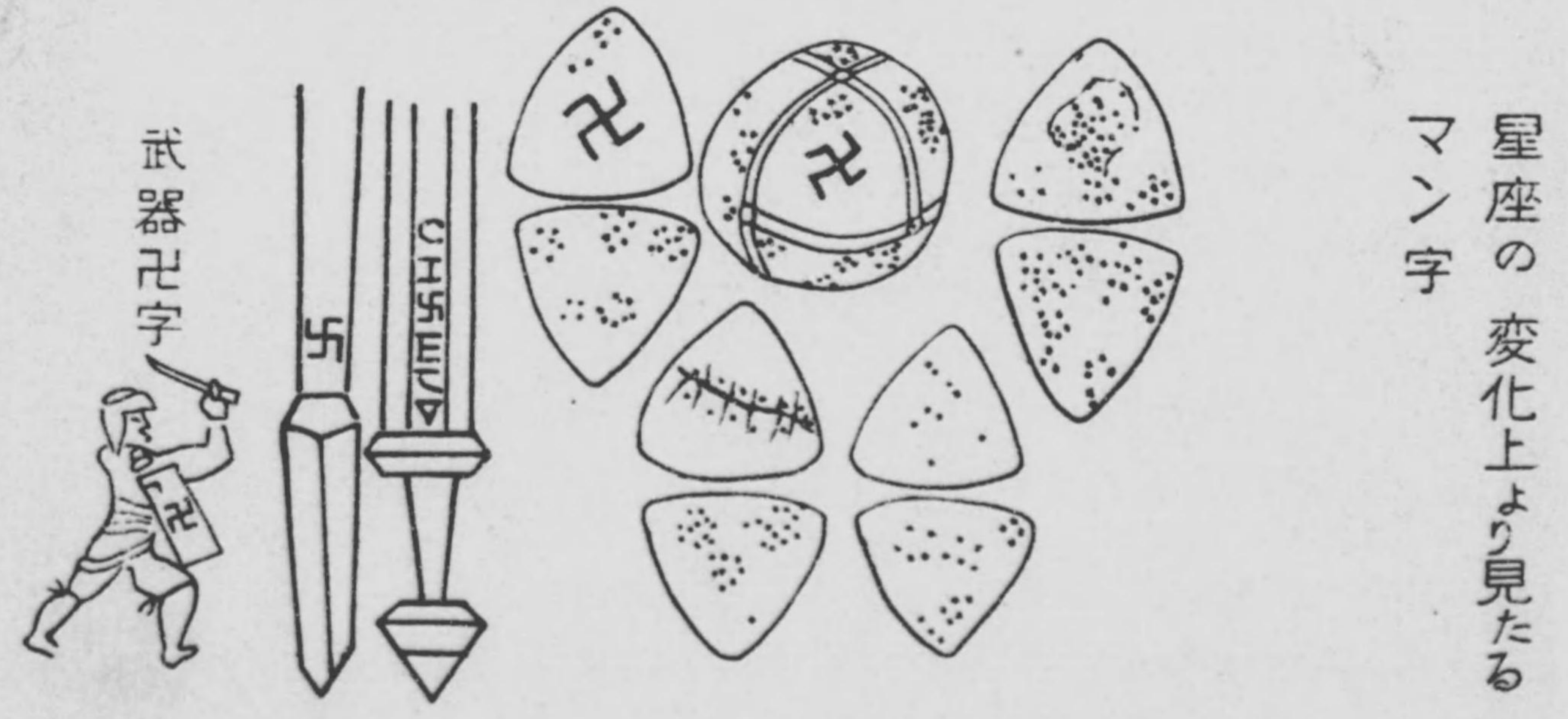
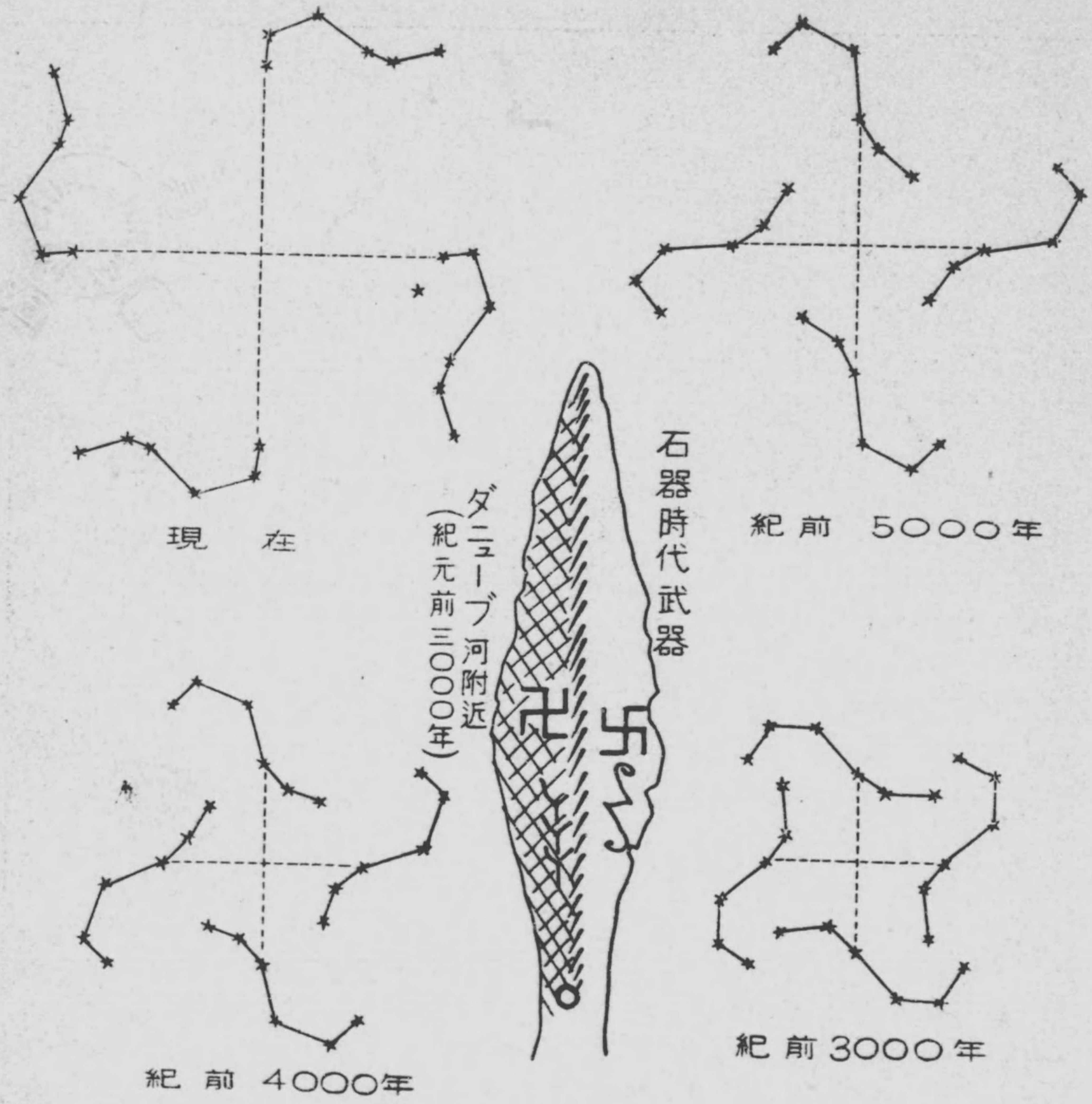
(24) 1882年五月一日勳勞祭當日ヒンズンブルグ大統領と首相ヒトラー自動車に同乗國民
並列敬禮を受く



(23) ヒンチンブルク大統領を檢閲す。1933年夏、柏林にて



(24) 1933年五月一日勲勞祭當日ヒンチンブルク大統領と首相ヒトラー自動車に同乗國民者別敬禮を受く

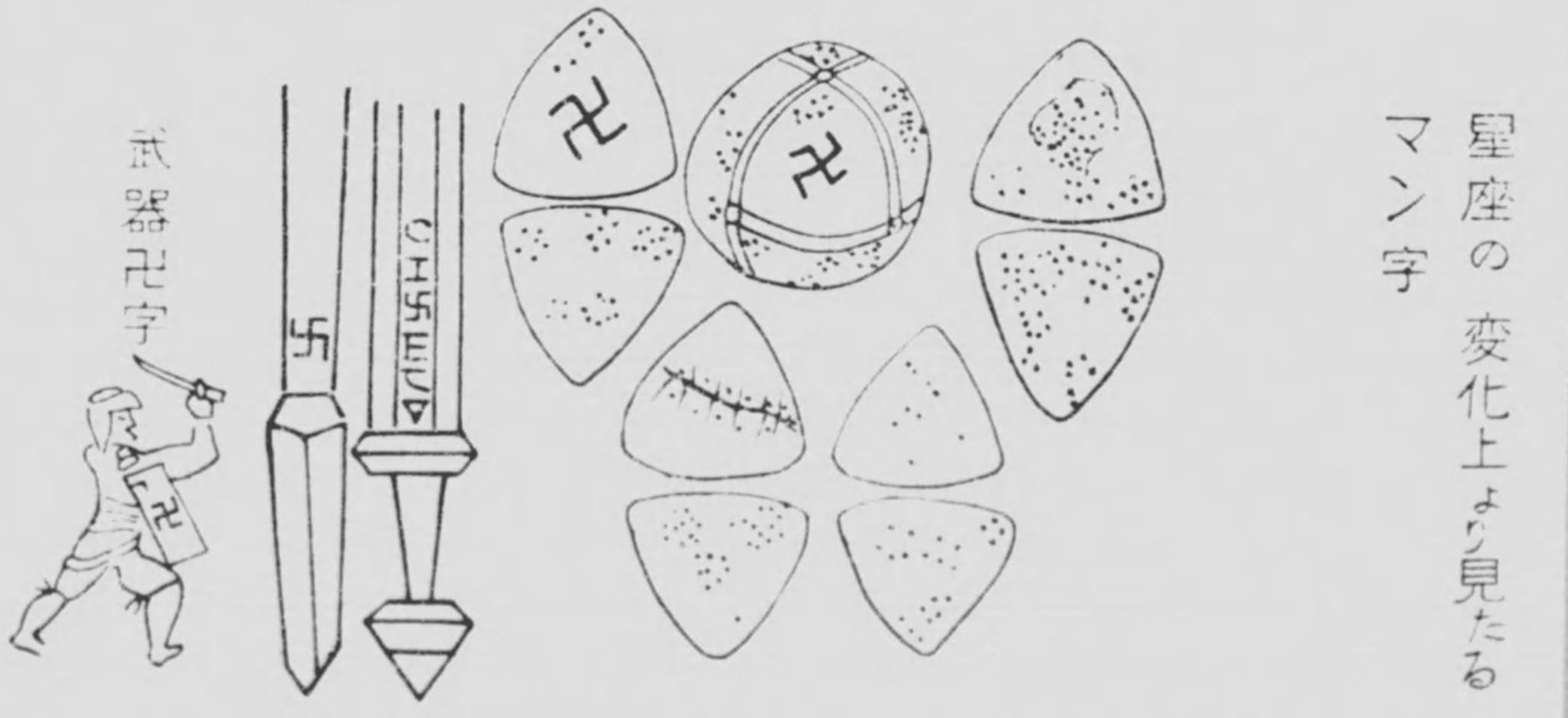
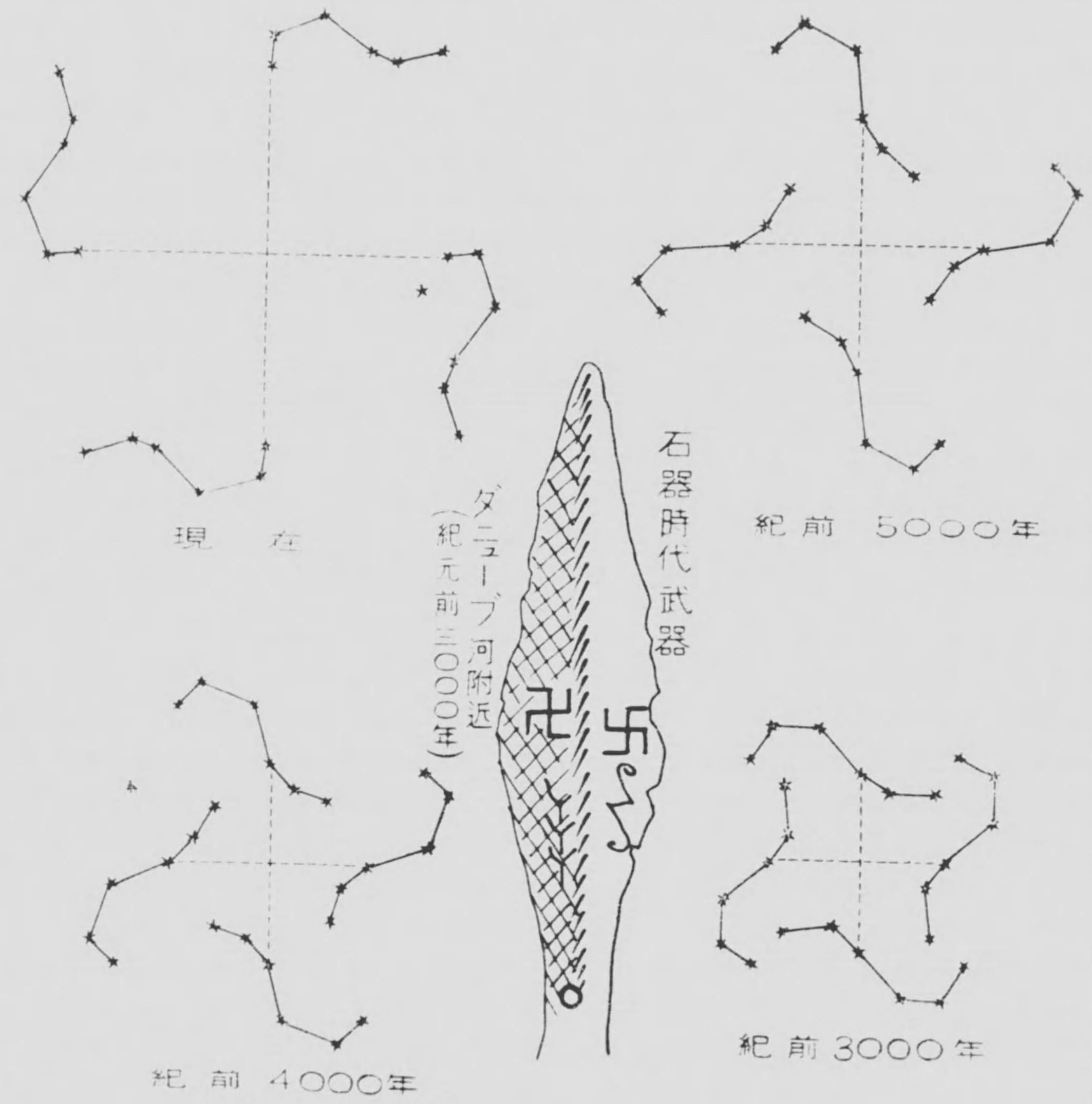


星座の变化上より見たる
マン字

(26) ハーゲンクロイツ (ナチス紋) の昔を偲ぶ

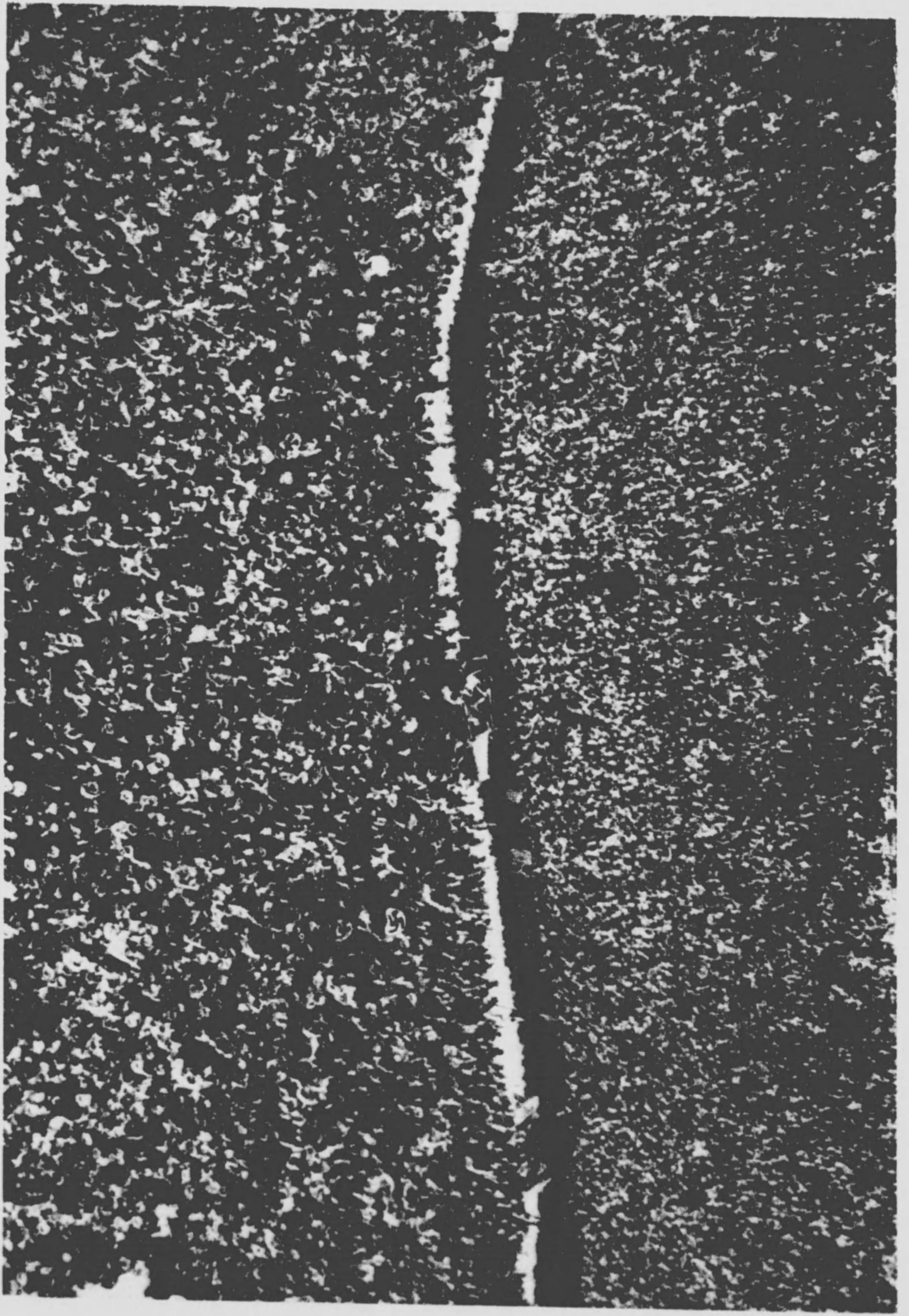


(25) 1919年7人・1926年49,522人・1930年389,000人・1932年1,471,114人・1933年2,000,000人・ナチス党員にして選挙を支持する人々の数の増加



星座の変化上より見たる
マン字

(26) ハーケンクロイツ (ナチス紋) の昔を偲ぶ



(27) 1919年7人・1926年49,522人・1930年389,000人・1932年1,471,114人・1933年2,000,000人・ナチス會員にして黨費を支持する人々の数の増加

10. SS隊長
(銀梨地)



1. S S



5. SS
S.A

11. 伯林S.A.
(銀)



2. S A



6. S.A

12. 伯林SS.
(金梨地)



3. 鐵堯

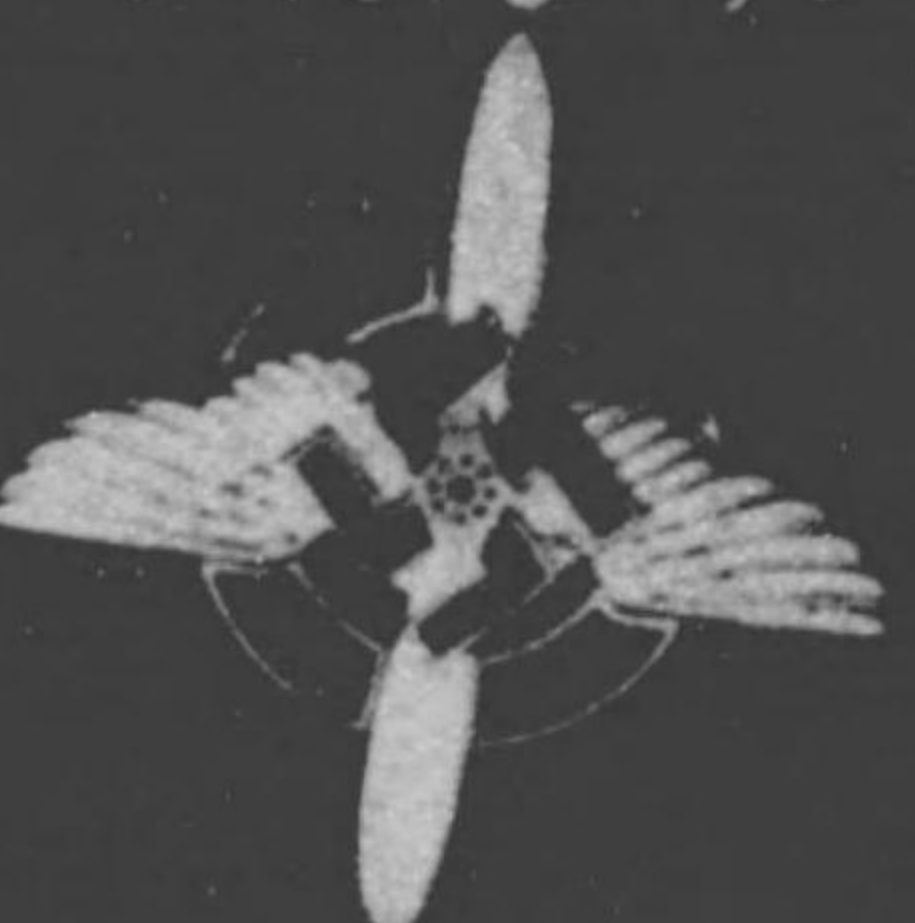


7. 飛行隊

13. 伯林以外ナチス
(金)



4. 労働代表

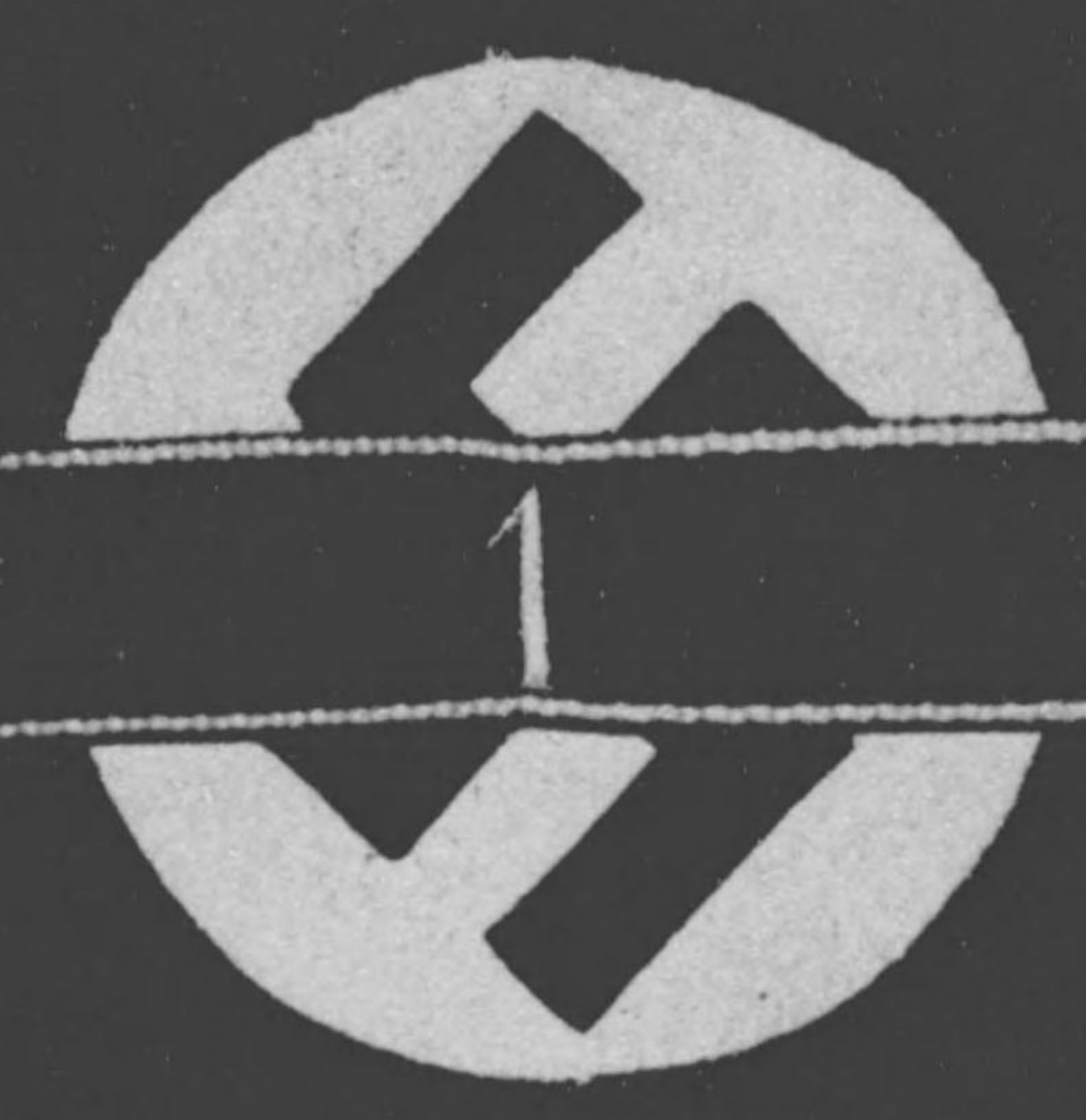


8. 労働者

9. 自動車隊

(28) ナチス関係者の使用する徽章類其一

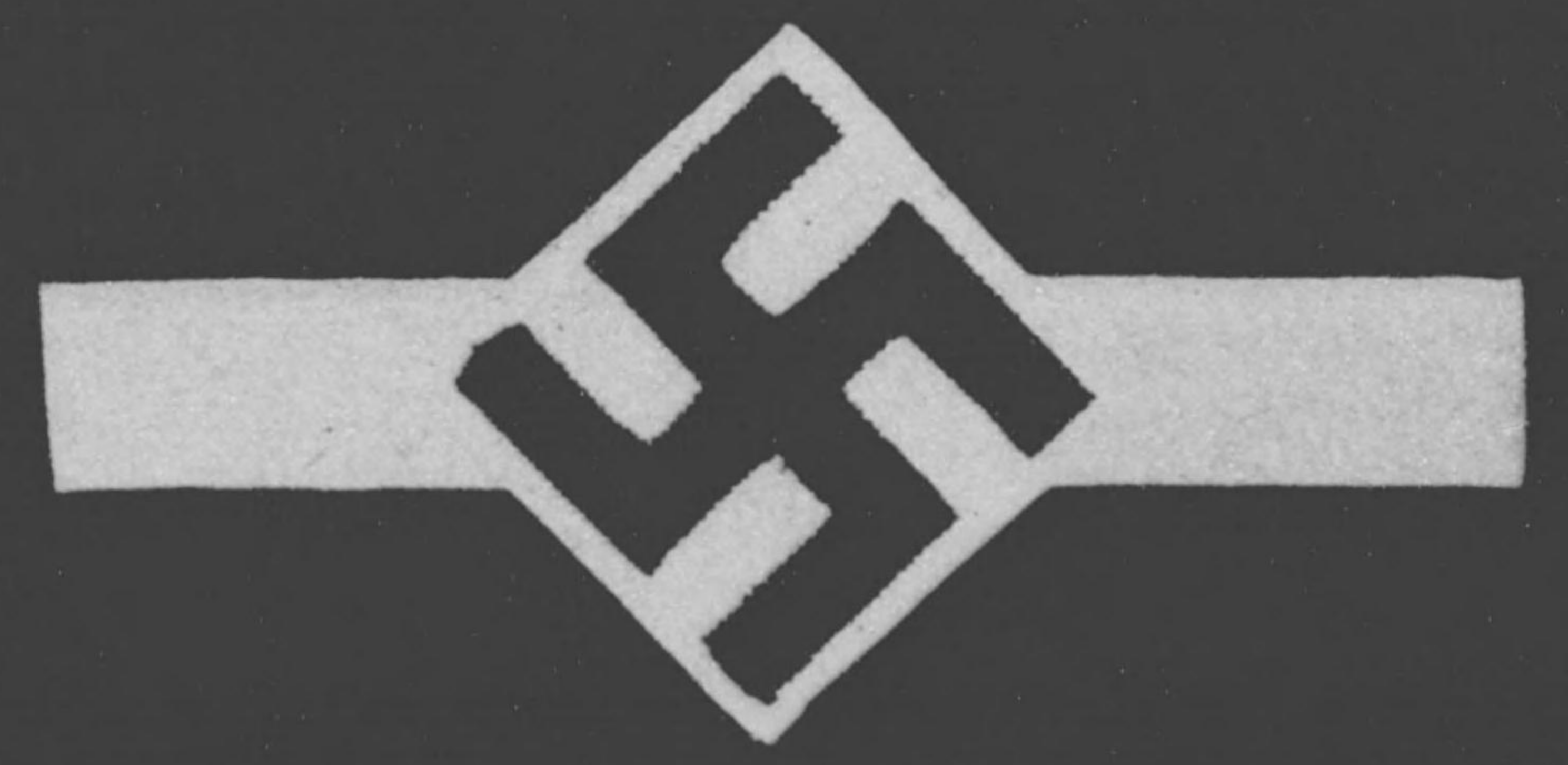
S.A.



S.S.



少年隊



(27) ナチス腕章. 1, S.A. (1とあるは隊號) 2. S.A. 3, 少年隊

10. SS隊長
(銀梨地)



1. SS



5. SS
S.A



11. 伯林S.A.
(銀)



2. SA



6. S.A.



12. 伯林SS.
(金梨地)



3. 鐵堯



7. 飛行隊



13. 伯林以外ナチス
(金)



4. 労働代表



8. 労働者

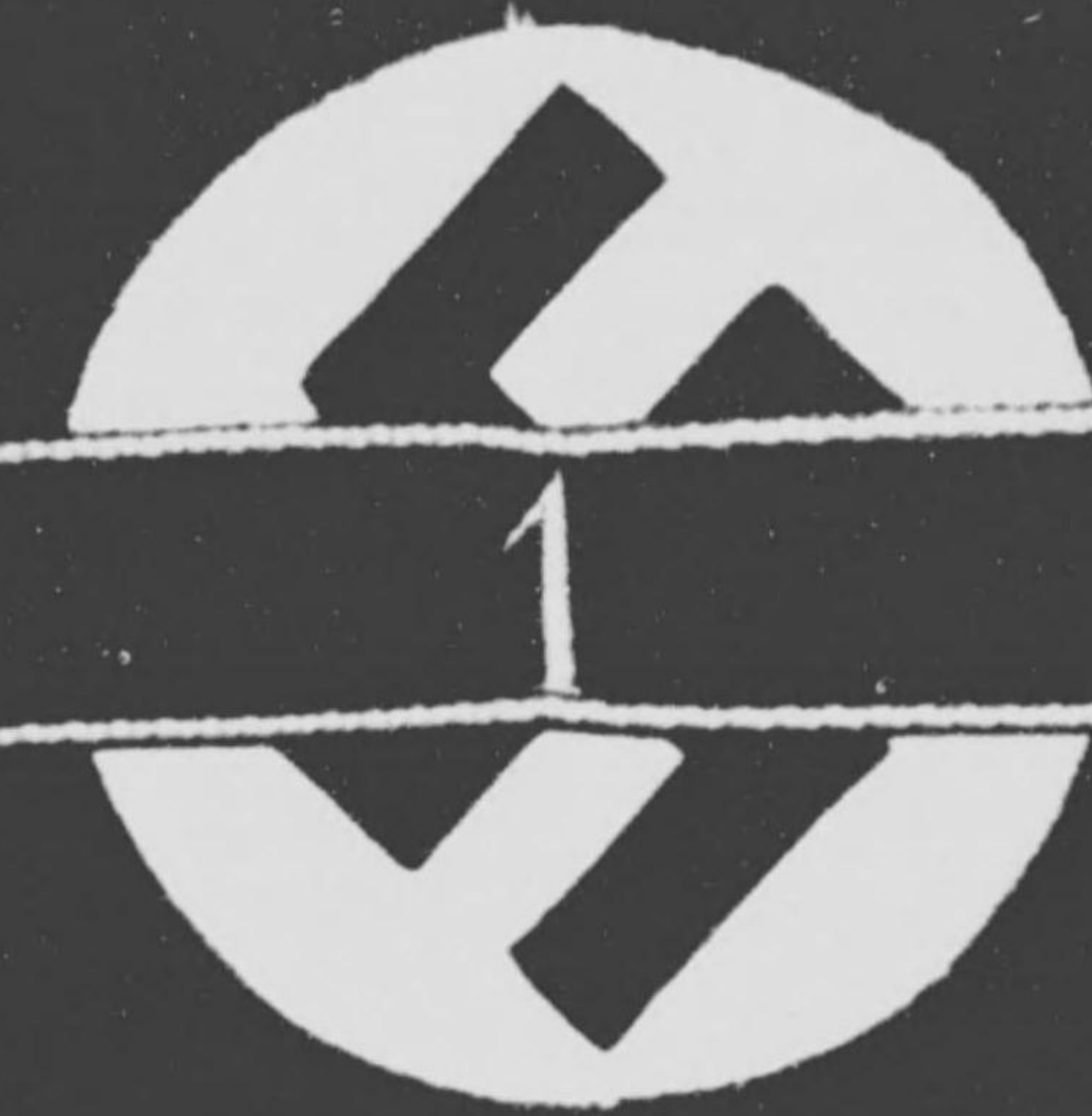


9. 自動車隊



(26) ナチス関係者の使用する徽章類其一

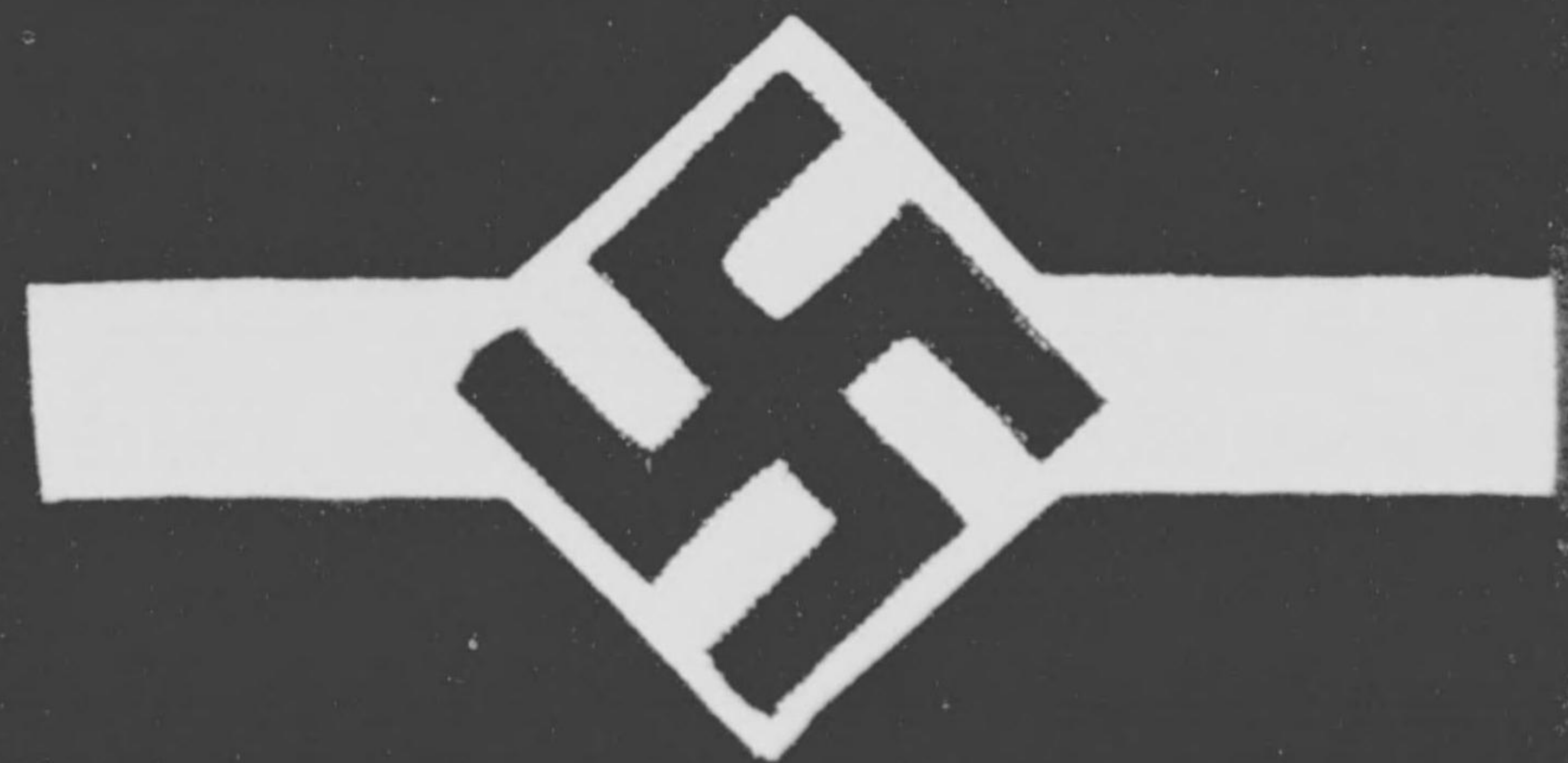
S.A.



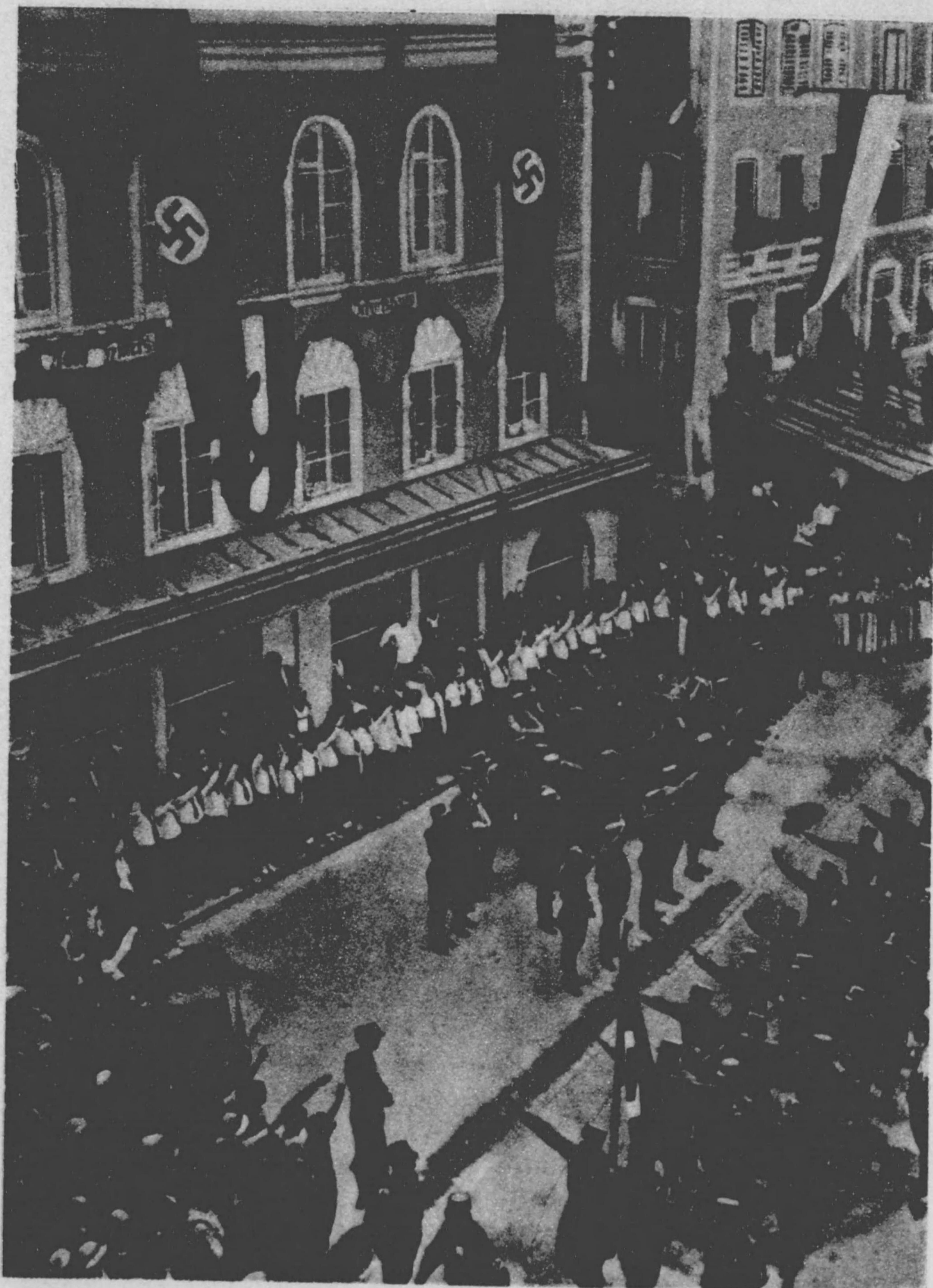
S.S.



少年隊



(27) ナチス腕章 1. S.A. (1とあるは隊旗) 2. S.A. 3. 少年隊



(1) アドルフ・ヒトラー氏は千八百八十九年四月二十日アウストリア、プロナウ村の本圖左側の貳階で誕生。本年四十四才。父母共に愛國の血の滲れる純獨逸民族であります

(29) ナチス関係者の使用する徽章類其二



14. ナチス役員



17. 受赦済者章



16. ナチス同情者章



15. ナチス組合章



20. SS私服章



19. ナチス農民章



18. ナチス労働者章



23. ナチス十五才-十九才



22. ナチス六才-十四才



21. ナチス少年
(SA SS 候補者)



26. ナチス医師

25. 婦人ナチス同情者



24. ナチス婦人



27. ナチス同情者章

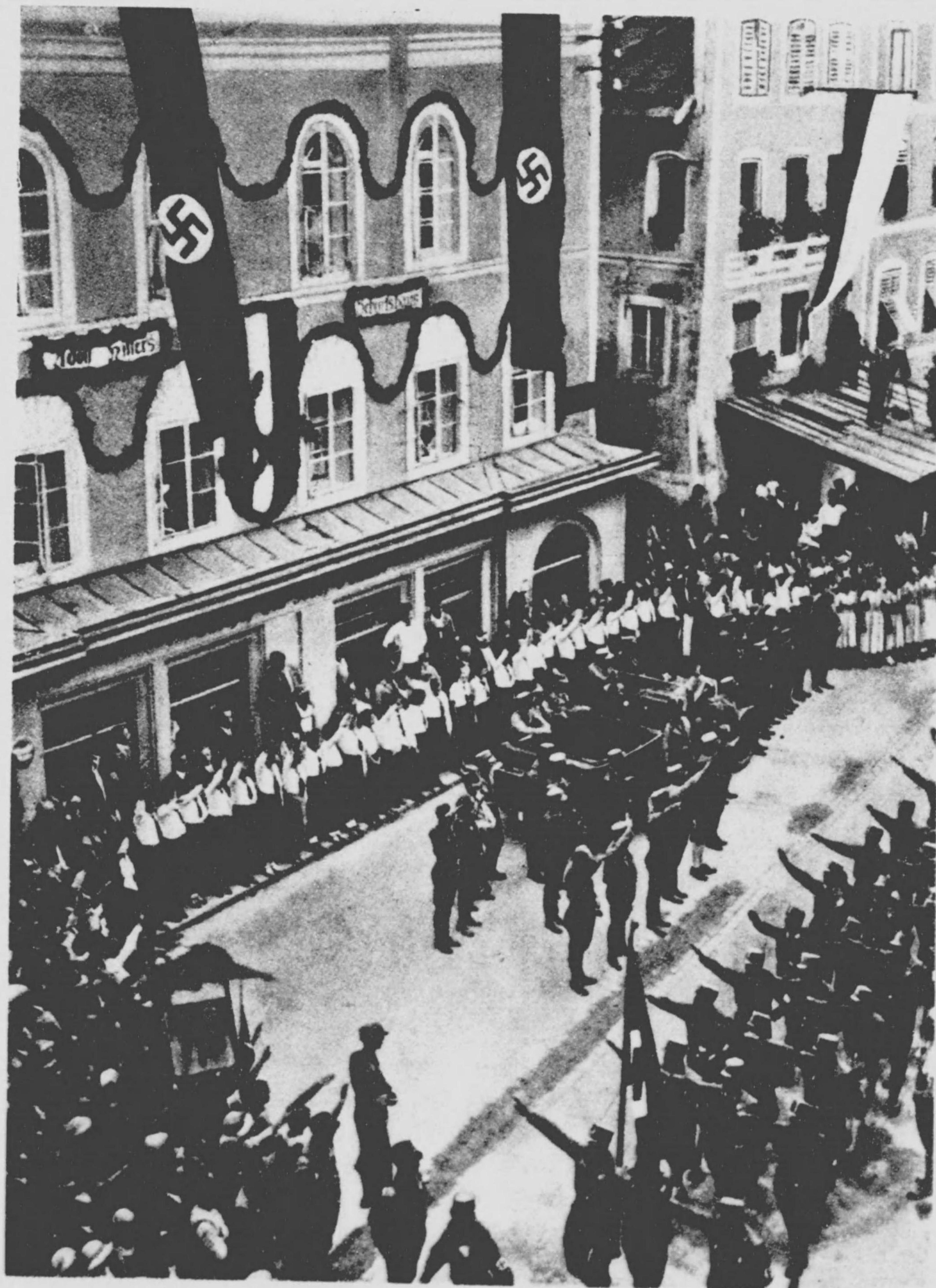


30. 案反対者

29. ナチス案反対者



28. 戦傷者章



(1) アドルフ・ヒトラー氏は千八百八十九年四月二十日アウストリア、プロナウ村の本圖左側の葺階で誕生。本年四十四才。父母共に愛國の血の流れる純獨逸民族であります

(20) ナチス関係者の使用する徽章類其二



14. ナチス役員



17. 受救済者章



16. ナチス同情者章



15. ナチス組合章



20. SS私服章



19. ナチス農民章



18. ナチス労働者章



23. ナチス十五才-十九才



22. ナチス六才-十四才



21. ナチス少年
(SA, SS 候補者)



26. ナチス医師



25. 婦人ナチス同情者



24. ナチス婦人



27. ナチス同情者章



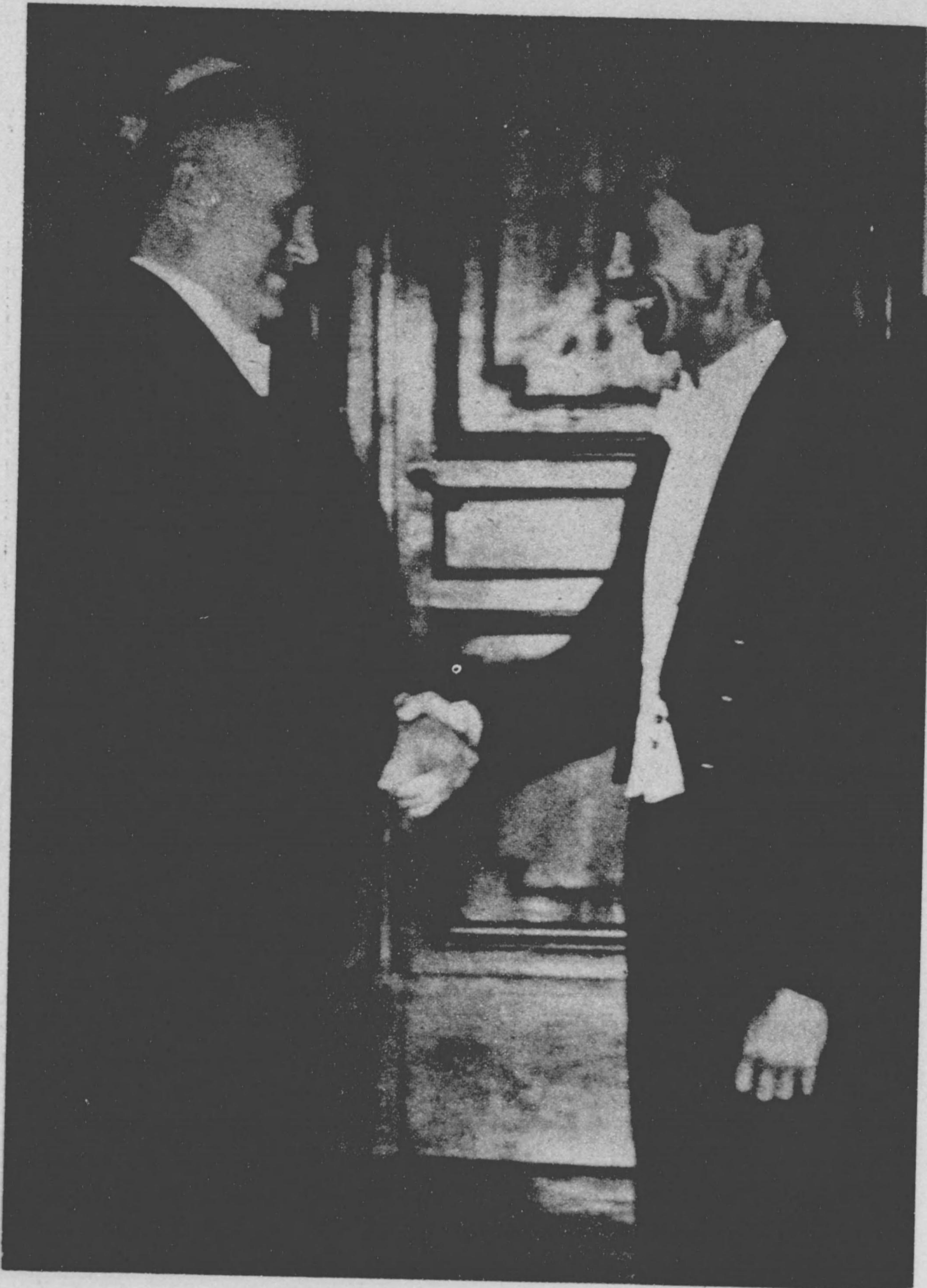
29. ヤング案反対者



28. 戦傷者章

30. 案反対者

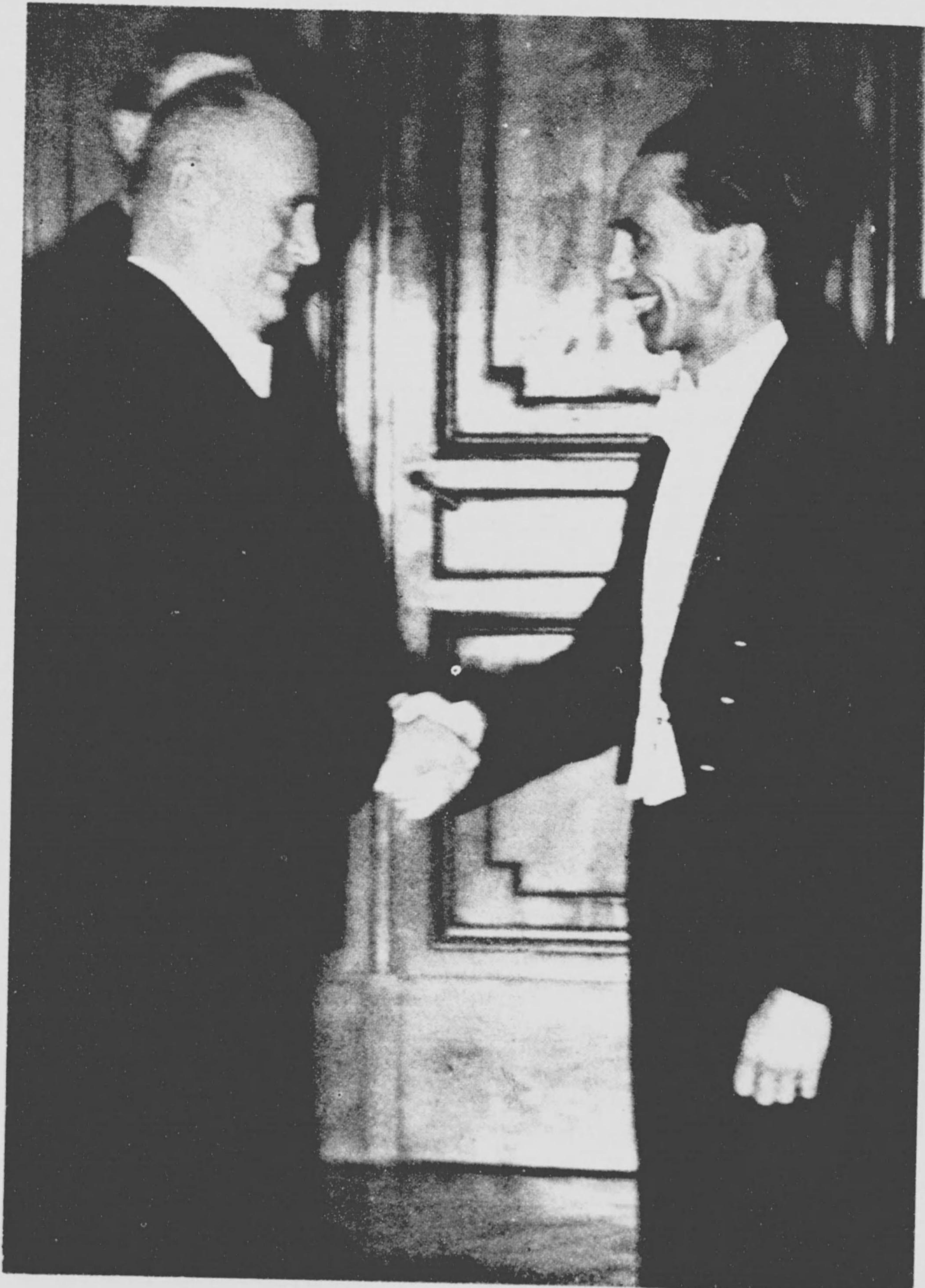




(5) 1921年秋ナチス立憲前に於けるテゲレンゼー街道上始めて黨旗を先にして自動車行進を爲す。七人の同志が漸く百人となる



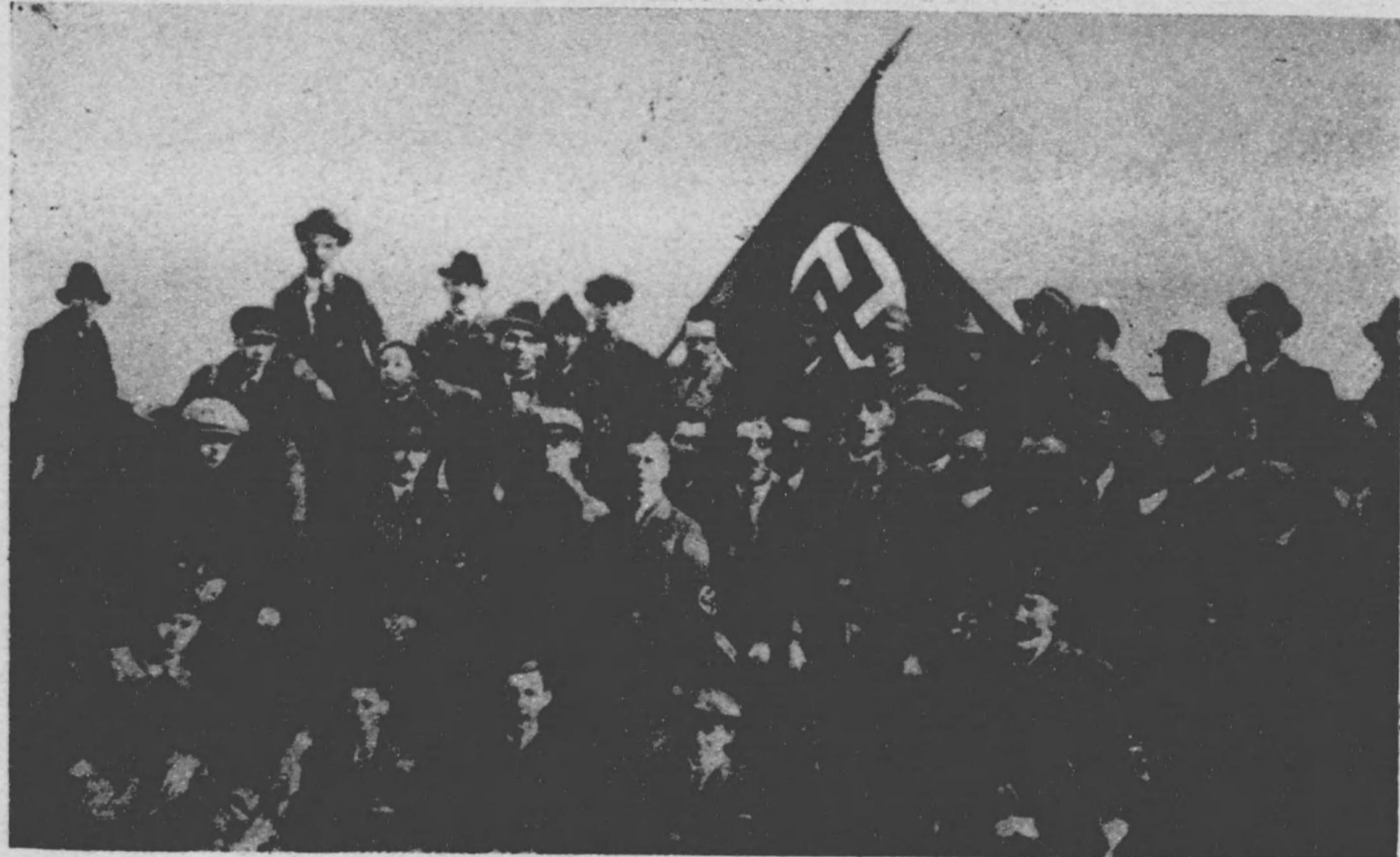
(2) 航空大臣、國會議長、普魯西首相、ドクトル・ヘルマン・ゲーリング大尉



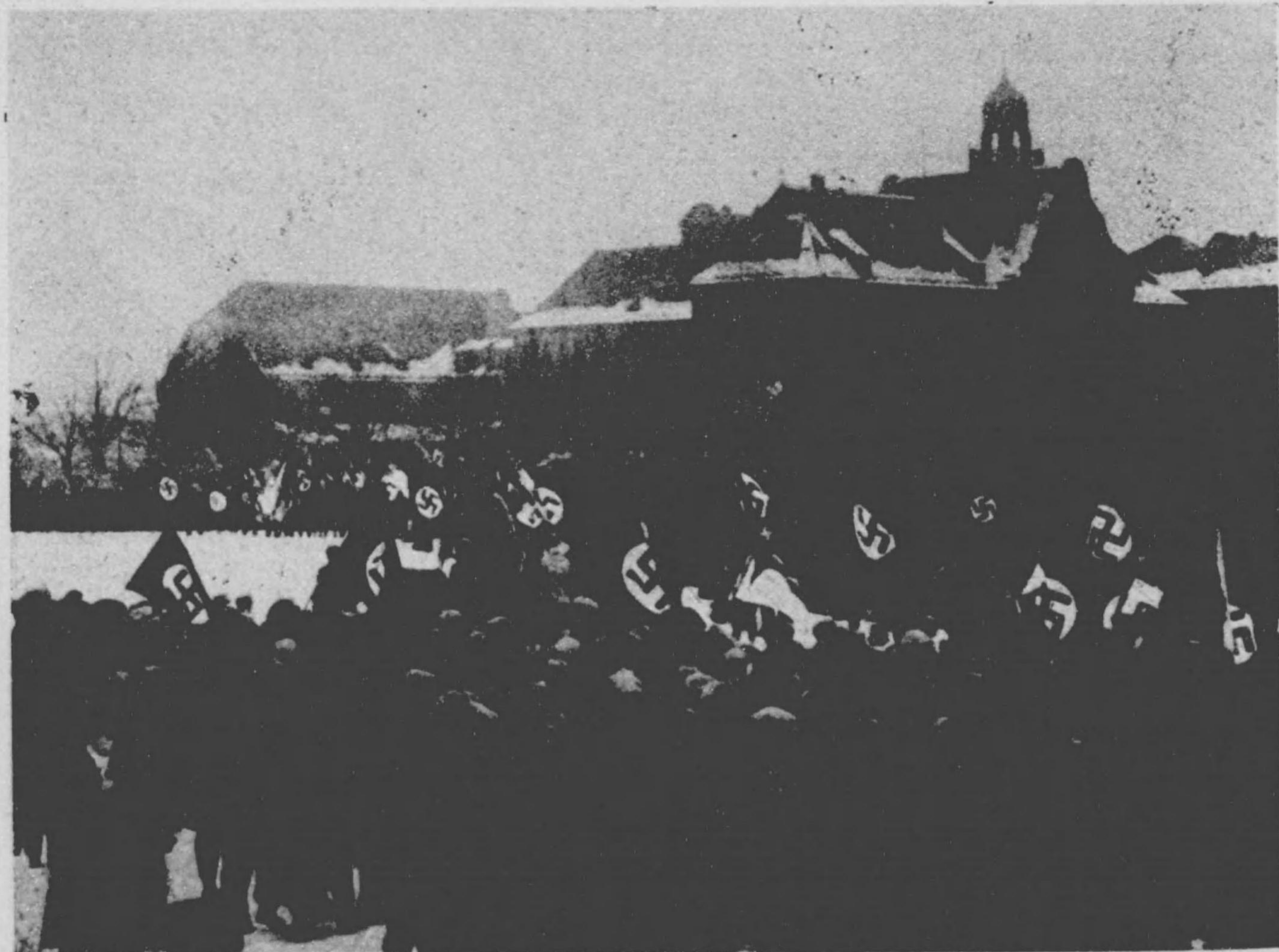
(5) 1921年秋ナチス立憲前に於けるテゲレンゼー街道上始めて黨旗を先にして自動車行進を爲す。七人の同志が漸く百人となる



(2) 航空大臣、國會議長、普魯西首相、ドクトル・ヘルマン・ゲーリング大尉



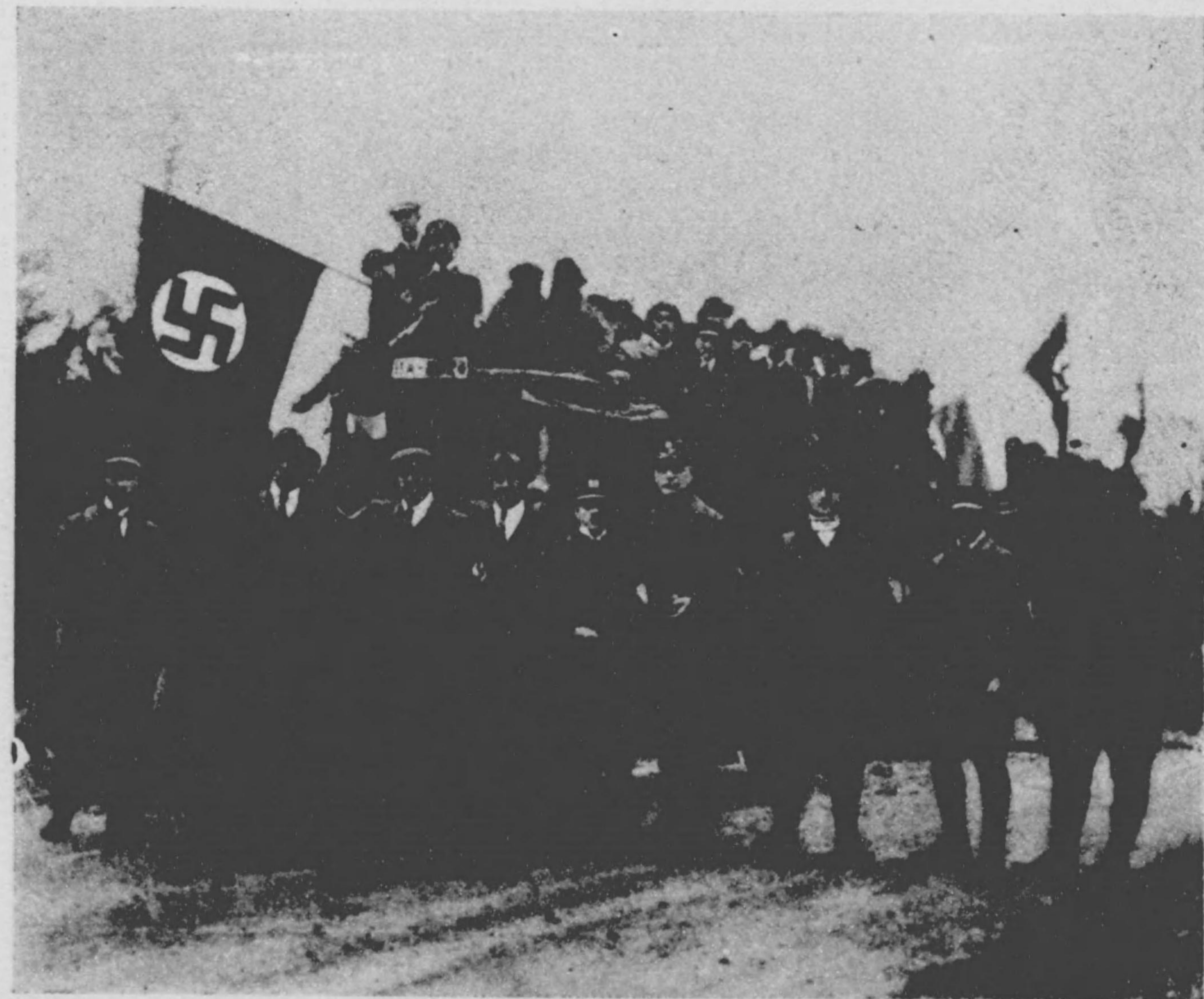
(6) 1922年コーブルグ城頭にナチス旗翻る(歴史的場面にて同志八百名を得たり)



(7) 1923(十年前)ミュンヘン市に於けるナチス旗祭(同志雲萬人となる)



(4) 1919青年ポツダムに集合し将来如何に善處すべきやを講す



(3) 伊太利ムツソリーニ首相と獨逸ゲツベルス宣傳大臣との握手, 1933五月二十九日ゲツベルス氏羅馬訪問の際



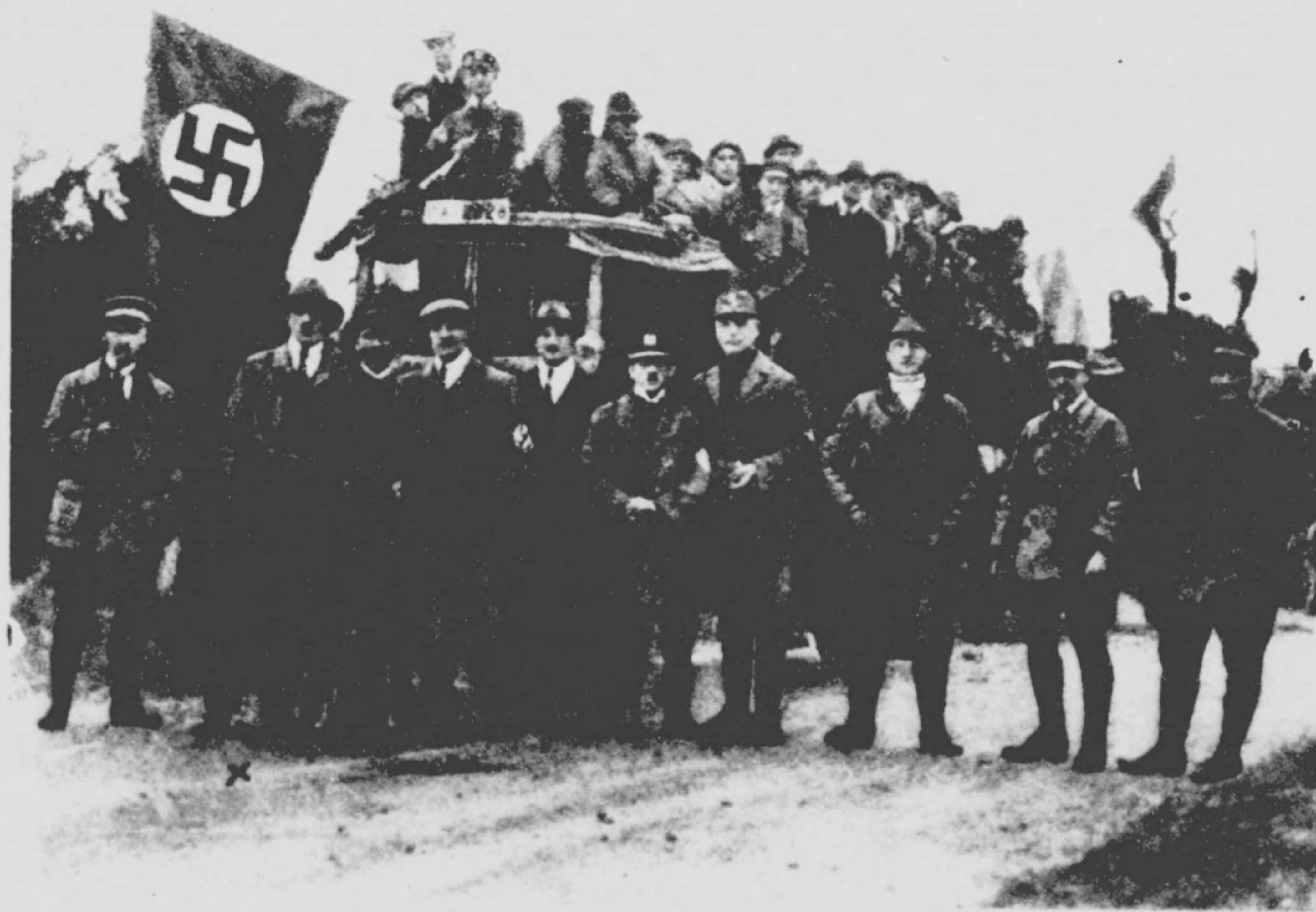
(6) 1922年コーブルグ城頭にナチス旗翻る(歴史的場面にて同志八百名を得たり)



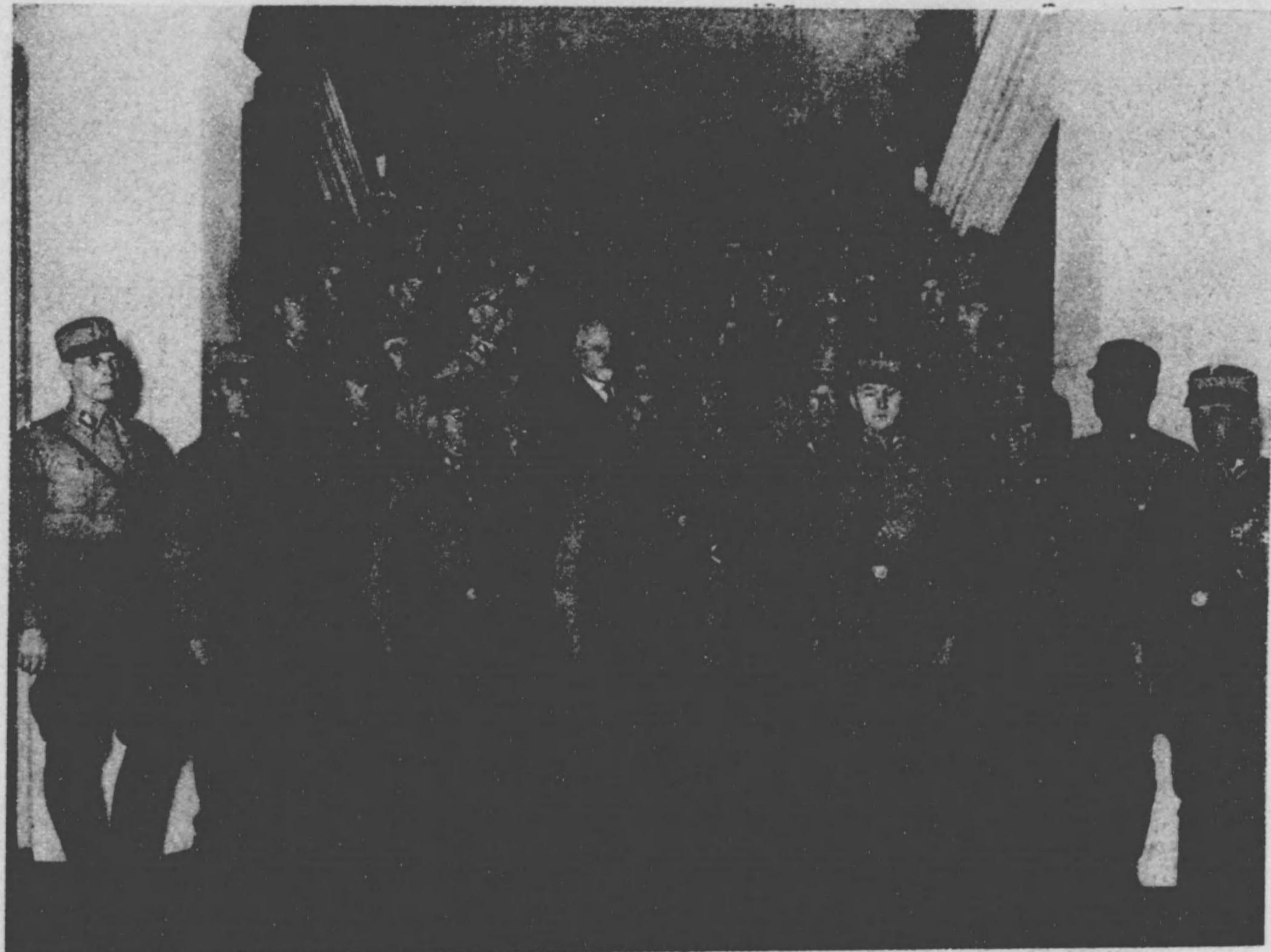
(4) 1915青年ホツダムに集合し将来如何に善處すべきやを議す



(7) 1923(十年前)ミュンヘン市に於けるナチス旗祭(同志壹萬人となる)



(3) 伊太利ムツソリーニ首相と獨逸ゲツベルス宣傳大臣との握手, 1933五月二十九日ゲツベルス氏羅馬訪問の際



(9) S, Aの幹部 (Sturm Abteilung) ×印が團長エルンスト・レーム中佐



S, Sの幹部 (Schutz-Staffel) ×印が團長ハインリツヒ・ヒムメラー氏



(8) ナチス運動は青年も老年も舉國一致で、此緊張した顔を見よ!



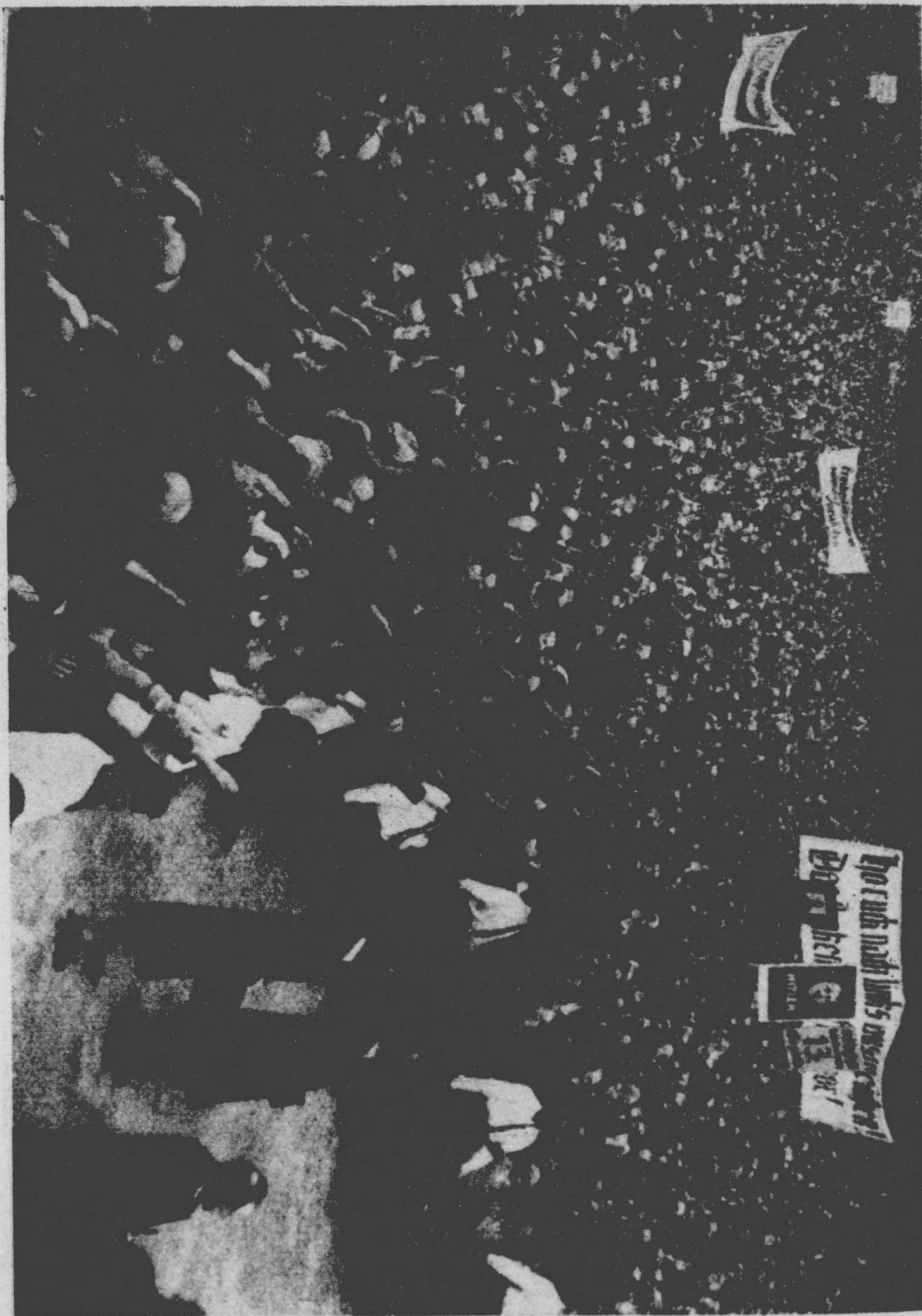
(9) S, Aの幹部 (Sturm Abteilung) 印が團長エルンスト・レーム中佐



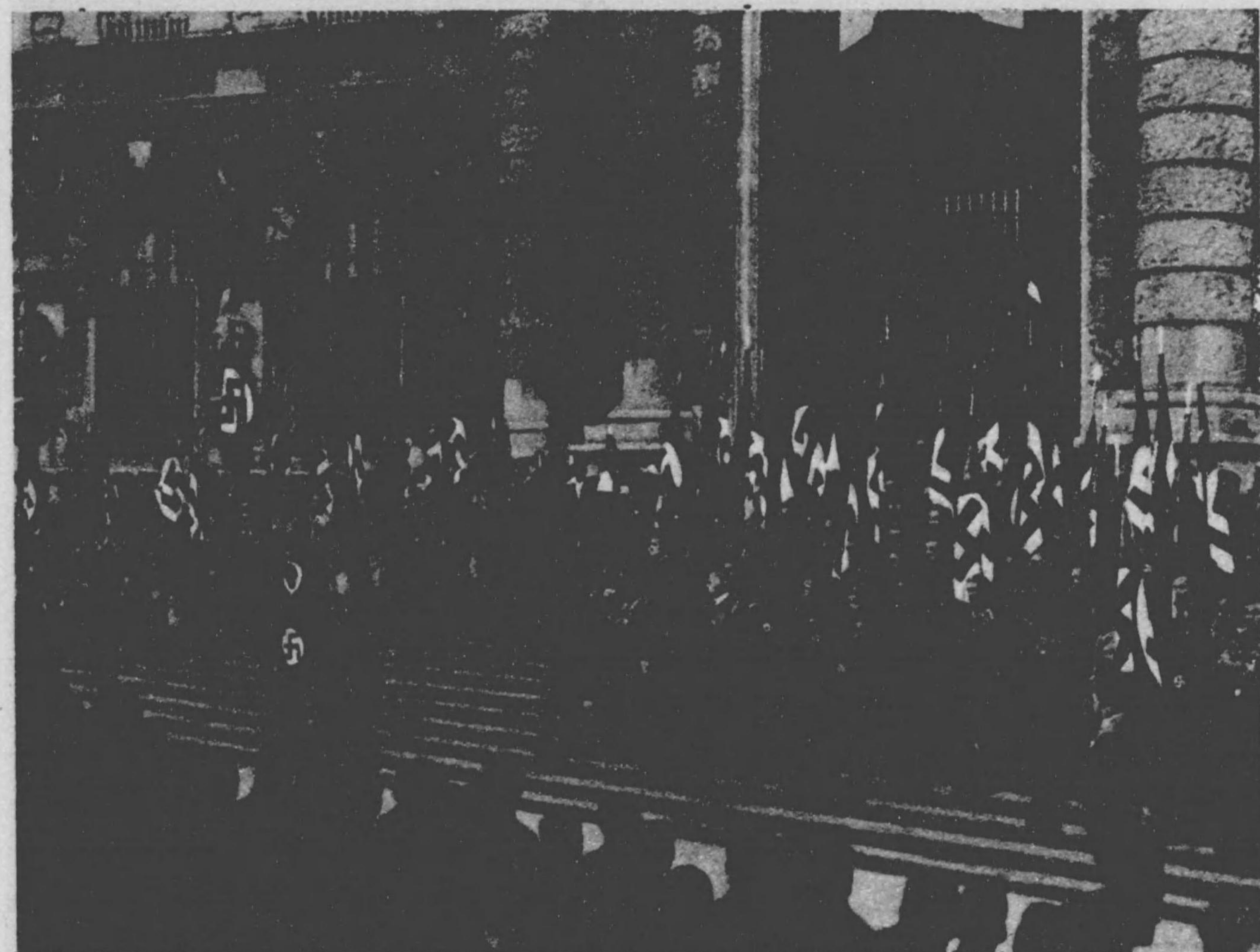
S, Sの幹部 (Schutz-Staffel) 印が團長ハインリツヒ・ヒムメラール氏



(8) ナチス運動は青年も老年も舉國一致で、此緊張した顔を見よ!



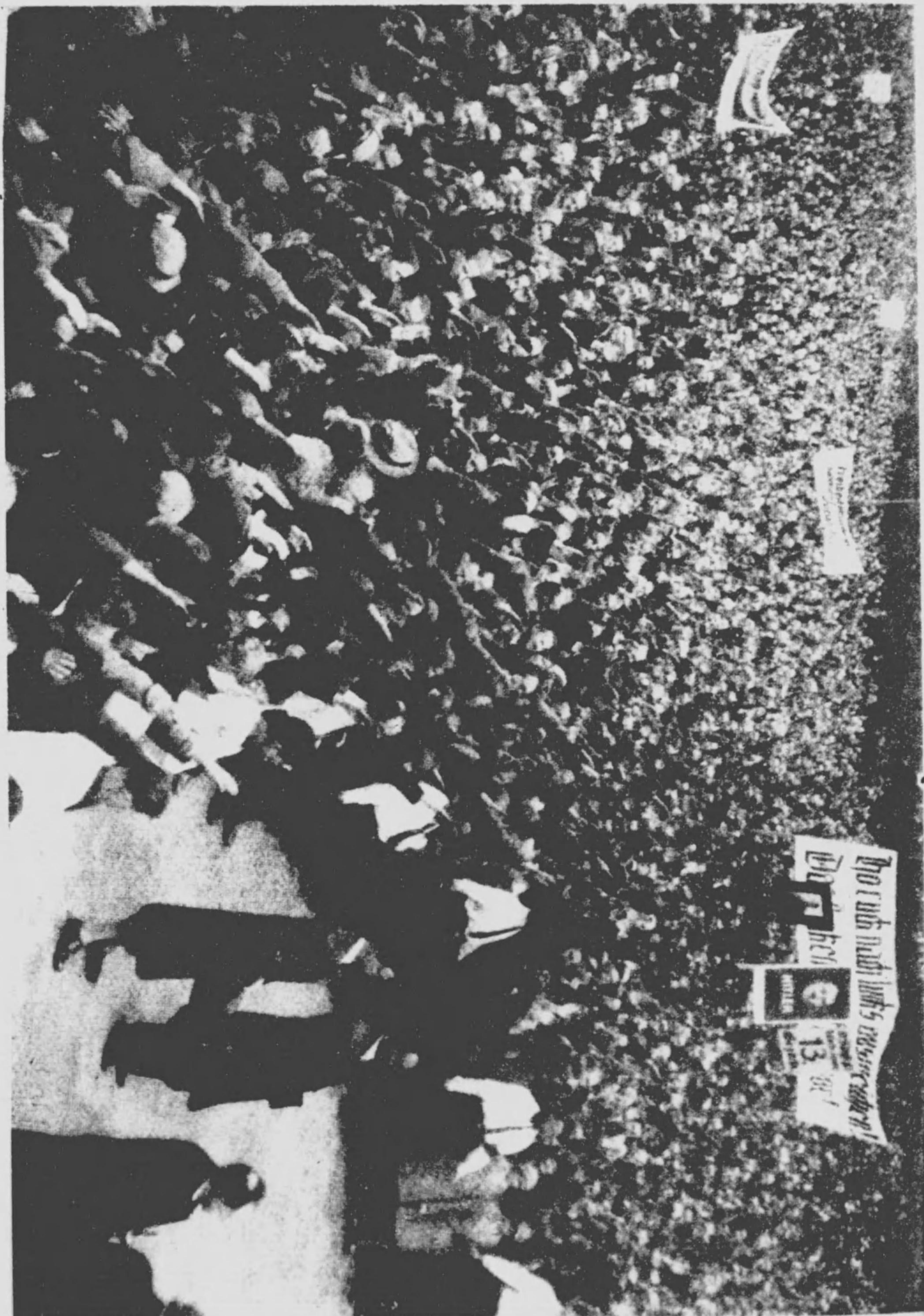
(13) 1933年5月、維也納に於けるナチスの集會



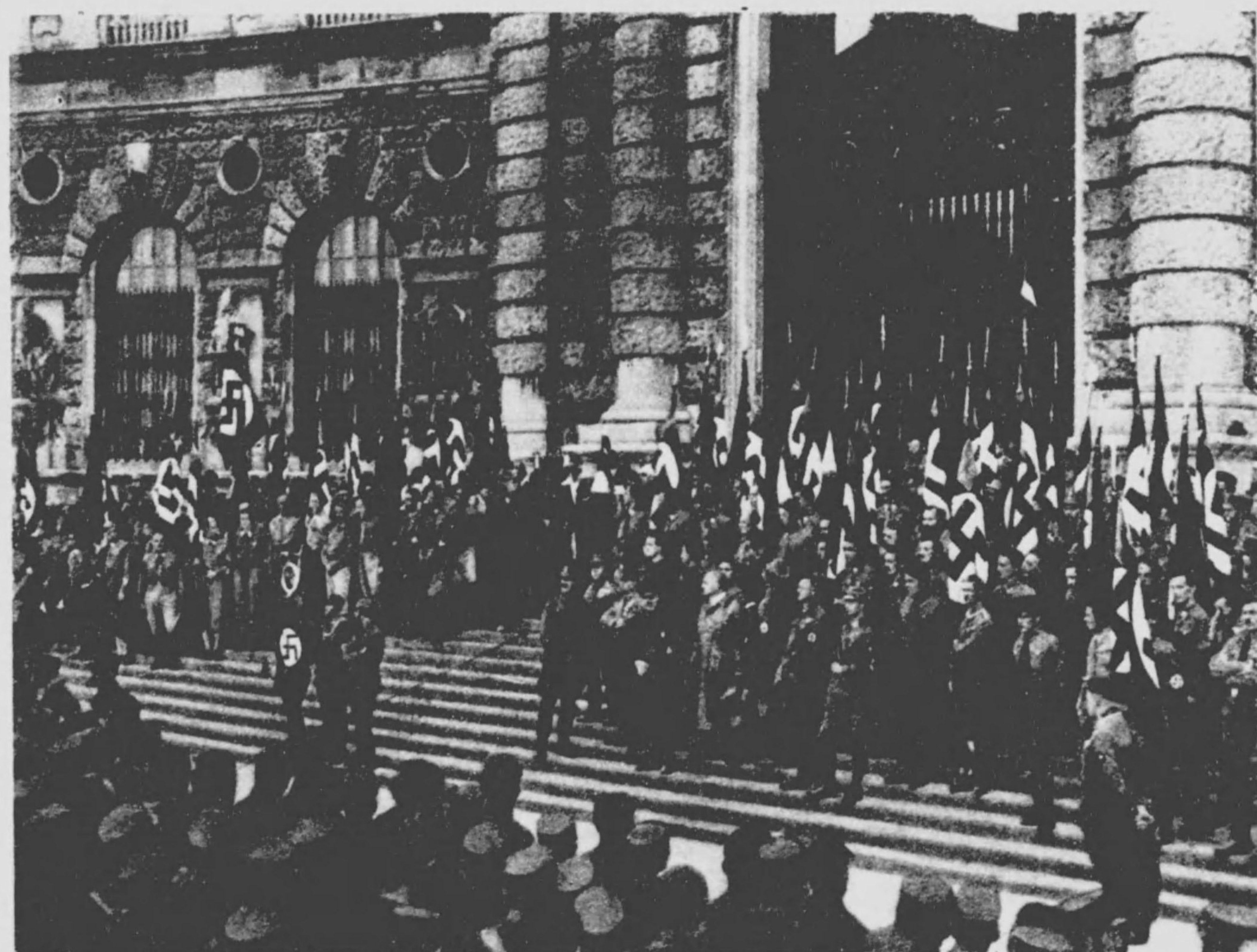
(11) 1932年維也納市舊ハーブスブルグ家の宮殿前に集會せる獨逸ナチス黨員



(12) ダンテツヒ市に於ける波蘭人の無理解に對しSS, SAの集會



(13) 1933年5月、維也納に於けるナチスの集會



(11) 1932年維也納市舊ハーブスブルグ家の宮殿前に集會せる獨逸ナチス黨員



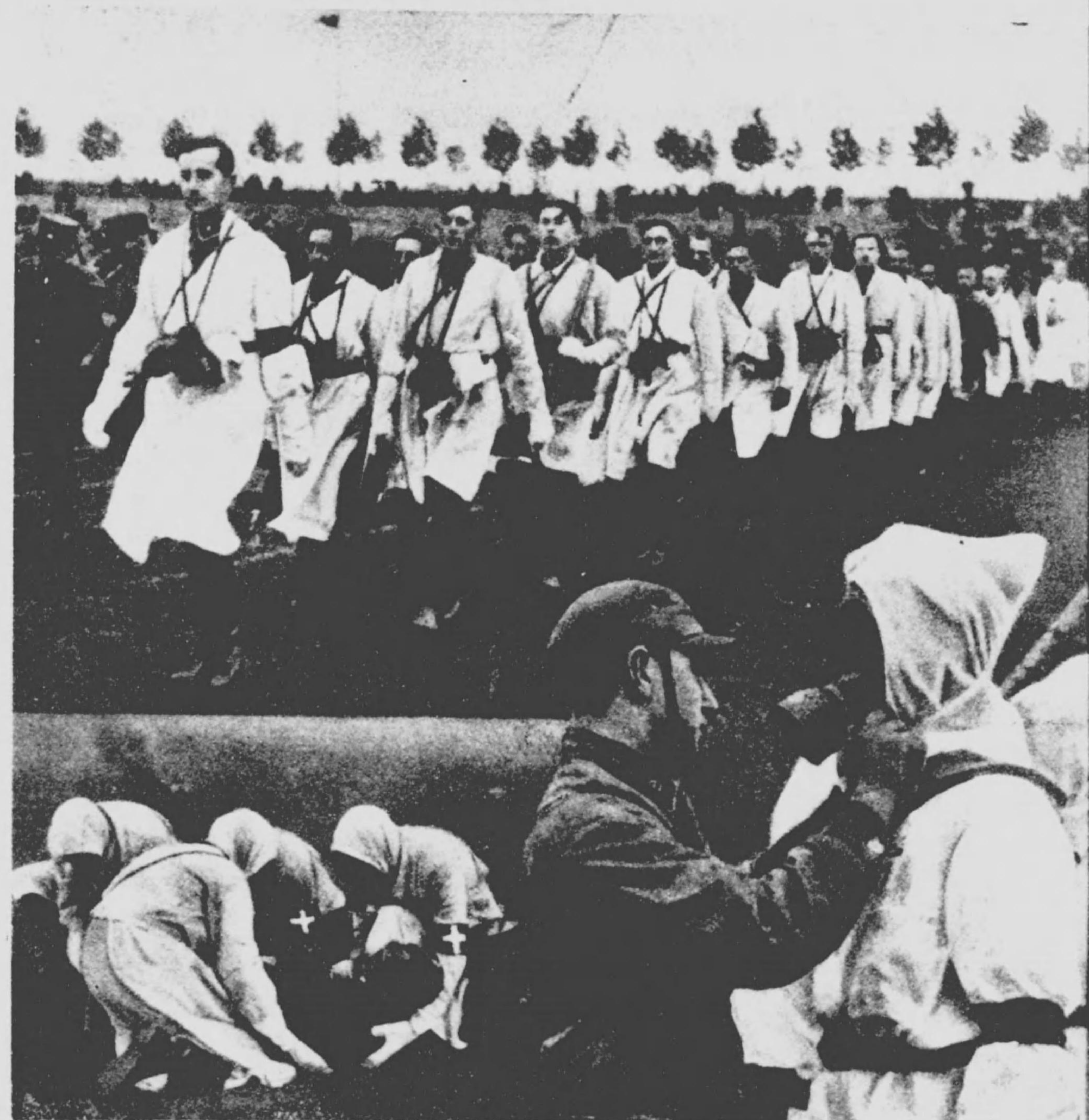
(12) ダンチツヒ市に於ける波蘭人の無理解に對しSS, SAの集會



(15) 軍用飛行機を有せざる獨逸國民の徹底的防空防毒訓練



(14) 男子拾六才に達すれば階級貧富の如何を問はず先づ義務労働に服す
(可愛い子供に旅をさせよと同意義)



(15) 軍用飛行機を有せざる猿逸國民の徹底的防空防毒訓練



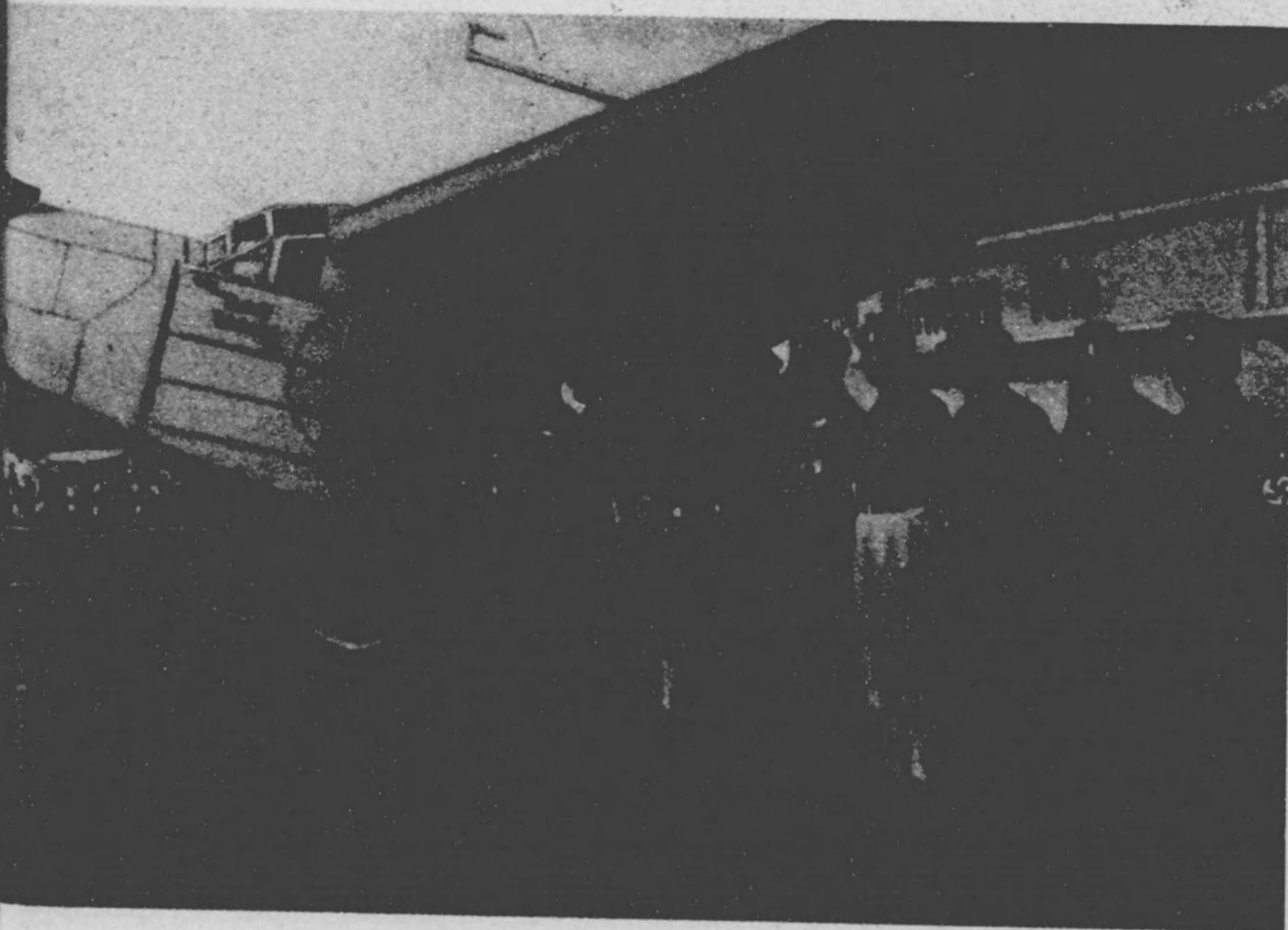
(14) 男子拾六才に達すれば階級貧富の如何を問はず先づ義務労働に服す
(可愛い子供に旅をさせよと同意義)



(18) 婦人は家庭に歸れ。良き児を生み。偉い人に育て上げよ。ナチスの強時の裏に隠はしき温き情味あり。



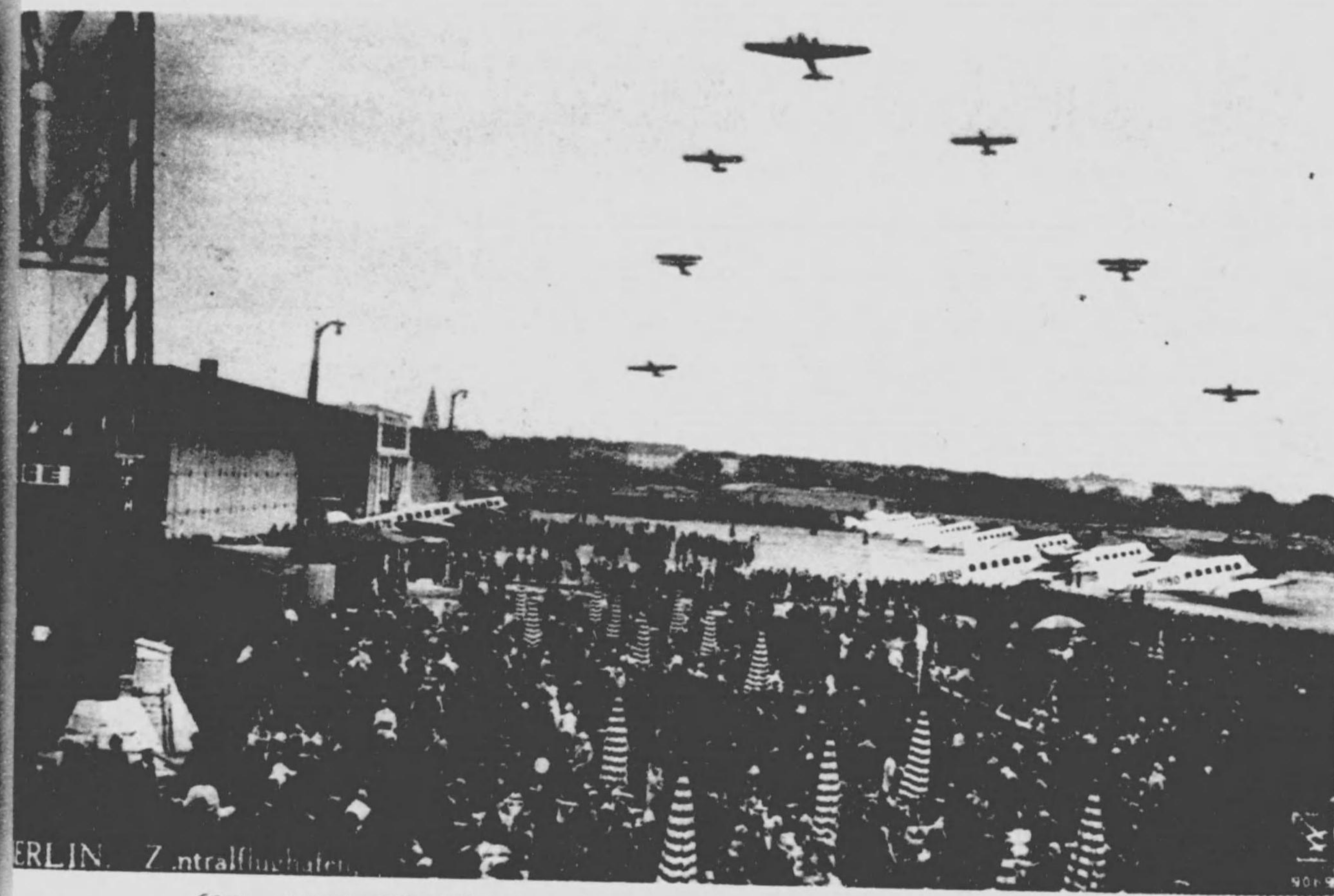
(16) 歐洲の天を覆ふ獨逸大機飛行機と柏林航空港テムベルホーフ



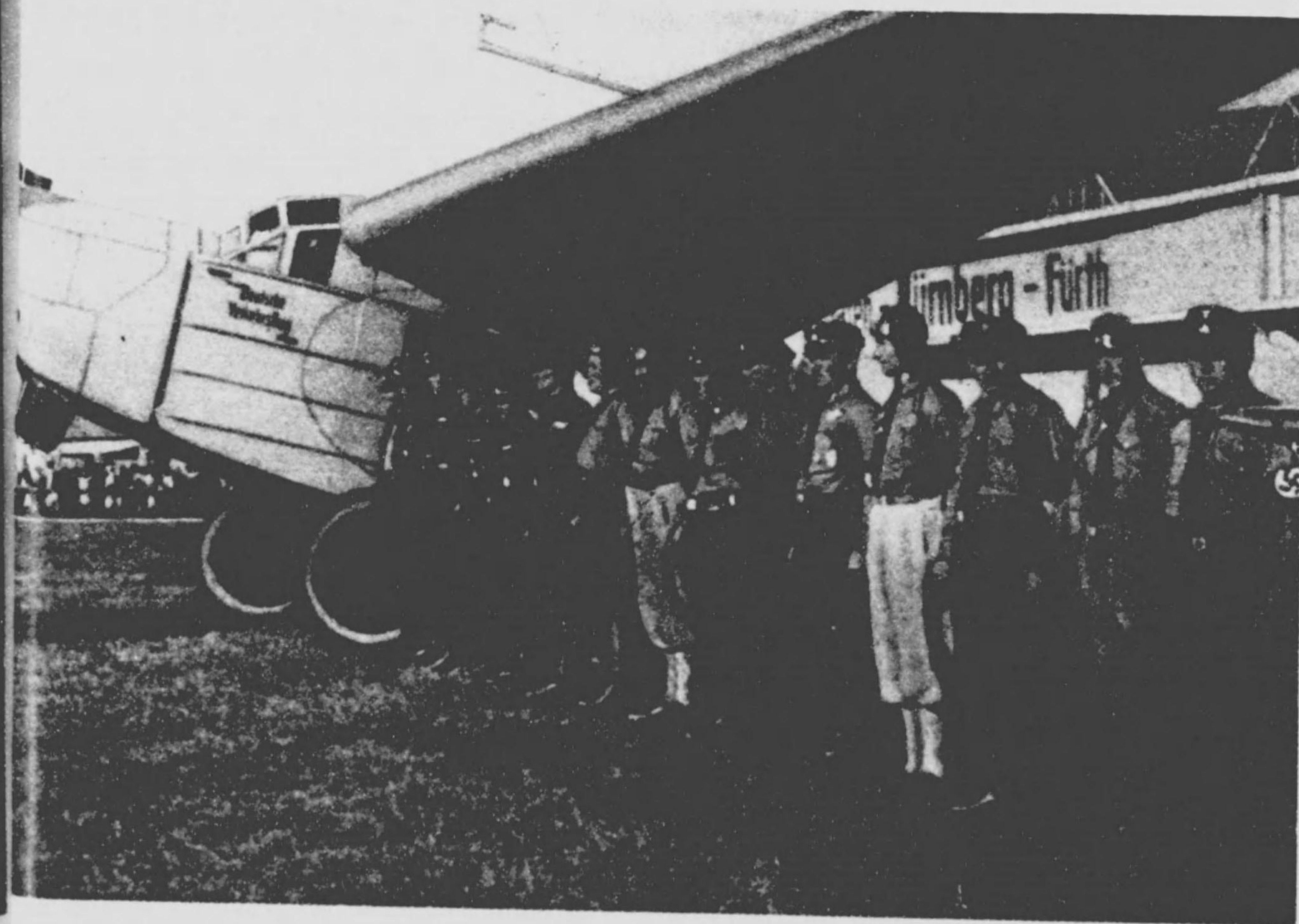
(17) ナチス紋は飛行機にも、ナチスの航空練習生



(15) 婦人は家庭に歸れ。良き兒を生み。偉い人に育て上げよ。ナチスの強味の裏に隠はしき過き情味あり。



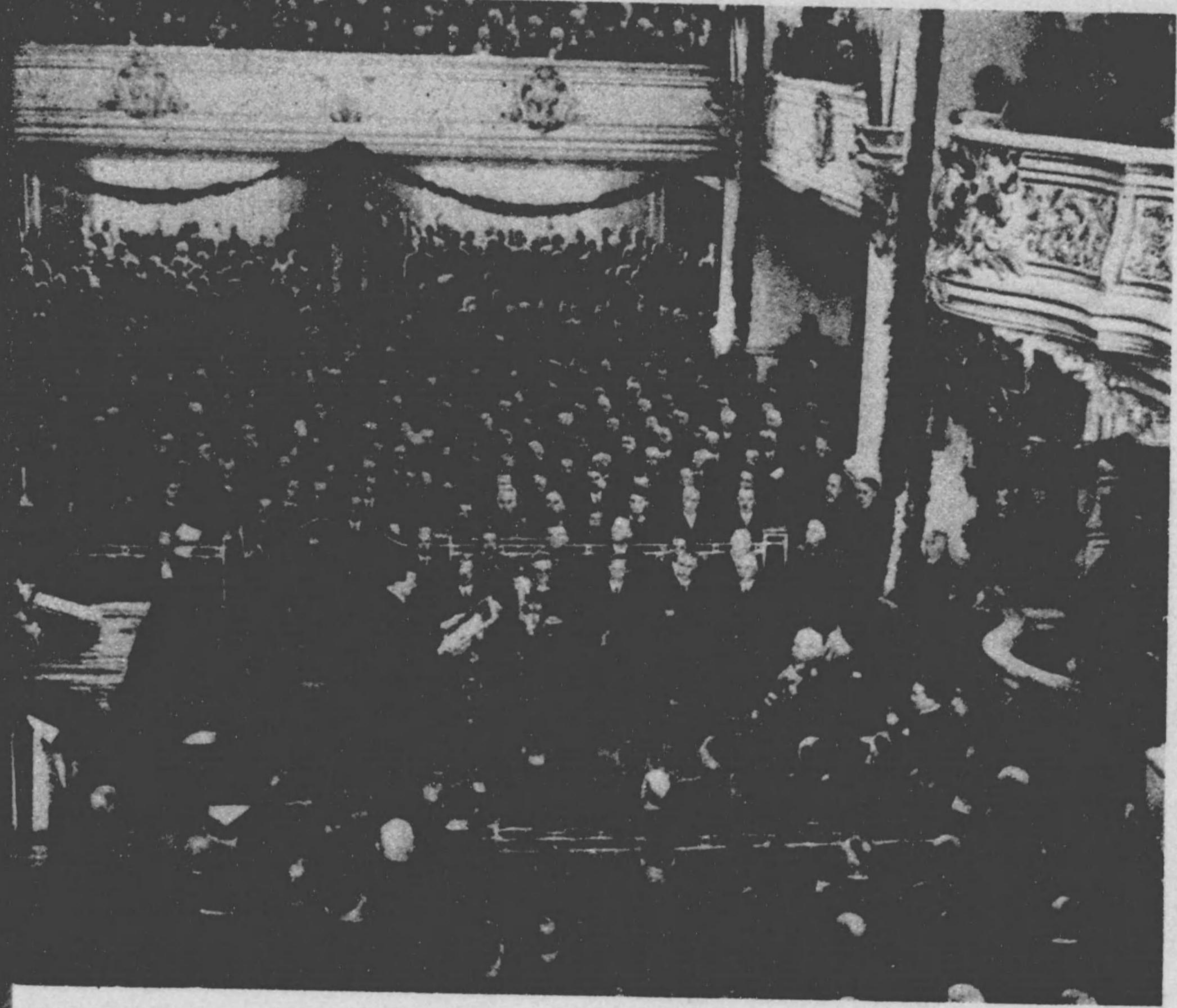
(16) 歐洲の天を覆ふ獨逸大空飛行機と柏林航空港テムベルホーフ



(17) ナチス紋は飛行機にも、ナチスの航空練習生



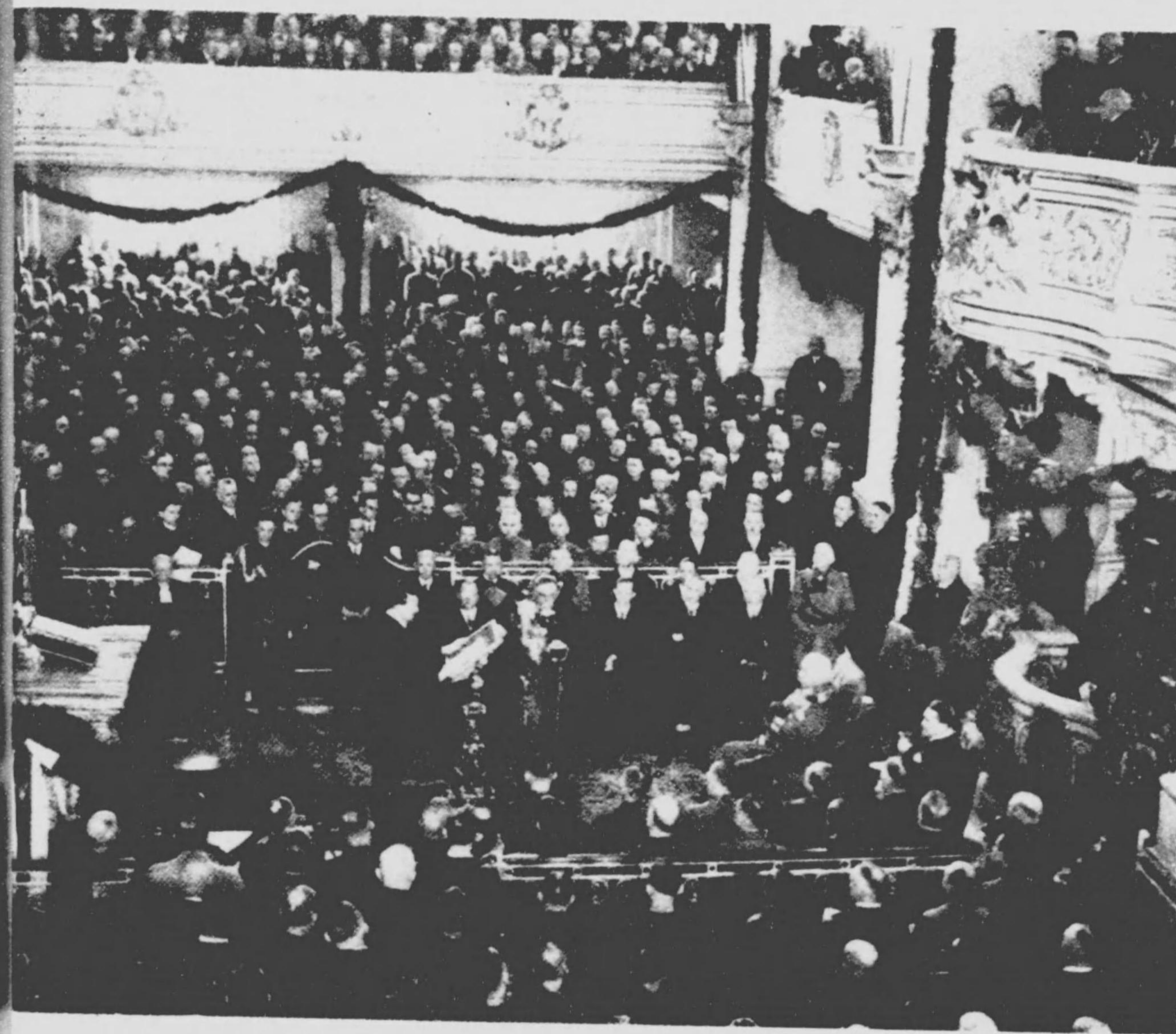
(20) 1933年5月1日第壹回勤勞祭當日柏林ストガールに於て百萬の獨逸青年を前にしてヒンデンプルグ大統領の獅子吼
“Nur wer gehorchen gelernt hat, kann später auch befehlen”
「服従を體得したる人々は、何れの日にか命令することが出来るのだ！」



(19) 1933年3月21日柏林郊外ポツダム、フリードリッヒ大王墓所兵營内教會に於ける國會開院式上に於ける首相アドルフ・ヒトラー施政朗讀演説



(20) 1933年5月1日第壹回勤勞祭當日柏林ルストガルにて百萬の獨逸青年を前にしてヒンデンプルグ大統領の獅子吼
“Nur wer gehorchen gelernt hat, kann später auch befehlen”
『服従を體得したる人々は、何れの日にか命令することが出来るのだ!』



(19) 1933年3月21日柏林郊外ポツダム、フリードリッヒ大王墓所兵營内教會に於ける國會開院式上に於ける首相アドルフ・ヒトラー施政朗讀演説

644-199

目次

第1章 底力強き國歌來因の守を聴き、翻々として語る
 ハーゲンクロイツ(ナチス紋章)の旗を見る 三

第2章 獨逸の愛國者の眼に映じたる亂麻の如き、大戦
 後の世相 九

第1節 慷慨悲憤、宣相ゲーブルス氏は何を語るか 九

1. 伯林市小學の飲食兒童 一〇

2. 美人投票に榮冠を與へたる市長もあれば、歴史上光輝を放ちしバ
 ンテル號を酒池肉林の道場に供せんとしたるデカメロンもあり 二

3. 額を貰ひたし掲げるべき壁はなし、純なる乙女、牧師の好意を謝
 し額を辭退す 三



Tag der nationalen Arbeit Berlin 1. Mai 1933.
 Der Reichskanzler bei seiner Ansprache
 an die Jugend im Lustgarten

(21) 1933年5月1日第壹回勤勞祭當日百萬人の獨逸青年に對する首相ヒトラーの獅子吼
 「労働者よ、在來の横暴を憤み農工相携へ國のため人の爲め精進せよ」

644-199

目次

第1章 底力強き國歌來因の守を聴き、翩々として舞る
 ハーゲンクロイツ(ナチス紋章)の旗を見る 三

第2章 獨逸の愛國者の眼に映じたる亂麻の如き、大戦
 後の世相 九

第1節 慷慨悲憤、宣相ゲーブルス氏は何を語るか 九

1・伯林市小學の餓食兒童 二〇

2・美人投票に榮冠を興へたる市長もあれば、歴史上光輝を放らしバ
 ンテル號を酒池肉林の道場に供せんとしたるデカメロンもあり 二

3・額は貰ひたし掲げるべき壁はなし、純なる乙女、牧師の好意を謝
 し額を辭退す 三



Tag der nationalen Arbeit Berlin 1. Mai 1933
 Der Reichskanzler bei seiner Ansprache
 an die Jugend im Lustgarten

(21) 1933年5月1日第壹回勤勞景當日百萬人の獨逸青年に對する首相ヒトラーの獅子吼
 『労働者よ、在來の横暴を憤み農工相携へ國のため人の爲め精進せよ』

4・伯林公園の記念立像列も、あはや、デモクラチック・オフフワー
の犠牲たらんとす 三

5・何と彼女の鼻の高きことよ、而して、ほの赤く其の分厚なること
よ（時計競賣場の情景） 一三

6・表に拳骨の樂譜、裏には搾取のリーフレット 一六

7・つれなきラヂオ、失業音樂家を泣かす 一六

8・フロント・シユワイン（戦線至誠の豚）と、エタツベン・シユワ
イン（兵站の腹黒の豚）と云ふ言葉 一七

第2節 奮然蹶起せし、アドルフ・ヒトラーは、時世を如何
に觀察したか 一九

第3章 獨逸に於ける時代の要求ナチスの擡頭 二三

第4章 アドルフ・ヒトラーを語る 二六

第1節 獨逸血族、税關吏の息子 二六

第2節 混凝土を混ぜつゝ、研究、マルクス主義の絶對的反對者となる 二七

第3節 労働の體驗中に胚胎せるナチス 二八

第4節 塊領居住の獨逸人に對する同情と獨逸へ歸住 三〇

第5節 歐洲大戦中の偉勳に依り鐵十字章等勳章を授與せら
れたが、其誠美と同情深き性行は、戦友上下の信頼
を深む 三二

第6節 毒瓦斯攻撃を受け盲目となり入院中靜思、回天の事
業を劃す 三三

第7節 退院後の行動 三六

1・ゾルダート・ラート（兵卒委員會）に不満 三六

2・赤服兵の捕縛よる免かる 三七

3・反共黨員として公認せらる 三七

4・軍隊に於ける政治教官に任命 三八

第8節 先づ労働黨に入黨し終にナチスを創立 三八

第5章 ナチスの綱領を説く 四〇

第6章 ナチスの紋章は活躍根源をシンボルせるもの 五一

第7章 野黨としてのナチス 五三

第1節 公黨となる迄 五三

1. 自衛手段 五三

2. 宣傳 五三

3. 新聞と機關雜誌を發行 五四

4. ヒトラー氏黨首となる 五五

5. 指導方針 五五

第2節 ナチス公黨となる 五六

1. 始めて國粹主義者の會議に公黨として參加 五六

2. 社會黨に對する運動 五七

3. ナチス第一回總會に於てS.A.に團旗の授與 五七

4. 他黨との關係 五八

5. 對佛、對伊政策 五九

6. ナチス黨員 五九

第8章 獨逸カンフンド(戰闘同盟)の成立 六一

第9章 ナチスの受難 六二

第1節 暴風前の靜寂 六三

第2節 ミュンヘン事件 六三

1. 新國民政府樹立の爲めヒ氏の演説 六三

2. デモンストレーションと不祥事件の發生 六四

3. ナチス解散を命ぜらる 六五

4. ミュンヘン事件の裁判に於ける檢事の同情 六六

5. 法廷に於けるヒトラー氏の態度 六六

6・判決と其影響

第10章 ナチスの再建

第1節 再建前の總選舉(千九百二十五年五月四日)には獨逸人種自由黨に一時合流す

第2節 再建と機關紙

第3節 強壓と不信

第4節 親伊政策

第5節 ルーゼンドルフ大將と絶縁

第6節 再興の爲めの宣傳

第7節 ヒトラー、ユーゲント(ナチス少年隊)との關係

第8節 演説禁止令の解除

第9節 ドウズ條約の反響

第10節 ヤング案反對

第11節 ナチスに對する内外人の諒解

第11章 千九百二十五年乃至千九百二十九年に至る間の基礎的開拓

第12章 千九百三十年の光輝ある進展

第1節 總選舉に於て第二黨となる

第2節 ライプチツヒ事件と惡玉の掃蕩

第3節 新組織

第13章 千九百三十一年の行事

第14章 千九百三十二年の大發展

第1節 ヒ氏の任官と國籍登録

第2節 大統領選舉に立候補

1. 千九百三十二年三月十三日の選舉

2. 千九百三十二年四月十日の選挙	九〇
第3節 ナチス再度の受難	九〇
第4節 州會議員の選挙	九一
第5節 ブリュニング内閣倒壊、パーベン内閣生る	九二
1. 千九百三十二年七月三十一日の選挙	九二
2. ヒ氏副總理大臣としての交渉を拒絶す	九三
3. 獨逸の危機	九三
第6節 パーベン内閣倒れ、シライヘル内閣の出現	九四
1. 千九百三十二年十一月六日の選挙	九四
2. ヒ氏再び副總理大臣としての交渉を拒絶す	九四
第15章 ナチス終に政權を獲得す	九六
第1節 ヒトラー氏の入閣と其關係	九六
第2節 公然たるナチスの選挙大運動	九六

第3節 マルクス主義者の掃蕩	九七
第4節 憲法一部停止に關する大統領令	九八
第16章 ヒトラー内閣第一回の總選挙	一〇一
第1節 總選挙の結果	一〇一
第2節 投票總數増加に關する觀察	一〇三
第3節 ナチス黨員の増加	一〇三
第17章 ヒトラー内閣の第一回の國議會	一〇四
第1節 首相としてヒトラーの施政演説の要點	一〇九
第2節 全權委任法案の通過	一一一
第18章 ヒトラー内閣の施政概要	一一四
第1節 官吏の大更迭	一一四
第2節 中央集權の斷行	一一六

第3節	言論機關の統一	二七
第4節	失業救済	二八
1.	失業と従來の救済法	一九
2.	失業救済大計畫	二三
第5節	教育の振興・風教の改善	二九
第6節	對猶太人政策	三三
第7節	對共產黨政策	三六
第8節	航空政策	三八
第9節	經濟界の概況	四一
第10節	愛國運動記念日(勤勞祭)	四二
1.	大統領ヒンデンブルグ元帥の雄叫び	四六
2.	ヒトラー首相の教訓	四七
第11節	對外政策	四八

1.	四國協定	一五〇
2.	歐洲諸國との關係	一五三

第19章 暗雲低迷する壽府の空 一六〇

第1節	フリーメーソン(猶系祕密結社)の暗躍	一六〇
第2節	吹いたりや本音	一六四
1.	英國代表者サア・ジョン・サイモン外相の提案	一六四
2.	佛國代表ポール・ボンクル外相の再軍備禁止論	一六六
3.	米國代表ノーマン・デヴィス氏の高度軍備縮少論	一六六
4.	獨國代表フォン・ライン・パーベン副總理の應酬	一六七
第3節	獨逸の國際聯盟、一般軍縮會議脱退	一六七
1.	ヒトラー首相の聲明	一六七
2.	ヒトラー首相ラヂオ放送	一六九
3.	議會の解散と總選舉並に民意を問ふ爲めの投票	一七一

第20章 ハイル・ヒトラー（千九百三十三年十一月十二

日の一般人民投票と總選舉の結果舉國一致ヒト

ラー内閣の支持決す）……………一七三

第21章 秋晴れの天空から地球の鳥瞰……………一七五

目次終

寫眞目次

1. アドルフ・ヒトラー誕生の家
2. 航空大臣、國會議長、普魯西首相ドクトル・ヘルマン・ゲーリング大尉
3. 伊太利ムツツリニ首相と獨逸ゲツベルス宣相との握手
4. 歐洲大戰後一九一九年、獨逸青年ボツダムに集合して將來を議す
5. 一九二一年、テゲレンゼー街道に始めて自動車行進
6. 一九二二年、コーブルグ城頭ナチス旗翻る
7. 一九二三年、ミュンヘン市に於けるナチスの旗祭
8. ナチス運動は青年も老年も舉國一致で
9. SAの幹部
10. SSの幹部

- 11・一九三二年維納市舊ハーブスブルグ家の宮殿前に集合せるナチス黨員
- 12・ダンチツヒ市に於ける波蘭人の無理解に對しSA SSの集合
- 13・一九三三年五月墺都維納に於けるナチス黨員の集合
- 14・男兒十九歳に達すれば階級貧富の如何を問はず先づ強制労働
- 15・軍用飛行機を有せざる獨逸國民の徹底的防空、防毒訓練
- 16・歐洲の天を覆ふ獨逸大型飛行機と、伯林航空港テムベルホーフの盛況
- 17・ナチス紋は飛行機にも、ナチス青年の航空術練習
- 18・婦人は家庭に歸れ
- 19・一九三三年三月二十一日國會開院式に於ける首相ヒトラーの施政朗讀演説
- 20・一九三三年五月一日ヒンデンブルグ大統領の獅子吼
- 21・同日首相ヒトラー氏の獅子吼
- 22・一九三三年伯林に於ける獨逸軍隊、警察隊、SA SSの檢閲
- 23・ヒンデンブルグ大統領SAを檢閲

- 24・一九三三年五月一日勤勞祭當日、大統領と首相自動車に同乗し國民堵列の間を縫うて敬禮を受く
- 25・ナチス會員の群集
- 26・ハーゲンクローイツ（ナチス紋）の昔を偲ぶ
- 27・ナチス腕章三種
- 28・ナチス徽章 其一
- 29・同 其二

自序

現在、世界の視聽は、獨逸に注がれて居り、三尺の童兒尙ナチスを口にして居る。

豫て獨逸を見たことのある予、特に現今は、新聞に關係して居る予は、ナチスに對して、インテレストを持たざるを得ざる次第であるから、新聞雜誌は勿論内外の文獻を獵涉して、年來ナチスとは如何、兎に角曲りなりにも、一定見を纏めて見たいと志して居つた。

本春二豎に冒され、幸九死に一生を得たから、轉地療養の爲め、獨逸へナチス修學旅行に出かけて、ヒトラーの風姿に接し、其雄叫びの聲を聴き、各種の職業の人々に逢ひ、所説を聞き、ビール屋に揚るナチスユーゲント（若人）の燃ゆる如き氣焰を聞き、規律正しき其行動を見、短時日ではあつたが、極めて冷靜に、縦横から獨逸の現況を視察したのであつた。

結極、ナチスは、其旗が我日の丸の逆で、文字が、古代武勇を表現する型であること、其精神が、日本の古代武士道に相似たる點、獨逸人の眞意は決して好戦ではない。去りとして生地が

ないのではない。文明の度の高い此民族は、四隣から受くる強壓に對して、解放せられ、自由を得んと欲すること、純真なる獨逸國民性を傷けんとする、過激思想や、拜金民族に對し、鐵箠を振ふので、兎角、果敢斷行に際しては、虎の威を籍る狐が飛び出し、親の心を辨へぬ不肖兒が出て、物議を醸すことがあり、自衛の度が過ぎて積極争闘となり流血の慘を現出したり、雄辯が過ぎて所謂口禍誤解を生ずる如きことは、何れの時、何れの國、何れの革命にも起り易いことで、吾人は是等の些事に眩惑されない様に、冷靜に、公平に、大局に着眼し、枝葉末節に拘泥しないで、實情を調査し、寛容であらねばならん。右顧左眄、徒に神経を尖らせ、感情に走つたりすると、不知不識の間に、反對地位の宣傳に乗せられることもあり、自己の狭い見解特に曾遊國の親み等と云ふ私情が、往々公正なる判断に一抹の暗影を漂はすこともあるから吾國の如き立場にある人々は、彌が上にも冷靜公平の判断を必要とする。

曾て、久しく獨逸に滞在して居つた方々でも、恐らくは、現状を詳知せられたならば、眞に豫想外であらう。僅か六年目に行つて見た予も、その變化の甚だしいのに一驚を喫したのである。漫々たるエルベ河の流れ、ウンテルデンリンデンの木影には變化はないが、獨逸人の精神

の復興、祖國の外歴からの解放、優秀なる文明人としての誇りの保持の爲め、學國一致、頭と體との勤勞奉仕に對する眞劍味、實に數年前には認め得ざりしものを見出したのである。

而して獨逸人は、ナチスに重壓を感じて居らなければかりか、之を謳歌して居ることを、特に汎く紹介する。此點に於て、或は本邦於て、大なる認識不足がある様である。

予や不敏、一介の武辯、而も廢人、外交を辨へず、法律を知らず、政治を語らず、況んや金儲けをや。併し吾れは五十三歳の青年を以て自任して居る、向後少くも三十年間に、社會諸般の仕事の研究して見ようと志し、現在は世相に着意し、新聞雜誌の研究に没頭中で、其一要目として、獨逸、ナチス、ヒトラーを研究中であつて、獨逸から歸つて來た所が、各方面から講演を求められ、投稿を請はれ寸暇なき現狀である。寧ろ一卷を物して、各方面に酬いんとして毎日午後六時から、八時間を本書の爲め注ぐこと茲に五十日、本書の貳倍強の文獻が出來たのであるが、目的は大衆の常識で、徒に紙數の多いのは、讀破を困難にし、且又ナチスの争闘、受難時代の詳記は、大衆を利することが少いから、思ひ切つて原稿を抹消し、簡約にした。或は爲めに隔靴搔痒の感が無いでもないが、此點は平に讀者の寛容を冀ふ所である。

掲載事項の正確を期する爲め、獨逸人にして年來の友人中、最近母國を視察して再渡來した二三の人々に、一應眼を通して貰うたことを特に附記し、其友誼を謝すると共に、本書が場當りの著述でないことだけを、讀者に告ぐる光榮を有するのである。記して以て序文に代ふるのである。

4

昭和八年十一月 東京下落合茅窩にて

安 達 堅 造

ナチスの真相

ナチスの真相

第一章 底力強い國歌來因の守を聴き翫々して翻る ハーゲンクローイツ(分字)のナチス旗を見る

回顧すれば、昭和貳年の春、歐洲航空界の實況視察の爲、空中旅行をして、空から歐洲を見ると共に、地上に於ても、大戦後に於ける、實況を視察し、特に獨逸の事情に關しては、獨逸魂の行方に就きて、可なり深刻に研究をしたのだが、當時の國旗は、吾々學生時代に知つて居つた、黒、白、赤をなぐ、黒、赤、金の三色の共和旗であり、鐵兜團のデモンストレーションに際しては、沿道のビルディングの窓からは、赤旗や、赤毛布が出され、街頭では、社會黨員と愛國黨員とが、衝突をし、黒ゴムのヘルメットを戴いた警官が、大型の自動車に乗つて、東奔西走、秩序の維持に勉めて居り、機關銃を積載したオートバイさへも異様に眼に映つたのであり、かなり貧富の懸隔が出來、中産階級の智識ある人々で、失業して困つて居る人や、榮養

不良で、不治の病に捕はれた人々も見受け、勿論大戦の影響なりとして單純に考へたのであつたが、オーベルウオル街の古道具屋に帝政時代の勳章が、骨董品として陳列せられ、吾國の勳章さへ賣り物に出て居つて、切齒扼腕したのであつた。フレデリックストラッセを散歩して、十二三分の間に貳拾餘名の街の女から呼び止められて、あたら色男視されたのを、不愉快に感じて、吾國の公娼に不如と迄考へさせられたのであつた。カフェ、寄席等迂濶には見て居られない、動もすれば妙齡女子に拉致されさうで、幕合の休息時間に或る緊張を感じしめられた。併し、私は之を善意に解釋して、一に大戦の影響に依るものなりとの同情の眼を以て一切をカモフラージュして、専念自己の研究に邁進して事なきを得たのであつた。

然るに今日の獨逸は如何、赤い露西亞を通過し、黒麵麴で腹の底を痛め、BBの波蘭に稍生氣を恢復して、入獨した所が、前回とは形勢一變、國旗は昔の黒白赤の三色旗に歸り、前回に不思議に其聲を斷つて居つた、有名なる來因の守即ちツムライン・ツムドキチエンラインの舊國歌又「獨逸は總ての上に」との新國歌、及「旗を差し上げ諸手を組んで進め」のナチス歌を朝な夕なに聞く様になつた。

凡そ國歌は國民の情操の表現であつて、ツムライン・ツムドキチエンラインの國歌は、普佛戦争後、ウキスバーデンの北ニーデルワルド、デンクマイル(銅像)に刻み込まれたもので、其歌の内容は、血の流れ居る間、刀を執り得る間、銃の引金の引き得る間、(即ち命のあらん限りと云ふ意)此來因河の右岸は敵に踏ませまいぞ、踏ませざらんことを期せよと云ふ意味であり、シー・ウイールヘルム作歌である。愈々獨逸も昔に歸つたなと思はしめた。

ラヂオで放送する歌を検討してみると、次の様なものがある。

國民氣を着け、普魯西は馬克の原、ヒトラ一萬歳、吾が聯隊と吾が國家、百合の花三輪(國家への犠牲者に手向ける歌)、獨逸の國旗、等々。

さては前回には、次の様な、ダンス用の放送があつた(尤も今でも、ダンスホールではやつて居るものもある様だ)のだが、變つたものだなと、大に考へ出した。

吾れは若し、私の心は冷靜で汝は可愛いよとの囁き、可愛いと云ふ言葉、男は小兒の如し、奥様私は貴方をかまはないことはない、私の心配して居ることは、小目白の言ふことには、人間惚れたなれば、バイオリンをひく内の涙、自信を失うたれば、等々。

其内容に到りては、醜と廢頽と糜爛あるのみ。

アースト・ハンフシテングル作のドキツチエル・フォン（南風）と云ふマーチは、頗る勇壯のもので、之れは殆ど毎日、ラヂオ放送中に現はれると云うてよい位多く放送もされ、ナチス行進にも樂隊が必ずと云うて良い位演奏されるのである。

さらでだに規律正しき國民獨逸人の、一時傾きかけた規律は恢復されたことを、色々の場合に聞かされた。

カーキ色の制服、それはジャケットの上にズボンを穿く、長靴又は革脚絆を用ひ、腕にハーゲンクロイツの腕章を巻き、大股に、凛々しく活歩する人の、如何に多きかを見、特に土曜から日曜に亘り、後に詳説するナチス（ナショナル・ソサイリスツの略即ち國家社會黨）の、少年、少女、青年、攻撃團、攻撃梯團等の示威行進の、恰も六年前渡歐の際の伊太利フワツシヨの如き状態を目撃して、百感交々吾が腦裏を刺戟したのである。

獨逸の有識者は、希臘史や羅馬史に對する造詣が深いので、獨逸魂は是等に依りて陶冶せられたるものと見るのが、最も良き認識であると信ずる。

三千年前の希臘の標語に、次の意のものがある。

ウツク、アガトンポリコイラニエー、ハイス。又コイラノス、エスト、ハイス、バシロイス。

此意味は、主人は唯一人丈けである、主人が大勢出來たのでは駄目だ、即ち國には國王は一人丈けであると言ふことである、甚だ我國の事情に似て居るので、畏れ多いことだが、上御一人と言ふことに一致して居る。

故にデモクラシーの東漸は、獨逸人の先天的性格とは相容れないので、一時大戦後に麻痺して居つた獨逸人の意識は、今や黎明恢復期に入り、獨裁主義の人格尊重主義が、再興して、その結果萬策が更生せられたと見ることが、最も正しき獨逸に對する認識であると信ずるのである。勿論建設の途中には、各種の障碍や、闘争もあらうが、枝葉は大目に見て、大綱を握ることに着眼せねばなるまい。こゝに於てか、その茲に到らしめたる、ナチス並にその盟主アドルフ・ヒトラーに關し觀察する必要があるのであつて、以下更生獨逸の實際を語ることにする。固より見方に依りては、色々になるが、冷靜に、公平に、之を觀察し、消化すべきであつて、閉志雜念を之に加へないのが良いと信ずる。

獨逸新國歌の要旨

獨逸は現代萬國に冠たるもので、西の方マース河の上流から東の方東プロシヤメル迄、又エツチからベルト迄、舉國一致して外敵に當るなれば、獨逸は現代萬國に冠たるべし。

ナチスの歌の要旨

- 一、旗を高く掲げ、諸手を組み、進めよ進め攻撃團、足並揃へ地を踏み締めて、コンミスト輩を討拂ひ、隊伍整齊堂々と。
- 二、褐色制服身に纏ひ、軍隊の影は見えずとも、擾亂を討ち拂ひ、仰ぎ見よナチスの旗、自由と糧を國民に與ふる日は近づきぬ。
- 三、集合喇叭は高鳴りぬ、吾等の武装は整へり、ナチスの旗は全町に翻へる、屈従をかこつは東の間なれや。

第2章 獨逸愛國者の眼に映じたる亂麻の如き 大戦後の世相

第1節 慷慨悲憤、宣相ゲーフェルス氏は何を語るか

現獨逸國民啓蒙及宣傳大臣ドクトル・ポール・ジョセフ・ゲーフェルス氏は、千九百二十五年八月、國家社會主義の書翰と題する出版をして、其立論の堅確さと美文で有名となり、其翌年から伯林のナチスの宣傳部長、千九百二十七年デア・アグリフ新聞を主裁し、千九百二十九年以來全ナチスの宣傳部長となつた人で、千九百二十八年以來毎回、國會議員に當選した人で、大々的の共產主義嫌ひで、共產黨退治演說中聴衆の一人が、共產黨とは如何と質問をしたのに對し、即座に「獨逸國內に彼等の殖民地を作るものなり」と答へ、流石の共產連をして一言もなからしめた有名の人物で、來因地方のライト村の生れで、本年三十六才の働き盛り、千九百二十二年、ミュンヘン市で、ヒトラー氏の演說を聞いて歸依した人で、非常に常識の發達

した物知りで、其説く所は悉く詳細に研究して基礎確實のものであるから左に同氏演説中の類例を引用することにする。

千九百二十四年（大正十三年）に入つて、愈々獨逸は腐敗して來た。最早、力あるものが出て此情勢を救済、挽回する必要が切迫した、眞に此有様では。

1・伯林市小學の欠食兒童

伯林の學校醫の調査に依れば、三十六萬の伯林の小學兒童中尠くも三割は空腹である。或る一日の朝、五萬九千五百三十六人の欠食兒童に對し、伯林市は、授業の始まる前、先づパン、コーヒ、ココア等を與へた。然るに晝食には、更に八萬七千の辨當無しの兒童があり、合計十四萬六千五百三十六人は晝食をしないのである。此有様では、到底ヤング案（千九百二十四年米國のドーズ氏が日、英、米、佛、伊、白、獨の委員會で、獨逸の賠償金支拂方を決定したドーズ案を、更に千九百二十七年オーエン・ヤング氏が修正して國際決済銀行を設立した。此案をヤング案と云ふ）等の履行は不可能である。斯の如き状態では、雄大なる思想などは、獨逸國民の頭から取り去られるのである。

2・美人投票に榮冠を與へたる市長もあれば、歴史上に光輝を放ちしバンテル號を

酒池肉林の道場に供せんとしたるデカメロンもあり

前述の通り、飢ゑたる小學兒童のあるのに、十分に救助の手も延ばさないで、伯林市長は、美人投票などをして、人氣を博し、當選者にダイヤモンド付の榮冠を與へて居る。口に唱ふる古文化は、靴の如く、上面がびか／＼光つて、内部は孔だらけだ。

飽衣暖食の有閑階級者は、流行を追ひ、慈善を口に、其美名の裏に潛んで、マルクス主義に熱中し、贅澤を盡して、貧民の一箇年分の食費を、一夕の觀劇に投じ、満足氣に、プロレタリア劇を見、又人間生計中の罪惡の眞似を見て喜んで居る。寄附金と云へば、澤山各方面に出して居る様な顔をして居り乍ら、實は口丈けで出して居らない。皆で私に寄附を頼みに來るから困ると、鼻高く饒舌を振ふ心の憫れさよ。

千九百十二年のモロッコ事件の時、獨逸がバンテル號と云ふ砲艦を出動させた所、當時豹が飛び出したぞと、歐洲外交界を驚かした。此歴史付のバンテル號も、キール海兵團で廢艦處分

をした所、我利々々亡者共は、伯林の西のワンゼーと云ふ湖水に引張つて来て、其艦上でシャ
ンパンを抜いたり、贅澤なカピアに舌打ちをしながら、此名譽ある砲艦の名譽を蹂躪すると云
ふ不謹慎振り、吾が三笠との比較如何。

3・額は貰ひたし、掲げる壁はなし、純なる乙女、牧師の好意を謝し額を辭退

毎日曜日に、缺かさずに、或るミツシヨンに、御詣りをする田舎の八才の小娘、禮拜の始ま
る一時間も前から、教會堂に来て、嬉々として、庭園を走せ巡り、廳て屋内に入り、壁畫を見
入る、禮拜は始まる、歌の本は廣げられる、當初は疲勞の爲め、憂鬱にして居るが、終には幸
福に満ち満ちたる朗らかなる面持となるのが例だ。

或日牧師は、額に入れた繪畫を、小兒共に分配した。

皆喜んで御禮を述べて貰ひ受けたのであるが、獨り此少女は有難う、戴きませんと言うた。
色々取調べて見ると、此娘の父は、舊獨領波蘭のポーゼン附近に住んで居つた、學校の先生の
子で、父は人格崇高な人であつたが、現在は失業して居る。住家は、アバートの一室に、三家
族住んで居つて、此子の住ひは室の中央で、一方が通路で、一方が書棚だから、額を掲げる壁

が無いのである。折角貰うて行つても掲げる場所がない。平素両親は、必要以外のものは所有
せぬこと、況んや貰はぬことと教へて居る。即ち子供の時代から、勤儉を實生活に注入して居
つたのだから、子供心に貰ひたかつたらうが斷はつた、誠に麗はしい話でもあるが、悲惨なこ
とでもある。

4・伯林公園の記念立像列も、あはや、デモクラチック・オフフワ一の犠牲たらんとす

當時の新聞は、民主主義、社會主義の記事で滿され、獨逸傳統の精神を無視し、光輝ある國
史を没却して、省みない。伯林公園の凱旋小路に列んで居る、有名なる立像も、無意味である
から、物置に仕舞込み、其跡へ店舗を設けて、市は金儲けをしては如何と提言したものがあ
る。デモクラチック・オフフワーも、此處迄行けば。

5・何と彼の女の鼻の高きことよ、而して、ほの赤く、その分厚なることよ（時計競賣場の情
景）

世は堯季となり、元の宮女も賣食の已むを得ざるに立ち到り、御紋章付のもの、制服、其他
色々の由緒ある高貴品が、競賣場に陳列せられ、氣障な、脂粉を凝したる毫も落ち着きのない

人々が、寄り集り、其鼻に特色があり、言葉は蓮葉で、少しも奥ゆかしみがないのにも拘らず、各従者は勿論、犬や、ポケット猿迄召し連れて、勿論、ハンドバックは、素的に膨脹して居るのであつた。相場は益々競り上げられ、高慢ちきの彼等の顔は、いやが上にも引き締り、其眼は寧ろ残酷に光り、慥悪に釣り上り、微笑は冷凄味を含み、先づ豺狼の面相とでも言はるか。

終に極めて平凡な置時計が出た、到底何人も何等のインテレストをも持ち得ないものに見えた。競賣執行人は叫んだ、何卒御静に、時計は鳴り出した。其歌は、恰も老女の如き音調で、併し聲量は十二分である。ポストラムの近衛の教會堂の音楽で、帝國的な、古代風な、重々しい、誰しも愛國信者となり得ざるべからざるものであつた。一同眼を見張つて、一段と緊張した、誰か此時計が此様にノールルの物であるとは、初めに豫想だにし得なかつたのであつた。即ち平常衣ふだんぎを纏うて居り乍ら、胸には天國を抱へて居るとでも云ふべき、眞に想像外の時計であつた。

十馬克、八十馬克、二百三十馬克、六百馬克、千八百馬克、五千馬克、奔騰の状は級數的で

はない、驚異的であつて、競賣執行者が、手を上げる毎に脱線的であつて、其度毎に女共の眼は險はしく光り、如何に笑に紛らはさうと思つても、奔騰の數字は時計の針の廻ると共に、奔騰する許りで、一萬馬克、二萬五千馬克と進んで行つた、斷然決心したらしい、獅子鼻の、デツプリ肥つた女は、終に小説的の數字を叫んで、手を上げた。斷然他の數字を壓して、恰も軍隊總指揮官が大號令を掛けた時の様に、靜寂となり、多くの女共は屠場に牽かれる羊の如き歩みを以て、青葉に鹽の凋落、恨めしき眼付、潜々と涙を落して退場するものさへあつた。之に反し凱歌を擧げたる太つちよは、毒々しい笑を以て、時計は従者之を捧げ、バックカードの自動車に足を掛けた時、時計は亦鳴り出した。

あなたが、冷やかなる墓道に行く迄も、私は忠實に、御供をして、正確なる時報の奉仕を致します。

恐らくは、此時計は、持主の女のサロンで、日光にも、空氣にも觸れず、一切を諦めた鳥の様に、正確なる時報に従事し、其正確さは、國の大事にも、間に合ふにも拘らず、奥様の自慢の種となり、ダンスホールや御芝居行の時間を誤らざらしむるの外、無爲で、靜に來るべき次

の持主の爲め、奉仕することの出来るのを待つて居ります。

6・表に拳骨の樂譜、裏には搾取のリーフレット

社會黨全盛時代には、色々のポスターが、飛んだものである。表に赤い歌が印刷してある宣傳文も、其裏を見ると、猶太商スクーラレック洋服店の廣告がある。

御閑暇も有之候へば、何卒大量多種の品物を取揃へ居り候、弊店へ御枉駕の上、御高覽下され候へば光榮至極に御座候。

即ち先づ拳骨が飛び出すかと思ふと、流行と贅澤を指導して、國民の財囊を叩かしめ、集め得たるものは、赤へ、國外へ、一條の脈が、赤と猶太と相通じ居ることは事毎に確證せられ、此兩者は一括して、鐵箒にかくべきものであると、獨逸の愛國者は益々堅く信するに至つた。

7・つれなきラヂオ、失業音楽家を泣かす

國民は悉くパンと自由とを要求して居る。伯林の一人の失業音楽家が、ラヂオの前で、就職案内の時刻を待つ爲めに、鉛筆を削り、手帳を出して緊張して、就職市場の申込如何にと待つた。かれは空腹で、目は冴え、眞に一曲を奏で得るチャンスを窺うて居つたので、是に依り、

其高尚なる思想を持続する爲めの一片のパンを得んと、満身の期待をして居たのである。豈圖らんや、其時の放送は、何等國民の實生活と没交渉なる、支那問題に對する空論を闘はして居つて、終に豫定の時間を過ぎしたのであつた。音楽家はハラ／＼して鉛筆を固く握つて、緊張して自分の時間の來るのを待つて居つた所、愈々時間は來た、喜んだ、時間は過ぎた、ハテナと思つた。アナウン君は放送した、少々時間が過ぎましたから、本日の職業紹介は取り止めと致しまして、次のプログラムに移ることに致します。グットマンのダンスの曲目に移りますから、皆様ダンスの御用意を願ひます。ダー・ダー・ダー、何の爲めのラヂオだ、公益のラヂオ、失業者の救世主とも仰がれて居るラヂオ、其誠意なきこと斯の如し、他山の石以て吾が鑑となすべきでなからうか。

8・フロント・シユワイン（戦線の至誠の豚）と、エタツベン・シユワイン（兵站の腹黒の豚）

と言ふ言葉

何れの國でも、流行語や、標語がある如く、獨逸にも色々の標語がある。これ等の單語は、國民に深刻なる印象を與へたる事柄や、輕口に用ふるものであるが、歐洲大戰は、實に獨逸人

が、全智、全能、全資力を傾注して、遂行せられたもので、其結果が、戦敗と瓦解とを持ち來し、其原因に關しては、心ある人々は、フロント・シユウインの努力に對してエタツベン・シユウイン不都合なりとして居る。今尙腦裏に深刻されて居るのである。

戦線の豚は、唯是れ祖國を思ひ、命令の儘に、彈丸雨注の下、蒙々たる砲煙、毒瓦斯の間に孜々として、勇敢に闘うたので、此豚は、唯々追ひ廻はされて、不足勝の糧食に、一寸先には地獄のあることも考へる暇がなかつたのであつた。即ち愛國心の塊りであつたのである。

之に反し、兵站の豚は、微かに砲聲を聞き乍らも、戦線のこととは忘れたるものゝ如く、戦線に送らるべき食糧を飽食し、婦女を弄し、ダンスに必要な以上の勞を慰し、寧ろ、耽溺平日の度をも越して居ると云ふ状態で、誠に誰の眼にもあまつたのであつた。主として此中心は猶太系の者にあつたので、軍紀風紀を紊亂し、全軍の志氣を沮喪せしめ、闘意を滅殺否な寧ろ消失せしめ、戦敗をはやからしめ、今迄の國を擧げての忠誠努力を、一朝にして灰燼に歸せしめ、心ある者をして、斷腸の思あらしめたので、之を招來したものが、猶太人であり、マルクス主義者であることは、忘るべからざるものとしたのであつた。而して此兩者の間に一脉の流れがあつた。

又、千九百十八年（大正七年）十一月九日キール軍港に、水兵暴動が起つて、終に獨逸帝國の終りを告げた裏には、水兵中の猶太人と、外部の猶太人並にマルクス主義者があつたことは今や内外に知れ互つて居るのである。

第2節 奮然蹴起せし、アドルフ・ヒトラーは、時世を如何に觀察した

前述の如き、頽廢状態は、心あるものは、皆眉を潜めて居り、回天の大業を志して居るものも、多數潜在して居つた。併し此回天の事業は、時と人の和とを得、神助幸運に恵まれねばならないのであるが、幸にも獨逸にアドルフ・ヒトラーを、見出すことが出來たので、奮然蹴起したヒトラーは、此時世を次の様に見たのである。

一、理想は金力に依り左右せられ、日々低下するのみ。
二、工業の發達は勞働者不用、賃銀低落、失業者續出、生活困難に陥つたにも拘らず、何等具體的の處置は、施されなかつた。

三、農民が、都市に集中して、工業や文化事業に轉じた爲に、勞力の不足を來し、其結果農産物の生産力を激減して、農業の基礎が危くなつて來た。

四、獨立した個人資力に代ふるに、共同出資特に株式會社が簇出し、都市に於ては、百貨店が殖えて、小商人は販路を失うた許りでなく、所謂光輝ある歴史を持つて居る老舗も續々店を仕舞ふ様になつた。

五、西方諸國から侵入して來た、民主主義は、個人の人格を無視して、萬事議會主義となり、何等實力を伴はない數字即ち投票に依り、易々として重大案件が決し去られ、無理が通つて、道理が引つ込む、特に議決機關に列する者共は、其人格を問はずして、自己推薦や、運動に依り大衆の力を藉りて議員となり、議席に連らなり、議事録を判讀することさへ不可能なる者共が、金の力に依り議席を獲得して、重要案件を議する。候補者に立つ者も、立たせるものも、唯金力で、其無節操、國家に對する奉仕心等は、那邊に存在して居るか了解に苦しむと言ふ如き、墮落した世相になつた。

六、マルクス主義の侵入は、國民を貧富の兩階級に二分し、日々隔絶せしめ、幾百萬の貧者が出來、是等の人々は、全然自己主義で、獨逸の國家を忘れ、獨逸精神の粹である雄大など云ふことは何處へ行つたのか。

七、他方に於ては、富者は自尊主義を持ち、勞働者等の希望は更に傾聴しない許りでなく、親子、兄弟、親友の間柄でも、金錢や世話事に關しては、斷然拒絶して、毫も顧みない。何の爲めの宗教であるか、何の爲め夫等の人々は學問をしたのか、即ち人面獸心とも云ふべき情況を呈したのである。

八、以上の如き、非國民主義者は、獨逸人の血統を有せるや、否、自ら獨逸魂を廻避辭退するものであると共に、獨逸の基礎を危くしたものである。

此の如き哀しき、憫れむべき運命に陥つたのを放置して置いたならば、獨逸は全然崩壊するであらう。眞に獨逸歴史上の汚辱であり、終熄であるから、何人か挺身之を救濟せねばならん。

これが、後章詳述する所のアドルフ・ヒトラーの觀察の全描で、何れ自身も、成功を期して居つたであらうが、其奮然驟起したことが、今日の成功を齎したことは、丸で夢の様であつたであらう。

第3章 獨逸に於ける時代の要求ナチス

(國家社會主義)の擡頭

愛國者は、何れの國にも澤山居る。或は言論に、或は直接行動に、又潜在を欲するもの、調子に乗つて飛び出すもの、甚しきは鍍金の役者もある。併し、眞に國を憂ふるものは、單に慷慨悲憤するのみでは、寧ろ叫ばざるを可とす。秩序を紊亂、世間を擾亂せしむるものは排斥すべきである。時代の要求に適する、合理的のもので、國民上下の人の和を得るものでなければならぬ。名譽心や、利欲・欲心を挾む者や、擔がれて止むを得ず立つ等は言語同斷と言はねばなるまゝ。

ヒトラー氏は、國民の麻痺した意識を喚起し、獨逸傳統の精神を目覺めしむる爲に、奮然立つたので、其主義は、獨逸の現況に對する純國家社會主義で、其實行は、獨裁であるが、世間の所謂獨裁主義である、主人主義とは其趣きを異にして居る。獨逸國家を本位とし、獨逸の復興を根本的の條件として居るのであるから、月並的の政黨とは其趣きを異にして居るので、獨

裁主義、階級主義、争闘主義等はこれを撲滅し、マルクス主義は徹底的に根滅せしむるものである。

故にナチスは現在獨逸に於ける、最も威力ある政治組織であつて、盟主ヒトラーと黨員とは同心一體のものと見ねばなるまい。其成立から今日迄の経路を回想しても、現状を見ても、事實堅實其物であり、世人は其經濟政策を憂慮して居る様であるが、之は現在マルク相場が、弗は勿論、磅(英)リラ(伊)フラン(佛)ゾロチー(波)等に較べて最も安定して居ることを考へれば、物議は起らないのであらう、特に經濟相シュミット氏は獨逸に居住して居る。獨逸に忠實なる猶太人の經濟的運用に關して相當確信を持つて居るものと、透視することが、最も賢明なる觀察であらう。前任經濟相兼給養相のフーゲベルグ氏は、國權黨の領袖であつて、今迄ヒトラー首相の下に存在して居つたが、國權黨が解散せられたのに伴ひ、六月二十九日に退職したもので、此更迭は周到なる用意の下に實行せられたのであるが、將來多少の影響はないでもなからうが、シュミット經濟相は、昨年來、獨逸私營保險組長であつて、經濟界の立役者であるから、其手腕には信頼して可なりと云ひ得るので、新任次官のフェデル氏と相俟ちて、

財界建直しも期待されて居る。是に附帯して猶太人排斥問題は、絶對のものでないと考へねばなるまい。此點に關し日本には、多くの誤解がある様である。

實際問題として現在、全獨逸國民は、兎に角ナチス黨員にあらざれば、其同情者であつて、外國駐在の獨逸公館にも、ナチス旗が、翻々としてをるのを見るのである。是は全く、前政權が自由主義、欺瞞政策（即ち不渡り手形濫發政策）等に依り、國民の信を失ひ、これ等の政權が、獨逸の爲めにならない、何等國民民福を齎し得ないことを、深刻に國民の心裏に刻み込んだ結果と見ることが出来るのであつて、社會黨の勢力の蔓延は、徒に、獨逸に蘇邦の殖民地を作るのであると云ふ觀念が徹底したからであらう。

ヒトラー氏は、四年間に獨逸を建て直して見せると聲明し、大統領は議會から獨裁の承認を受けて居る。故に獨逸國民は、彼を信じ切つて居るのであるから、假令其所に、共產黨の潛行運動や、世界五千萬の猶太人の結合した反ナチス運動があらうとも、鐵兜團が、今はナチス隷下に入つて居つても、何時か擡頭するであらうと杞憂するものがあつても、兎に角、當分政情の安定を得ることであらう。破壊は容易であり、建設は機に投ずれば意外に容易なものである

が、其培養と維持は容易でない計りか、猛烈な反對特に暴行を以てする反對も起るから、過渡期には、争鬭もあらうが、吾人は、大局に着眼して、暫く靜觀するのが穩健であらう。

第4章 アドルフ・ヒトラーを語る

第1節 獨逸血族、税關吏の息子

西歴一八八九年（明治二十二年）四月二十日、奥太利プロナウ町（舊獨領）で呱呱の聲を揚げたのである。當年四十四才の働き盛りで、無妻主義、伊太利のムツソリーニが、酔んだくれ鍛冶屋の息子であつたのと双壁で、父は、餘り物質的に恵まれなかつた。退職税關吏で、農業に従事して居つた人の獨り息子であつた。

父は、何卒彼を官吏にしたいものだと思つて、其教養に勉めたのであつたが、彼の十三才の時に他界したので、純獨逸人である彼の母は、女の織手で、彼と彼の妹との教育に勉めて居つたが、父の没後肺患で、彼の十八才の時に父の後を追うたのであるから、兩親の没後の彼等兄妹は、自らパンを得ざるべからざるの狀勢に陥つたのであつた。

奥太利のリンツで小學校を卒業し、日本の乙種商業學校程度の學校へ通つて居つたが、母の没後は、愈々筋肉労働をやらねばならなかつた。そこで彼は、建築技師たらんと志して、維納市に出た。

第2節 混凝土を混ぜつゝ研究、マルクス主義の絶對的反對者となる

十八才白面の青年、他に糧を求めよう方法も無いから、最初は、混凝土混ぜの人足となり、當時労働者は皆マルクス主義者と云うて良い位であつたから、作業場に於て、社會主義の労働者と交際し、多くの實際的の見聞を博めたのと共に、他の労働者の所持して居る文獻は、全部之を讀破し、且又研究の結果、マルクス主義と同時に、猶太問題を併せて研究せねば、無價値であることを痛感し、併せて猶太問題の研究にも没頭した。

此結果、社會主義は亡國主義であることを體得したから、兎角一擧手一投足の細部にもアンチマルキシズムが現はれ、終に、社會主義の労働者と大衝突をして、屋根から突き落された。仲裁者もあつたが、斷つた。意志は益々堅固になる計りで、彼の見解を擧げれば次の通りだ。

1、労働組合は、唯マルクス主義の一部の變態で、決して、此組合は、労働者を保護し得るものでない。

2、マルクス主義の遵奉は、眞に文明の終熄である。

3、獨逸の労働者は、眞に心から、マルクス主義に心酔して居るのではない。其指導者や鼓吹者が悪いので、労働者は、決して國粹主義に反対するものでないことが判明した。

茲に於てヒ氏は、何等かの方法を見出すことに依りて、迷ひつつある數百萬人の獨逸人労働者を救ひ出さねばならない。而して自己の主張する國粹主義に取り込まねばならん、一つ大決心をして、己れは彼等を指導してやらうと、堅き決心を持つたのである。

第3節 労働の體驗中に胚胎せるナチス

苦しき労働、併し此空腹と過勞との體驗は、眞に下層階級の辛苦を嘗め盡し得て、下層社會の人々の心理を巧に捕へ得るやうになり、思索を練る爲めには、實に良い機會であつた。

獨逸人が、ハプスブルグ皇帝の治下で、壓迫されて居ることを、最も憤慨した、彼は一人であつた。

茲に於て彼の頭には、既にナチスの綱領と其發展上の筋書は出來て居つたが、如何にして之を實際運動に移すべきかを考へて居つた。

初めは國權黨と社會黨とを調和したらば良いではないかと考へた。自分が矢表に立たう等と云ふことは、考へて居らなかつた。先づ靜に、獨りで政治問題を研究しようとした。之れが爲め汎獨逸主義の首相リツテル・フォン・シュイーネル及び維納の市長で基督社會黨の首領ルイゲルの兩氏を崇拜し、其所説を慕うた。

兎角思想上の研究者は、反對思想を、毛嫌ひをし、猛烈に批判をする。而して如何に處理すべきやと云ふ段になると、頭は零である。ヒトラー氏は此點に關して傑出して居つた。

推されて頭首となるものは、推薦する有力者の爲めに左右せられ、理想が鈍り、斷行が出來ない。自ら陣頭に立つものは、勢ひ計りでは一貫し得ない。第一に黨人をチャームする偉力が必要である。理想を衆人に理解せしむべき熱ある雄辯が必要である。下情に精通すべきことは勿論である。資金が無ければ黨が立ち行かないのでは、理想は行はれない。黨人が持ち寄るの

でなければ、黨の黨是の貫徹は期し難い。黨是が流行を追ふのでは不信を來す。國の爲め至純であらねばならん。ナチスは、此要訣を概ね具備して居るものであると云ひ得るのである。

第4節 塊領居住の獨逸人に對する同情と獨逸へ歸住

隣邦塊太利、特に北部の舊ボヘミヤ地方に於て、全塊六百七十二萬二千の人口の内、一割以上の純獨逸人が居住して居り、社會黨政府から彈壓を受けて居つて、有能者も、匈牙利人、チエツコスラバキヤ人等の爲め、高位高官を占められ、議會でも、是等地方の施設に對する議事は後廻しで、土木工事も、容易に行はれない。獨逸人は到底頭が上らない。何とかして救済したいと思つた。一九一二年(大正元年)四月二十四日、ヒトラー氏は斷然故國、獨逸ミュンヘン市へ歸住した。

ミュンヘン市は、獨逸文化の中心であつて、ヒトラー氏は、建築技師たらんことを希望して居つたが、差し向き、ポスター描きを渡世とし、同時に、處世上諸般の研究を熱心にした。就中芝居や映畫は、時代の反映であり、思想の表現であると考へ、極めて切り詰めた生活にもその見物をした。

又リヒャード・ワグネルの音楽を聞き、痛く感激し、ワグネル崇拜者の一人となつた。

斯の如くして、社會生活、マルクス主義、猶太問題等を研究し、常識の涵養に勉むると共に、政治外交の機微に關して、其移推に注意し、他日勇飛の時機を覗つて居つた。

第5節 歐洲大戰中の偉勳に依り、鐵十字章等勳章を授與せられ たが、其誠實と同情深き性行は、戰友上下の信頼を深む

ヒトラー氏の國籍は、塊太利にあつたが、千九百十四年の二月には、塊太利に對する兵役義務は満了し、時恰も歐洲大戰が勃發したから、其血統が純獨逸人であるに依り、斷然獨逸軍に從軍すべく決心し、ババリヤ政府に、志願兵たらんことを願ひ出でた。ババリヤのルードウキツク三世王は勅令に依り之を許可し、ババリヤ豫備歩兵第十六聯隊に入隊を命じ、同年十月十日には、戰線に出征することになつた。

千九百十四年の十月から十一月に互つて、獨逸軍のカレー奪取の目的を以て、白耳義の西方北海岸に面する地方(即ちフランデル)の戰は、大戰中最も獨軍の惡戰苦闘して而も目的を達

することの出来なかつた戦闘であつたが、ヒ氏は此戦闘に参加し、無数の戦友の笑ふて國歌を歌うて死地に着いた際、九死に一生を得、具に彈丸の洗禮を受け、兵卒として偉勳を建てたのであつた。

次で、ババリヤの森、ウキトシエテの攻撃等至る所に殊勳を奏し、出征僅に二箇月目に於て十二月二日には、鐵十字二等勳章を授與せられたのである。

ヒ氏は選拔せられて傳令使として勤務することになつたのであるが、死を鴻毛の輕きに置き、彈丸雨飛の間に、能く其友情を發露し、屢々家庭を有する人々に代りて、危険なる任務に服した爲め、苟も之を目標した人々は、其政治上宗教上の相違せると否とを問はず、上官たると同僚たるとを問はず、獻身的、模範的の友誼の厚いことに對して、感激し、機に當り、折に觸れて噂し合うて居る。此ことが、後日ヒ氏が立つと、彼を殺してはならん、守らねばならんと云うて、SAやSSの出來た精神的の因になつて居る。

千九百十六年、西部戰場に於ける佛軍の大攻勢の際、ヒ氏は砲彈の破片で腰部に負傷し、入院したのであつたが、翌年三月再び戦線に出で、依然殊勳を續け、之が爲め、フォンテ戦後、

勳章と感狀とを授與せられた。

千九百十八年の夏の總攻撃では、ヒ氏は單身將校以下十五名の佛兵を捕虜とし、其功に依りて、鐵十字一等勳章を授與せられたのであつて、今日ヒ氏の胸間に輝いて居るのは、即ち此鐵十字一等勳章である。

第6節 毒瓦斯攻撃を受け盲目となり、入院中靜思、回天の事業を畫す

聯合軍掉尾の大攻勢移轉の際、一九一八年十月十三日の夜、ウキツベルの南方で、英軍の大攻撃移轉が演ぜられ、此際英軍より放射の、ゲルベ・ブロイツ瓦斯（黄色毒瓦斯）の十字攻撃の爲め、獨軍は大損害を受け、ヒトラー氏は、其中毒の爲、全身痛痒を感じたるも、尙能く傳令使としての任務を完行したが、不幸にして一時失明するに至つた。

ボンメル州のバーゼルクの陸軍病院で眼の治療をして居る内、ヒ氏は、肉親の看護を受ける譯でもなく、麗はしき花を見て心を慰めることも出來ず、勿論讀書と云ふ譯には行かないから、唯耳に依り、祖國獨逸の良き噂でも聞きたいのであつたのだが、事實は反對に、四圍祖國

の爲めに彈盡き刀折れ、奮闘の結果、手負ひたる勇士の呻吟と、面白からざる世間の噂とのみであつたが、茲にヒ氏の決心は、唯々堅固となる計りで、神に祈る所のものは、早く眼を開かせ給へ、而して吾が回天の業を助け給へと云ふ事のみで、澤市に於けるお里のなき、眞に孤獨の悲しき、淋しき境遇であつた。其忌はしい噂としては、次の様なことが傳へられて、忠勇なる戦病傷者は、各々自己瀕死の状を忘れて論戦するのであつた。

獨逸の軍隊は、各戦線で、苦闘をして居つたのであるが、戦線の後方は、全く腐敗して居る。而して此悪風潮が、次第々に戦線に及んで来て、敵弾よりも恐ろしい作用をするのであつた、只利己之れあるのみで、國家觀念の缺除せる奴輩は、獨逸國を欺き、今迄に祖國の爲めに盡した人々の、多大の犠牲を捨てるべく努力し、茲に憐むべき革命が勃發せんとして居るのである。

千八百十八年十一月九日には、キールで水兵革命が始まり、全國瓦解の兆が顯著となつた。ウキルヘルム二世の第一等國獨逸の國家主義は勿論、國家に對する信仰も、規律も、組織も終に破壊し去られんとしたのである。此原因が赤に依り企てられ、猶系に出資せられた。

天佑ヒ氏に加はり、痛みも日々減じ、眼は兎に角見え出して來た。ヒ氏は右の噂を聞いて、鬱憤遣る方なく、齒を喰ひしぱり、鐵拳を虚空に握り、憤怒の餘り、時に猛烈なる腹痛を起したとさへあつて、當時ヒ氏の記録には、次の事を掲げてあるのを見出すのである。

嗚呼、總ての努力は無駄になつた、戦場に於ける饑渴、勞苦、死神に取り着かれ乍らの君國への奉仕の爲めの渾身の努力、今や全く空し。

數百萬の地中の勇士、果して國家の爲め、安らかに長へに眠り居れりや、眠り得るや、化け出して來るのではなからうか、口を利くことの出來ない、血に染みたる土の下に居る人々は、國の復興の爲めに、ノコノコと出て來るのではなからうか、郷土に歸つて來て仇討をしに來るのではなからうか。

勇士は、身を國家に捧げ、働いて居つたのにも拘らず國の後の方で残つて居つた人々から、欺かれた、背かれた、と云ふ心地がして居るのであらう。

千九百十四年八月九日以來（歐洲大戰）若い人々は、全く犬死をしたのであらう、僅々十七才位の、洋々たる前途の持主が、フランデルの地中に、無意義に埋まり終つたのであらう。屍

を馬革に包むと云ふことは何んと無意味のことになつたのではなからうか。

獨逸の慈愛深き母親達は、蝶よ花よと、愛み、生んで、育て、之れで一安心と云ふ所で、幽明其界を異にし、落膽し、而も生活に脅かされた結果になつたので、國家の犠牲に供し得た、獨逸人としての誇りも、一朝にして吹き飛んだ悲しむべき結果になつたのである。

内地に残つて居つて、私利私慾の爲めに、是等の立派なる人々を犠牲にした悪黨輩は、世の敵、國の敵、人の敵と叫んでも尙及ばないのである。

ヒ氏も亦、奇しき運命に捕はれて、かうやつて入院をして居るので、何たる幸か、將た不幸か。

善哉、善哉、己れは立たう、而して政治家として、獨逸民族の福利の爲め、名譽恢復の爲め、全智、全能、全身を國家の爲めに捧げん、辛苦萬苦は覺悟の前なれ。

第7節 退院後の行動

1. ゾルダート・ライト（兵卒委員會）に不満

ヒトラー氏は、一九一八年十一月、再度聯隊に復歸した。當時社會黨員に依り組織せられた兵卒委員會の組織に關し、頗る不満を感じ、役員と共に聯隊が解散せらるゝ迄、一時トラウンシタイン獨逸南東部國境附近の都に轉地した

2. 赤服兵の捕縛より免かる

再度、ヒトラー氏がミュンヘン市に歸るや、レーテ政府（共產黨政府にて、一時ミュンヘンに樹立し中立者を虐殺せるもの）が組織せられると、ヒ氏は革命反對運動者なりと認められて、千九百十九年四月二十七日には、共產黨兵士は、ヒ氏を捕縛しようとしたが、當時ヒ氏は曰く、若し汝、吾を捕へんとするか、先づ吾れ汝を撃たんと一喝を喰はし、其威力と武器を擬して、兵士を追ひ返したのであつた。

3. 反共產黨員として公認せらる

五月一日レーテ革命の終熄後、暴徒百數十名は、殺害せられ、普魯西軍は、ミュンヘンに殺倒し、革命の巨頭は悉く國外へ逃走し純獨逸人のみ殘留し、軍法會議は、革命者に對し死刑を宣告したのである。此時ヒ氏は、反革命者であると公認せられ、歩兵第二聯隊の代表者とし

て、軍法會議の立會人たることを命ぜられたので、此事實こそ、ヒ氏の政治運動の第一着手と謂ふことが出来る。

4・軍隊に於ける政治教官に任命

獨逸軍隊の幹部は、政治智識缺乏せりと認められ、政治講習會を開始せられた。此場合ヒ氏は、其抱負を、官民より認識せられて、ミュンヘン聯隊の政治講習會の教育係將校（ビルドングス・オブキチール）に任命せられた。此機會に、初めて、ゴットフェデル氏（其後ヒ氏の爲め、ナチスのプログラムを作成した人）に面接し、同氏の利子の壓迫（チンス・クイーネヒト・シアフト）と題する演説を聞き、深く感動したのである（往古獨逸では、人に金を貸しても、利子は取らぬ、と云ふ美風があり、利息で生活するものを賤しんだのである。尤も近頃では、世が悪くなつて、利子さへ拂へば、元金は拂はないでもよいと云ふ様に轉化したのである）

第8節 先づ労働黨に入黨し終にナチスを創立

ヒ氏は、當時の政府の命に依り、労働黨の實況調査をすることになつて、其委員會は貳拾名

から組織せられ、ミュンヘンの元のシテルン・ネケル・プロイの麥酒屋で開催せられたので、其最終日に、一獨立黨員が、ババリヤをプロシヤから獨立せしめようとする演説をした所、ヒ氏は立つて大反對演説をやつた。然るに聴衆は、之に共鳴をしたが、其結果として、労働黨への加入を強請せられた。

由來ヒ氏は、新しい國家社會黨を樹立しようとして居つた矢先であるから、將來のことを考へ、先づ労働黨に加入して、立脚地を作らうと考へたから兎に角加盟した。

新黨を公認せしむる爲め宣傳をせねばならないが、宣傳費が不足であるから、宣傳運動は、極めて緩慢で、七人、十一人、二十三人、と言ふ様な有様であつたが、兎に角百十一人の同志を得ることが出来た。併し此間宣傳の爲め、毎日演説をしたから、其勉強の結果、益々能力を砥勵發揮することが出来た。之と同時に、今迄此労働黨を牛耳つて居つた、アントン・ドレクスターと云ふ、錠前屋の親爺を説伏して、自ら黨首となり、終に潮時を見て、千九百二十年二月二十四日に、ミュンヘンで、百人の來集者を前にして、ナチス國家社會黨を創立した。

第5章 ナチスの綱領を説く

労働黨を、ナチスに引き直した時には、既に綱領は出来て居つたので、全文を通じて、二十五條より成り、此目的を達した場合にも、即ち政權を得た場合にも、決して、新目的を加へない。如何となれば、斯くては公衆に不満足を與へるので、嘗て社會黨は、最初に、八時間労働を要求し、更に之れを六時間に變更したことがあるが、之れでは、初めの賛成者を欺いたことにもなり、従て、信頼者の歸趨を、迷はしめるものであると信ぜられるからである。今之れを左に掲げて、其政權獲得後の實情を加へ説明することにする。

一、民族自決主義に基き、獨逸人種を大獨逸に統一すべきであつて、國籍は人爲であるから無意義である。

此事が現在獨逸紛争の基であつた。奧太利の北部で、舊ババリア領内に四十八萬人の獨逸種族があつて、今迄非常なる彈壓を受けて居つたが、今回ナチス黨となり、國籍は奧太利に在つ

ても、吾等は獨逸人なりと騒ぎ出したことが、時代の問題となつたのである。

二、外國と機會均等權を要求する。

之が爲め、ベルサイユ條約とセントジェルミン條約の撤廢を期すると云ふのであるが、それが現在佛國の頭痛の種となり、反ナチスの外國人の問題となつて居るので、果して斷行し得るや否や、其反響は相當大なるものであると言ふ許りでなく、或は大波紋を世界に及ぼすのであらう。伊太利首相ムスソリーニは唯一の支持者である。

三、領土と殖民地とを要求す。

之れは、獨逸國民を養ひ且移住せしめんが爲めであつて、一時吾國の南洋委任統治の撤廢回收問題が、新聞上に叫ばれて居つたのであるが、思ふに失業救済と權益の回收に迫られたもので、南洋の如き不便な、失費の多い地方迄もと云ふのではあるまい。大戦中、ツエツペリン飛行船で連絡をした事程大切であつた。阿弗利加地方の如きが、主であつたのではなからうか。

四、法律上の人民と稱するものは、唯一人種のみであることを要す。

換言すれば獨逸人種の血液の流れて居るものでなければならぬので宗教上の洗禮を受けて

獨逸の國籍に入ることは認めない。猶太人は獨逸人種の一人たることを得ないのである。

本年十月二日大統領令に基く新農業法にも、此農業法の適用を受けるものは、純獨逸人の有能者に限定せられ、猶太人や有色人種の血統を混へた者には適用されない。且又農民の子孫で、非獨逸人血統の者と結婚した者は、世襲田地の相續權を喪失するものと定めて居る。

五、獨逸國民たるを得ない者は、賓客としての待遇をし、單に獨逸に於ては生活することを許されるのに止まり、是等外人の爲め特定せられた法律の下に、生活せねばならないことになつて居る。

六、立法並に指導の地位に立つものは、純粹の獨逸國民にのみ許容せらるべきものである。

即ち官公署、自治團體の指導者は、獨逸國民たるを要す。而して、各議會の議員の如きは、黨派に立脚して、人選を行ひ、人格能率を無視し、選舉に依り代表者を出して、議決することは、偶々黨勢を悪用し、收賄を隠匿し、不正を行ひ、國を誤るものであるから、斯の如き、議決主義は、是を否認彈壓するのである。而して現在は、漸進的に此目標に近づきつゝある。

七、政府は、第一に國民の利益收得を保證し、生活の安定を期する義務あることを、政府に要

求し、萬一にも獨逸全國民の生活の安定を期することの出來ぬ場合には純獨逸人にあらざる人は、これを、國外へ追放す。

八、獨逸人にあらざる者（猶太人）の移入住を禁止する。

尤も、千九百十四年八月二日歐洲大戰開始以後に入國した者は、速に國外に追放することを要求す。除外例として、歐洲大戰に従軍したり其他のことで、獨逸の爲めに働いたものや、戦病死したものの子孫は、滯獨を許す。

本件に關しては、可なり多くの誤解もあり、猶太人を絶対に止まらしめないと考へたり、宣傳する向もあるが、今迄に百五十萬人の猶太人が、獨逸に住んで居つたが、退去したものは主として、歐洲大戰後の者と社會主義者及び之に關係あるものであつて、ナチス即ち猶太絶対排撃と云ふことは、當らないのであつて、幾分の餘裕がある。

九、國民は同權で、同一義務を有するものである。即ち官民、貧富、階級的の差別は認めないと云ふので、同權、同義務を負擔して、主として人格を認めるのである。

十、國民の第一の義務は、智能若しくは身體の勞務に服すべきものである。

國民の活躍は、全國の利害に影響するもので、自己以外の爲めの利益を提供せねばならん、故に吾人は利己的の者は、之を排斥するのである。

十一、無爲に生活をし、何等の仕事も、勞働もしないで、單に個人の財産の收入で暮す輩は、之を排撃することを要求す。英語のスラベリー・オブ・インテレスツの奴隸を粉碎せんとするものである。

十二、何れの戦争も、人民から財産、血液等の恐るべき犠牲を要求するのであるから、戦争に關係ある事項で、個人が、不當利得をすることは、大なる犯罪と稱すべきものであるから、是等の不當利得は、之を沒收せねばならん。

即ち、兵器類、糧秣類、被服類其他の軍需器を、平戦兩時に供給する人々や、戦争を利用して株式や商品の騰落を企て、不當利得をする者は、其利得を沒收すると云ふのである。

十三、トラストを形成する會社は、政府の領有に歸せしめることを要求する。

十四、大會社の収益は單に株主にのみ配當せずして全従業員に分配すべきことを要求する。

十五、養老保険を大擴張することを要求する。

政府は今迄は七十歳迄の養老保険を強制して居つた。

十六、健全なる中流社會の建設を要求するので、單に、新に建設するばかりでなく、從來存在して居るものは、益々之を永續せしめんとするものとす。

之が爲めには、大百貨店は、之を官有とし、低廉なる利子で、小商人に金融をする。官公署の購賣は、小商人に命ずる。

十七、獨逸國民の不動産保護に關する、適當なる法律を發布せんことを要求する。

公共の目的を以て土地を沒收し、土地の賃貸利子を停止し、土地を賭博の目的物たらしむることを禁ぜしむ。古來獨逸では、土地建物を抵當として、借金をすることは出来なかつたのであつて、又土地を賭博の目的物たらしむることも得なかつたのであるが、羅馬法適用以來賣買することが出来る様になつた。又昔の華族の世襲財産をも撤廢されたのである。特に武士には、往昔、土地を政府から供給せられたのであるから、土地で金融することは出来なかつた。従て乞食となることを得なかつた。然るに今日では、此法律は撤廢されたから體面を保持すべき武士の品位を保ち得ることになり、著しく獨逸の特色を沒却しつゝあるから昔に復したい。

此箇條の悪用を豫防する爲め、次の如き説明が加へられて居る。

ナチス法律の精神は、原則として、自己の勤勞に依りて取得したる財物は、之を貯蓄保有せしめようとするもので、絶対に、共産の如き意義を含んで居らないのであるから、猥に没收するものと誤解してはならない。共産は、國民を墮落せしめ、國家を壊滅せしむるものである。土地の没收は、左の如き不正の方法で、不當取得をし、國民に不利益ならしむるものに適用せんとするものである。

1、猶太人が従來行うて居つた様に、土地を賭博の目的物とする如きは、大反對である。

2、大都市等で、將來發展せんとする土地であるとか、景勝の土地を、土地會社が銀行から融資を受けて、土地價の騰貴を待ち、其土地の譲渡希望者に對して、法外の賠償を要求するが如き舉に出づるときは、發展すべき土地も發展せず、徒に空地を存し、之が利用を困難ならしめ、公衆の利益を閉塞することになるから、斯の如きものに對しては、官は低廉で土地を收容し、時價を以て希望者に分讓すべきである。

十八、公益を害する人は彈壓することを要求し、國家に對する犯罪者、高利貸、不正欺瞞的利

得者に對しては、其宗教と人種との如何を問はず、極刑を要求するのである。

十九、羅馬法は唯物主義であるから、純獨逸法に變更せんことを要求す。

二十、政府は速に國民の教育を改善擴充し、獨逸人として熱意ある有能の者は、本人の身分の如何を問はず、拔擢登用し得る途を開いてやる。

各學校の組織は、實生活に適合せしめ得るものでなければならぬ。

政府の方針に適合する教育法を採用し、此教育法を幼年時代から實施し、國民を善導すべきである。

優秀なる貧者の子弟に對しては、其親の職業如何を問はず、官費で教育してやるべきである。

二十一、政府は國民の衛生に注意し、母と幼兒とを十分に保護し、幼年者の勞働を禁止し、體操やスポーツは、國民必須の義務とし、幼年教育の爲め、運動會に補助金を支出する如き法律を制定することを要求す。

スタデオに於て、スポーツの觀覽料を取る如きは、其目的に反するのであつて、青少年少女等は、無邪氣に、眞にスポーツをやる丈で、金の心配等をさせたのでは、品性を低下せしむ

べき虞れがあるから、政府は宜しく、全経費を支辨すべきである。本件は着々實行せらる。

二十二、新に徴兵令を發布し、一切の傭兵制度は、之を廢止すべきである。

二十三、事實にあらざることが、明瞭であるにも拘らず、政治上の懸引上虚構の説を公言流布し、新聞雜誌其他の文獻に宣傳することを、法律に依り嚴禁すべき事、是が爲め左の條件に依り、純獨逸新聞を發行せしめんとするものである。

1、獨逸に於て發行する新聞社並に之に關係する者は、純獨逸國民でなければならん。猶太人と其資本は絶対に排撃するのである。

2、獨逸人以外の者の發行する新聞は、政府の特別許可を以て發行することを得べきも、獨逸語を以て印刷してはならん。

3、獨逸人にあらざるものが、獨逸新聞社の財的事項に干與してはならん。若し之に違犯したる場合には、其發行を禁止し、關係者を國外に追放すべし、又外人資本は獨逸新聞社に絶対に注入すべからず。

4、公益を害する記事を掲載せば、其發行を禁止す。

5、國民生活を破壊すべき文藝記事、挿畫等、例へば裸體畫、猥談、又は新聞社の催物としての裸體跳、映畫、不戰主義の諸宣傳物等々。

二十四、信教の自由を要求す。

政府の施政方針に適從し、獨逸人種の道德並に習慣に違反せざる限り、何れの宗教を奉ずるも自由たるべきもので、ナチスは、耶蘇教を主教とするが、一部人士が他の宗教を信ずるとも一切之は自由で干與しない。

要は獨逸人の復興の爲めに、ナチスは猶太人の物質慾主義を排撃するものであつて、國民は先づ公益の爲、次で個人の利を承けると云ふ、純獨逸精神を督勵するのである。

二十五、ナチスは、前條の諸要求を實行する爲めに、有力なる中央政府の出現を要求するのであつて、政治の中心たるべき、中央議會は、聯邦議會其他に對して、最優秀にして、模範的のものたるべきを要求す。而して政府發布の法律の聯邦に於ける實行を監督せしむる爲めに、特別の機關を設置することを要求す。

以上二十五條の實現を計らんが爲め、黨首アドルフ・ヒトラーは、死命を賭すべきことを聲

明し、此綱領に、自署したのである。

緒、此綱領は國內に於ては、兎に角實行せらるべき可能性はあるが、國外に對するものは、毛孔を吹いて傷を求むることになり、猶太問題は、本場の米國の反感となり、延いて米露の提携、露波の同盟、前門に英佛を迎へ、後門に露波を扼せねばならないことになり、世界の大波瀾となる様なきが無ければ仕合せと豫言する。

有色人種に對する解釋が、現在本邦に於て、問題となつてゐるが、是は主として猶太人を指すのであつて、昨今獨逸人と、結婚を正式手續を以て實行して居る邦人もある。又事實問題として、吾人が滯獨中全然差別待遇等は受けなかつた。又せられた邦人を見聞しなかつた。然るに、ナチスの彈壓を受け日本へ歸つて來た人があるとかの噂があるが、是は日本人を相手にして仕事をして居つた人が、爲替の高くなつた爲め、日本人が獨逸へ一時盛に行つたときの三分の一も行かなくなつた爲め、不景氣でやり切れないから歸つて來たのではあるまいか。子供が石を投げつけられた話もあつたが、日本在住の外人で吾人の知人中田舎を旅行中石を投げ付けられた人が現にあるが子供の喧嘩に親が出たり、實情を知らないで騒ぐのは宜しくあるまい。

第6章 ナチスの紋章は活躍根源をシンボルせるもの

卍字を以てしたものを、旗其他、中心を白丸とした赤地に書いて、ハーゲンクロイツの紋と云うて居り、之がナチスの紋所である。發火器のギヤの急廻轉をした場合の光線の形を取り入れ、潑刺たる活躍の根源をシンボルせるものと稱せられて居る。

此形は獨逸には古くあるので、一説には、西曆紀元前三千年、ダニユーブ河流域に於ける、石器時代の器具殊に武器に多く之を見出すので、武勇をシンボルするものと云はれて居る。ダニユーブ河域（匈牙利附近）に於て紀元（西曆、以下同じ）前三千年、下つて紀元前二千年にはトロイへ、次で、小亞細亞、波斯に發見、紀元前二千年には、小亞細亞のものは希臘に、波斯のものが高加索に、更に紀元前五百年前には、希臘のものは、伊太利、ブルガリアへ、小亞細亞のものは印度に即ち佛教が之を使用し、紀元前二百年支那に、紀元三百年より八百年の間に於て支那より日本へ、紀元九百年に、支那のものは西藏へ、日本のものは、亞米利加へ傳は

り、伊太利のものは、紀元前二百年に佛蘭西經由、スカンデナヴィア半島、獨逸、英吉利に、更に氷洲へ、又、小亞細亞のものは、紀元前二百年に北阿弗利加へ傳はつたもので、考古學者が古代器具の傳來を研究して、右の卍字の傳播系統を發見したのであつて、敢て佛敎の專有紋章でないことだけは明瞭となつたが、其形は色々あつた。附圖に示す様なものである。

然らば、此形狀は、何を形取つたのであるかに關して考古學者の研究を綜合して見ると、星から來たものの様である。而して、某星座に古代人が附した名稱であるか、また記號である様で、其古文書に依れば、右の如きことを示して居る。

天文並に考古學上から、之を取調べて見ると頗る興味のある問題で、或程度迄の調査はしたのであるが、一冊をなすことでもあり、餘り専門的になるから、茲には之を省略することにす

第7章 野黨としてのナチス

第1節 公黨となる迄

1. 自衛手段

ナチス擡頭と聞くや、共產黨員は、極力其運動を妨害する爲め、拳銃や爆彈を持ち出したから、大戦當時のヒトラー氏の戦友は、此身邊を護衛することとなり、ヒトラー氏も、頭腦と口舌とのみを以て對抗するの危険を感じ、自衛の爲め、已むを得ず、必要に際しては、腕力を用ふることを辭せずと決心をし、SS（スタッフエル・デヤ・シュツの略）とSA（シトルム・アプタイリングの略）が、茲に芽生えたのである。

2. 宣傳

ナチスの趣旨を貫徹させる爲めには、文書に依るよりは、宣傳演説の有効なることを認め、

毎週一回、ミュンヘン市で、演説會を開き、市内の廣告塔へ、大きな、ナチスのハーゲンクロイツの紋章付の、廣告文を掲げて猶太人入るべからずと大書したから、何んであらうと民衆が列席すると、ヒ氏の能辯を以て、時局問題を提げ、大演説をした。このポスターは、ヒ氏が嘗て、ポスター書きをして居つたから如何にも良く出来て居つて、演説と共に好評を博したのである。

3. 新聞と機關雜誌を發行

千九百二十年十二月、ナチス黨は、ミュンヘン市で發行するヴュルキシエル・ビオバヒテル紙を買収し、最初は一週二回發行し、千九百二十三年に至り、日刊とし、同年八月には大版のものを發行し、有効に利用した。

デイトリヒ・エカルト紙の發行する、アウフグット・ドイツエ(獨逸の内幕)と名づけられた雜誌と提携したが、エカルト氏は、純獨逸人で、其論文は常に、純獨逸人の歡迎する所であつたから、ヒ氏は其誌上に、極めて露骨に、猶太人又は共產黨の危険を指摘暴露し、「就中、目覺めよ獨逸人」と題する論文が、最も當時の人心を收攬したのであつた。

4. ヒトラー氏黨首となる

ヒ氏は實權を握つて居つたが、未だ黨首としては公認せられて居らなかつたので、月を経るに従つて、黨員中不良分子も出来て來たから、千九百二十一年七月には、黨の大會に於て、ナチスの全支配權をヒ氏に委任することを決議し、茲にヒ氏は完全に黨首として獨裁し得ることになつた。そこでヒ氏は、黨の潰滅を企てる如きものに對しては、斷然追放し、黨の大改革を行ひ、今迄は、議會主義をやつて居つたが、愈々獨裁することに決し、黨勢擴張の爲めにも、單に演説文けではいけないから、組織から變更せねばならんと信じ茲に大方針を確立したのであつた。

5. 指導方針

是を各種別にして掲げると次の條項に結着するのである。

- 1、黨首は黨を代表する唯一人であつて、黨の全責任を負擔するものであつて、黨員は其向ふ所に進めばよいのである。
- 2、萬事會議をし投票をすることなく、責任尊重主義でやる。

3、支配人としては、ヒ氏を最も良く了解して居る、戦友のマックス・アマン氏を登用したので、本人は果敢断行性に富んで居つて、不良分子は、どしどし其鐵箒で掃き出すと云ふ程の人物であつた。

4、黨勢擴張の爲めには、先づ一個所に、堅固なる根據地を作り、其根據地をミュンヘンとし、此地から次々へ擴張するので、ロゼンハイム及びランズフトに及んだのである。

5、ナチス運動妨害者を掃蕩する爲めに、千九百二十一年十一月四日、シトルム・アプタイリングの各頭字を取つてSAを組織し、ナチス自衛團としたヒ氏の身邊の警固を第一とし、ナチス運動の妨害者に対する防衛であつて、趣旨は消極的のものであるが、末輩中に所謂虎の威を藉る狐があつて、亂暴するものも出來た。

第2節 ナチス公黨となる

1・初めて國粹主義者の會議に、公黨として参加

千九百二十二年八月、全國國粹主義者が、ミュンヘン市のケーニスプラットに、聯合總會を開催したる際、ナチスは、初めて、之に参加したので、公黨として其存在を、同主義者から認められ、ヒトラー氏は左の演説をした。

ナチスは、マルクス主義者に對抗して、將來社會の指導者として立つのであつて、將來は、政府當局となるべきものであると大見えを切つたのであつた。

2・社會黨に對する運動

千九百二十二年十月十四日、ヒ氏は八百人のS・Aを率ゐ、ナチス旗を先頭にして社會黨の根據コーブルグに逼り、彼等をして、再び國民を脅迫するの舉に出づる能はざらしめた。

又千九百二十三年五月一日、オーベルウキゼンフェルに於て、社會黨の跳梁に對しS・Aは武装して、其革命運動を防止した。

3・ナチス第一回總會に於てS・Aに團旗を授與

千九百二十三年一月九日、ミュンヘンにて第一回のナチス總會を開催し、此際ミュンヘン郊外マルスフェルドに於てS・A團にナチス旗を授與した。而して其總指揮官として、歐洲大戦中、空中に於ける武勳赫々たるリヒトホーヘン隊長、航空兵大尉ゲーリング氏を任命しS・A

の大擴張を企圖せしめ且つルーゼンドルフ大將とも連絡せしめたのである。ゲーリング氏は現在の（千九百三十三年五月五日）國會の議長、航空大臣、プロイセン首相兼内相である。

4・他黨との關係

他の愛國黨との協調は、何れも永續せず、古諺の如く強者は唯一人でなければならぬから、ナチスは斷然獨立獨行することに決し、自然各愛國黨間には競争があつたが、ナチスは常に之に先行した。

獨逸社會黨（共產黨にあらず）の巨頭ユーリウス・ヒツツライヘル氏は、ヒ氏に合流して其隷下で活躍することになつたので、此人は反猶太黨の先達で、ニューレンベルグで活躍した。

社會黨及共產黨は、ナチスを自黨に引き込むべく、極力努力をしたが、不成功に終つたのであるが、畢竟千九百十八年大戰末に於て、共產革命を起した人々とは、如何にしてもヒ氏は協調又は合流する事を肯ずる譯が、ないのであるからである。

千九百二十三年五月二十一日、ナチスの新黨則を定め、法律上の登記を濟ませ、新黨則に依り、毎年會長を改選することとなつたのであるが、ヒトラー氏は、毎年満了、再選せられたのである。

である。

5・對佛對伊政策

ルール地方に於ける對佛反動運動は、主として、ナチスのやつたことで、シオン・シラゲツテは、此問題の爲め大死をしたのであるから、當時の政府は愛國者を、見殺にするものであると云うて、ナチスの愛國運動には一層共鳴者が出來た。

社會黨政府の、佛國との友誼、ベルサイユ條約の履行を痛撃し、中央政府を始めとし、聯邦各政府が、何れも外交上の失敗を重ねる計りであるから、ナチスは親伊外交を採る様に運動したのであつた。

少くもヒトラー氏は伊太利は世界中で獨裁に依る、唯一の統制ある國であると考へて居り、深く、ムツソリーニを信頼して居るのである。

6・ナチス黨員

新加入者は、嚴選の上、ミュンヘン本部で黨員券を交附することにして居るので、黨員を左の三種に大別して居る。

- A、SS Staffel der Schutz 攻撃梯團と稱するもの
- B、SA Sturm Abteilung 攻撃團と稱するもの
- C、PG Partei Genossel 主義に賛し、會費を出す者

總て黨員は、黨費を負担し、未納者なきを特色とされて居る。全く、フランツ・シワルツ氏の手腕に依るものであるが、當時は、外部からの壓迫と、内部の必死の努力、經濟難等の爲め、會員は、可なり苦しい立場に置かれたのであつたのにも拘らず、全黨員は、能くヒ氏に追従したもので、不良分子は、自然淘汰され、黨の基礎は、益々堅固になつたのであつた。

フランツ・シワルツ氏は、黨の經濟計畫を確實にし、永久的のものとし、經濟の爲め黨の運動を不如意ならしむる如きことなく、指導したことは、實にナチスをして、今日あらしめたので、其功績は偉大である。

第8章 獨逸キャンプフンド(戰闘同盟)の成立

千九百二十三年九月二日、ニューレンベルグで、第一回の獨逸デーを開催し、各地から、愛國者が集合して、愛國團體の行列を行ひ、全國民から、非常なる歓迎を受けた。而して此日バリヤの山地オーベルランド團やライスフラゲ團は、ナチスに合流をした。

此日獨逸戰闘同盟は、次の趣旨を聲名した。

抑も、獨逸の革命とベルサイユ條約とは、其根本に於て相關聯するものであつて、吾人は、國家を侮辱より免れしめ、他國の奴隷たることから開放せしめ、國としての自由を得んとするものである。而して此自由を得んが爲めには、實に國民の愛國心に訴へねばならないので、然らずんば、ワイマルに於て建設せられたる新獨逸政府竝に獨逸の自由運動は、到底成功を期し難いのである。

第9章 ナチスの受難

第1節 暴風前の静寂

千九百二十三年九月二十六日、フォン・カール氏が、ババリア總督となり、ババリア州と中央政府との關係は、頗る險惡となり、ババリア州の獨立黨の分子運動が開始せられた。當時の軍隊指揮官はフォン・ロツ大將だ。インフレーションの爲め、各方面に、驚くべき計數が表はれ、一般の空氣は不健全となり、人々をして、何事か起るのではないかと、思はしむる如き情勢に逼られたのである。

是よりさきヒ氏は、各方面の名士と交歡し、其結果ヒ氏は、ロツ大將、サイセル警視總監、カール總督等が、如何にしてクーデターを行はんかと欲して居ることを豫感して居つた。

十一月四日には、戦死者記念銅像の起工式が、ミュンヘンの軍事博物館前で開催せられ、獨

逸軍人、ババリア警官、憲兵は、何れも愛國組合員の内に混つて参列した。其式後、獨逸戰闘同盟の者共が、其指揮者と元の皇太子に對して分列式を行うたのである。而して何等かのシヨツクに依り、財政上の破綻問題か、政治上の不平問題が、將に破裂せんとする情勢に迫つて居つたが、幸か不幸か、兎に角當日は無事なることを得たのであるが、實に暴風前の静寂とでも云ふべき情勢であつた。

第2節 ミュンヘン事件

1. 新國民政府樹立の爲めヒ氏の發表演説

千九百二十三年十一月八日、革命五年記念日に當り、ババリア總督カール氏は、ミュンヘン市のビュルゲル・ケーベゼーに於て、祝典を催した、此時ヒ氏は愛國團の前で、將來の政見を發表せんことを目論み、S・A團を引卒して午前八時四十五分に臨場した。

ヒ氏はカール總督の反對を豫期しつつ次の要旨の演説をした。

現社會黨政府は之を倒滅し、新に獨逸國民政府を樹立すべく、各愛國團體の會員の態度は、

軟弱不徹底なりとして之を否認した。

然るに、豈圖らんや、聴衆一同大賛成の意を表明し、カール總督を初めとし、ロン大將も、サイセル警視總監も之を承認し、新國民政府の擬したる新職務の分課をも承諾をしたから、ヒ氏は自動車、ルーゼンドルフ大將の許に廻して、之を迎へたのであつた。

2・デモンストレーションと不祥事件の發生

翌十一月九日朝來、カール、ロン、サイセルの三氏は、新政府より脱退せりとの噂が巷間に傳播し、衛戍司令官は、ミュンヘン市に戒嚴令を布告し、陸軍と警察の發動を促したので、事實は前記三氏は拘束せられて居つた。

ヒ氏は決然として立ち、ビルゲル、ケルレルのビルデングから、ミュンヘン市中に、大デモンストレーションの行列を行ひ、自らルーゼンドルフ大將等と共に、ナチス旗を先頭に立てて行進をした、市内の愛國者は皆之に参加し、市役所の樓上には、ナチス旗が翻り、市民は歡喜して絶えず唱歌したのであつた。盛り場のレシデンス・ストラッセには、市民が充満し、遊就館附近では、警官が往來止めをした、行列が、オデオン、ブラッツ迄進むと、警官の爲め阻止せら

れ、尙突進すると、行列の先頭には、歐洲大戰の名將軍ルーゼンドルフ大將や、ヒトラー氏が進んで行くにも拘らず、軍隊が發砲した爲め、茲に修羅場が演ぜられ、七六名の殉死者と、多數の負傷者を出し、ヒ氏も亦腕に負傷し、此運動は中止するの已むなきに至つた。そしてナチス本部は、ルイム大尉に占領せられた。

この時ヒ氏は考へた、ナチスは、政府の軍隊に抵抗することは、無意義であつて之を避けたが、元來此運動は、市民の賛同を得たから起したのであるから、政府も亦その趣旨を諒として緩和して貰ひたいのに、反對に、軍隊が出勤して之を阻止すると云ふことは、如何にも心外である。

ヒ氏は自動車で、ババリア山地地方に避難したが、數日の後、ウフイングの友人の家で捕へられ、ランドスベルグの城塞内に拘留せられた。

キャンプフンドの武器は押收せられ、S・Aはヒ氏の生命を保證しようとして、官公吏を人質にしたが、其後解放した。

3・ナチス解散を命ぜらる

十一月九日ババリア總督は、ナチスに解散命令を出した。

此結果、ナチス運動に携はる市民は嚴罰を標榜せられ、尙隨處に行はれるデモンストレーションの小行列は、騎馬巡查の爲め棍棒で追はれ、ナチス本部は、家宅搜索を受けたが、書類は既に他へ持ち去られ、ミュンヘン市は戦時状態を現出し、市民は戦々兢兢たる有様であつた。

政府は、ナチスの財産を没收したから、商人への支拂は不能となり、商人共は、ババリア政府に支拂を要求し、僅に一部を回收し得たに過ぎなかつた。

4・ミュンヘン事件の裁判に於ける検事の同情

検事は、ヒ氏は微賤から身を起し、獨逸が外國の壓迫を受け、武器を取り上げられ、その自尊心を傷け、品位を失墜せんとするの對し、國民をして目覺めしめ、理想の爲め戦うて自己の所信を斷行し純獨逸人としての義務を盡して居るのであると、種々の例證をして、ヒ氏的人格を稱揚した。

5・法廷に於けるヒトラー氏の態度

ミュンヘン事件の爲め、不慮の死を遂げた十八人の者の母が、若し各其子供を失うた事を悔

んで來たのならば、自己の運動は失敗であつたかも知れないが、何人も何等の申し出をしない所を見ると、自己の運動は毫も良心に耻ぢないのである。

大統領イベルト氏、首相シャイデマン氏は、賣國奴であつて、兩氏の爲め獨逸の國家は倒壊したものであるから、自分はマルクス主義には絶對反對であつた。社會黨が存続する限りは、獨逸國民は、自由を得られないのである。自分が創立したS・Aは昔の獨逸の徽章を、糞尿の内から拾ひ出したもので、裁判官は、法律の奴隷であつて、ヒ氏の如き、國家の爲めの高遠なる理想の所有者を裁判する器でないのである。眞の裁判は、獨逸の今迄の歴史が之を證明するのであつて、吾々の行爲は、過去の赫々たる獨逸の歴史に、現代の獨逸を還元しようとするものである。

6・判決と其影響

判決の當日は、裁判所の附近の廣場には、群集蟬集し、警官との押問答をすると云ふ騒ぎであつた。

千九百二十四年四月一日ヒ氏は五箇年の禁錮に處せられたのであつたが、十二月八日、執行

猶豫となり出獄した。ヒ氏は直ちに、當時の首相の許に到り、拘禁中の他の同志の解放を乞うた。

第10章 ナチスの再建

第1節 再建前の総選挙(千九百二十五年五月四日)には獨逸人種自由黨に一時合流す

ナチスは、ミュンヘン事件以来、禁止せられた爲め、千九百二十五年五月四日の総選挙には立つことが出来なかつたが、ドキツチエ・フェルケゾーネ(獨逸人種自由黨)に合流して、兎に角立候補したものがあつたが、二百二十四萬票を得るに過ぎず。六百四萬に比し、三分一強、共産黨は三百七十四萬六千票であつた。而して其地盤たるババイヤ州に於て激減し、ミュンヘンに於ては前回に比して八萬五千票を減じたのである。

獨逸人種自由黨は、ルーゼンドルフ大將と協力して、國家社會黨を、自黨に抱擁若しくは組織内に加入せしめんとしたが、黨首ヒトラー不在の爲失敗し、從て選挙にも豫期の成果を挙げ得なかつたのである。

第2節 再建と機關紙

千九百二十五年二月二十七日、ヒトラー氏は、ミュンヘン市、ビルゲルブロイケレルに、友人と會合し、改めて立憲を宣し、熱烈なる演説に依り、党内意志の疏通を圖り、指導者として、見上げたる手腕を示したと云はれて居る。

ヒトラー氏ミュンヘン事件の爲め收監せらるると同時に機關新聞、雑誌は發行禁止となつたが再建を宣するに先だち、千九百二十五年二月三日、アルフレッド・ルーゼベルグ氏の手に依り、フエルキユルビーオバヒテル紙が發行せられ、同年ゲツベルス氏の手で、ナショナル・ゾチアリスニシスブリーへが發行せられ、何れも反對黨の爲め、猛烈な彈壓を受けたが、益々擴張し、千九百二十六年十二月以降、繪入雑誌が、マックス・フラン氏の手に依り發行せられ、今日迄隆盛を極めて居る。

第3節 強 壓 と 不 信

新立憲會議の際、從來の獨逸の法律の缺點を指摘し、社會黨に對し、反對を公表したから、ババリア政府は、事實無根の説を流布して、ヒトラー氏の演説の中止を命じ、各聯邦も亦之に準じ、茲にナチスは其出頭を壞された有様となり、事務所も無く、タイプライターも無く、金の無いことは勿論で、運動等の騒ぎではなく、黨員のヒトラー氏への信用は地に墜ち、政府は益々強壓を加へ、市街でも工場でも、左翼黨の強迫を受け、ナチス關係者に對してはボイコットを行ふと云ふ次第となつた。

斯の如き状態であるが、不撓不屈の、ヒトラー氏は、極度の節儉をなさざるを得ないので、精神も身體も過勞に陥つたのであるが、人から金錢を貰ふ等と云ふことは、毫も其念頭にはなく、今に至る迄黨からは金を受けない。此一點が、ヒトラー氏の強味で、自己の作者としての僅かなる収入と借錢とで、運動費や旅費を支辨し、個人の生活としては獨身で、單にパンを嚙つて居るに止まるので、外國の政黨領袖の、到底彼の眞似をすることの出来ない所である。

第4節 親 伊 政 策

ナチスは其政策に於て、親伊方針を採つて居るので、歐洲に於て、現在マルクス主義を否認し、猶太人の秘密結社を攻撃して居るのは、伊太利のみであつて、獨逸との間に、南チロール問題が存在して居るけれども、ヒトラー氏は、是を小問題として取扱うて居る。是が爲め、ヒトラー氏非難の一問題を提供して居ると言はれて居る。ヒトラー氏は、其外交政策に關しては先づ内政上に於て、マルクス主義を全滅せしめ、獨逸に於ける全權を、自身が掌握したる後に於て、獨逸の對外自由を恢復せんものと考へて居つたのである。

第5節 ルーゼンドルフ大將と絶縁

裁判所で、ミュンヘン事件の砌、ルーゼンドルフ大將は、基督教の攻撃をした。ヒトラー氏は、原則としては、宗教問題には手を染めなかつた、政治家の從來の失敗は、宗教關係が多いことを知つて居るからである。宗教問題に關係すれば、必ず仲間割れがして、黨の統制が亂れるのであつた。

ルーゼンドルフ大將は、ドクトル・マテルデー・フォン・ケンニッツと名づくる婦人と結婚

したが、是がヒトラー氏の大嫌ひの猶太系に屬するブルジョアであり、閨門からの煩ひで、ヒトラー氏に反對することになつた。

豈ヒトラー氏のルーゼンドルフ大將との關係のみでない。天才の大英雄が閨門に禍された例は今更擧ぐる迄のことはないが、雄大な抱負が、閨房に依つて紊され、觀測に錯誤を來す場合が多いので、個人としては、家庭は絶對圓滿でなければならぬ。併し公事に閨門の力を藉らねばならない人は、必ず失敗する。失敗しない迄も、人から嫌はれる。雄圖が鈍るのである。ヒトラー氏が獨身生活で行かう、自己を犠牲としようと言ひ、反對に世人には、婦人は家庭に歸れ、嫁に行け、良い兒を生め、而して世の爲め、國の爲め、人の爲め、爲めになる者に其子供を育て上げる、獨逸を建て直す爲めの仕事だ、忙しいから、自分は此仕事の犠牲になるから今の處では獨身だが、人々には、結婚を奨励する。

歐洲大戰に於ける名將も、閨門の爲め、色々の錯覺が生じて、終に世人の指彈を受け、其存在を社會から沒せられる様になつたことは、誠に同情に堪へない。

ルーゼンドルフ大將の、タンネンベルグfond組織は、反ナチス黨で、ヒトラー氏に對し次

の様な侮辱的攻撃を加へたと云うて、ナチスの連中は激怒して居る。

ヒトラー氏はチライ羅馬法皇から收賄して居ると浮説を立てられた。其反對に宗教攻撃をして居るではないか、ナチスは今に宗教戦争を起すだらう等々。是は全く反對せんが爲の宣傳だ。

第6節 再興の爲めの宣傳

ヒトラー氏は、ナチスの機關紙ドイツエ・オバーハー紙上に、愛國黨の領袖フォングリス氏への返翰と題し、ナチスの立場を明瞭にし、又ミュンヘン事變の爲めの入獄以來、マイカンフ（吾等の闘争）と題する文献を發行し、其第一巻は、千八百二十五年のクリスマスに、第二巻は、翌年に出版したが、獨文學並に歴史の泰斗、アドルフ・バルテル博士は、此ヒトラー氏の著述は、ビスマルク時代以來の最も偉大なる獨逸の文献であると賞揚した。

ヒトラー氏は得意の雄辯を振ふ外に、同志が盛に應援を始めた。

ルードルフ・ヘツス氏は、チューリンゲン州で演説をして禁止を命ぜられ、グリゴリー・ヒツラツセル氏は、各地を巡講し、北獨逸各州に於て組織の基礎を定めた。ドクトル・ゲツベル

ス氏は、伯林の宣傳部長となり、益々黨勢を擴張した。

大體に於てババリヤに於て最も盛で、サクソンも亦逐日盛になつて來た。

何分にも、黨員が、何れも自己のポケットから、持ち寄るのであるのと、社會黨や共產黨の反對を受ける爲め、事務所は、伯林のホルダ街一〇九番の、燈火の無い裏通りの地下室であつた。併しヒトラー氏が、一度立つて獅子吼をすると、聴衆は忽ち賛成して、ナチスに成つてしまふ。

第7節 ヒトラー、ユーゲンド（ナチス少年隊）との關係

ヒトラー氏の警戒の爲であつたが、更に千九百二十八年以來、特選した黒帽黒衣のS・Sの組織を完全にして、一般の宣傳の保護に任ずる事にし、之に關聯してナチス少年團も出來た。

大學生は、バルドルフ・フォン・シーラフと稱する者頭首となり、ナチス獨逸大學生組合を作つた。而してS・Sと行動を共にした。

斯の如く各方面で、好調を呈して來たが、ワイマル市では、相當反對を受ける積りで千九百

二十六年六月大會を開いた所、サクソン人が多く、大成功をした。終にS・S、S・Aの壹萬貳千が堵列して、民衆と共に大歓迎をした。翌七月二十一日には、ヒトラー氏は、ワイマルの芝居小屋で、S・Aに党旗を授與し、ナチスに關する大演説を行つた。

反ナチス黨の者共は、ナチス運動は終熄したと宣傳しても、事實完全に復活進歩しつゝあつたのである。

千九百二十六年秋、塊太利のナチス黨員は、チエツコスロバキヤの同志と共に、ヒトラー氏を黨首として承認した。

第8節 演説禁止の解除

ナチスは獨逸を復興せんが爲めに、活躍するので、單なる政黨の擴張宣傳をするのではなく、從て逐日共鳴者を得つゝあるのであるのと、之を禁ずれば禁ずるだけ、運動を阻止すれば阻止するだけ同志を増加するのであるから、千九百二十七年には、第一にババリア州、其翌年にはプロシヤで、ナチスの演説の禁止令は解禁となり、逐次各州に及んだのである。

第9節 ドウズ條約の反響

千九百二十九年、ドウズ條約が締結せらるゝや、政府は、國民に對し、獨逸の爲め大なる利益を齎すものとして宣傳をしたのであるが、國民も、之から政治も經濟も、復活するものとのみ信じて居つ所が、事實は反對になり益々行き詰りとなり、大統領の對外政策は強いものとして居つたが、政府が弱腰の爲め、益々不利に陥り、ヒトラー氏は、大に外交の革新をせねばならないと考へ、又之に依りて財政の復活を圖りたいものだと思つた。

第10節 ヤング案反對

千九百二十九年ヤング案に對し、ナチスと、帝政、鐵兜、獨逸國民黨が一致して、國民の希望を議決に依り、破棄せんと投票に問うた所、六百五十萬票より得るに到らずして破れたが、當時ヒトラー氏の演説は、將來獨逸の首領となるべき大器であることを國民に認識せしめ、ヒトラー氏は、獨逸人は外人の奴隸となるべからざることに對し激勵した。

第11節 ナチスに對する内外人の諒解

ヒトラー氏並に其代表者の意見は、資本家並に工業家に説明せられ、諒解せらるゝに到つた。

獨逸人はヒ氏の愛國熱血漢であつて、徒に言論を闘はすものでないこと、又政治經濟には不明であると考へて居つたが、愛國者として、政治經濟の立派な指導者であることを認識し出した。

兎角、政治や經濟には、一の系統があり、修學上や畑があつて、其以外のものは、天才的に、又自習的に、經濟や、政治や、外交に關する見識を持つて居つても、之を甘く見ることが各國共通の弊害であつて、其實自他共に外交家、政治家、經濟家を以て任じて居る人々で、其抱懷する處は、既に時世に添はない陳腐の遺物であつて、其國政上に及ぼす弊害は甚大なるものがあるのである。彼の、のんだくれ鍛冶屋の亂暴子息であると思つて居る内に、南歐の人傑となつたムツソリーニ、混凝土混ぜ人足と思つて居つた者が、今や世界の動向の發源をなして

ゐるヒトラー、眠れる在郷の武辯が、出て戦場の覇者となり、大獨逸の元首になつたヒンデンブルグと謂ふ有様である。時世に伴ふ人々の認識は變化すべきもので、漠として見てはならぬ。敏感に依り、玉石の混淆を避け、眞偽を判断し、力を洞察することが、國民民福の基であることに着意せねばなるまい。

外國新聞も亦、ヒトラー氏の行動に注目し、同時に、千九百二十九年頃から、ナチスに對する正確なる認識を持ち出し、同時に、騒ぎ出したので、特に、ヒトラー氏が、佛國の政治家へルヅキー氏に對する明答と言ふ問題で、普選問題と、獨逸と佛蘭西との政治關係に就いて、詳述した論文は、巴里の紙價を高からしめ、佛人をして、已れ、ヒトラーと考へさせたのである。

第11章 千九百二十五年より一九百二十九年に 至る間の基礎的開拓

再建後のナチスは、實に不撓不屈の運動を続けたのであつて、其妨害に對し、消極的防衛を施したと稱するから、予は各場合に於ける、争鬭の動機と之が處置に關し研究をして見たのであつたが、大體に於て、無理解の盲動は之を排斥する爲め、S・S、S・A、を使用したので、之は己むを得ないことと信ずる。成るべく騒がないで政權を掌握しようと考えたので、恰も武裝的平和維持の如く、S・S、S・A、を養成して、争鬭を避けたので、此事を赤色の争鬭と同一視することは、大なる認識不足と云はねばなるまい。

千九百二十七年八月十九日及び翌年の八月一日のミュンヘン市に於ける大會に於て、ヒトラー氏のナチス組織は大發展をしたので、千九百二十八年八月一日には、拾萬以上の大衆がニュールンベルグに集合して、大デモンストレーションを行つたのである。

千九百二十九年コーブルグで、市會議員十三人を選擧して絶對多數を制し、ナチスのシユウ

エデ氏が議長となり、市政をナチスの方針に基いて行ひ、市の政治、財政、土木建築等大に其治績が擧つたから、之を實見した國民は、大に共鳴をして、次回の各地の選舉で、十五パーセント平均に、ナチスに對する投票が増加し、ナチス發展の基礎が、茲に芽生えたのである。

第12章 千九百三十年の光輝ある進展

第1節 總選舉に於て第二黨となる

千九百三十年一月、チューリンゲン州では、國民黨と合流し、ドクトル・フリック氏始め、ナチスから、多数の議員を出した。

フリック氏は、内務及び文部に關する事項を主管して居つたから、各種の方法で愛國青年の運動に關する制限を解き、警察制度を改正し、其他獨逸國民黨の意を認めたのであるが、當時の中央政府の國務大臣ドクトル・ウキルト氏と大論戰をし、一時チューリンゲン州に對する國家補助を中止せられたのであつたが、如何に壓迫を受けても、不撓不屈の意氣を示した爲め、終に國民黨反對者の爲めに誡首さるゝの己むを得ざるに至つた。

千九百三十年九月十四日の總選舉では、ナチスから百十一名の議員を出し、獨逸國民の投票

の五割二分を占め、之を、前期千九百二十八年五月二十日の總選舉に、十二名の議席を占め得たことに比べると、實にナチスとしては、光輝ある進展と言はねばならぬ。

併し社會黨は百五十四名で第一黨で、ナチスは第二黨であるから、ナチスのマルクス主義者に對する攻撃は、愈々盛となつた。

右の情勢に伴うて、地方に於ても、各種議會で、ナチスは絶對多數を占めることが出來て、其前途に大なる光明を認め得る様になつた。

第2節 ライプチツヒ事件と惡玉の掃蕩

ライプチツヒで、一軍人が、ナチスの宣傳の印刷物を兵營内に配布したことは、兵力を利用して、黨勢を擴張したものであるとして、社會黨が告訴したのであつたが、千九百三十年九月ライプチツヒ控訴院で却下された、是をライプチツヒ事件と稱せられて居る。

ヒトラー氏は、ナチスは、兵力を使用して迄宣傳をする必要を認めて居らぬ。憲法を遵守し革命を起すことなく、靜に政權を獲得することを期するのであると證言したことが、著しく大

衆の好感を集めることが出来て益々同情を得ると共に、ナチスの主義が明瞭となつて来た。

ナチスの眞意が國民に普及して来て、其運動の恐るべきものであることが判明し出して来たから、反對黨は、猛烈に最後の反對、殘燭の一燈へと志して来た。

是より先、千九百二十八年ドクトル・リシテル氏は、ナチスを自己の宗教上の足場に供せんとし、ナチス徽章に關係して、紀元前の宗教を持ち出し、裸體主義等を唱へ出したから、常識上彼を追放した。

ドクトル・オット・ストラツヒ氏は、伯林で労働新聞を發行しナチスのカンフンドを利用して、共産黨に近づけようとしたから、千九百三十年七月に追放した。

千九百三十一年の春、元警部であつたシラネス氏は、S・Aの將校となる隠謀を起したが、早期に發見して之を阻止することが出来た。

此間マルクス主義者の跳梁脅迫が激烈となり、恰も内亂状態の一部に演出したのであるが、終に其犠牲となつた者、死者二百一名、傷者二萬五千人を出したことは、遺憾であつたが、何れもマルクス主義者の爆弾と銃丸の爲め、國家の理想に殉じたので、此争闘が反對側から色々

の形式で世界中に宣傳せられ、吾國等へも、恰も、ナチス即暴力團でもある如く吹聴されたのであるが、實際渡獨して、ナチス及び其反對側の意見を綜合して、冷靜に判斷すれば、全く此慘劇は、行懸りに依るものと考へ得られるのである。

第3節 新 組 織

千九百三十年秋、S・A指揮者フォン・フェフエル氏辭任し、ヒ氏自ら之に代り、參謀長エルンスト・ルーエム中佐がポリビヤから歸獨して、S・Aの擴張計畫をした。

參謀副長、フューネライン少佐自動車團を組織した。ナチスの事務所も、千九百二十年には、ミュンヘン市シテアルネツケルゲツセンの穴藏で執務し、次でコルネルエル・ストラツセの元の麥酒屋の屋内に移り、更にセリン・ストラツセの裏屋の三間を用ゐ一間宛借増しをし、千九百二十九年には四階建全部を使用するに到つた。事務所の狹隘であることは事務の進捗を害するから、千九百三十年の夏、ブリュンネル・ストラツセの有名なバルローバレーの賣物が出たから改造して、千九百三十一年移轉をした。是を人々は褐色ビルディング(ナチスは褐色の

制服を着用するからであらう」と名づけた。

茲に於て、ナチスは、全部で四十五支部、獨逸國內で三十七支部、之を更に、一萬二千の班に分けて、運動の統制に便したのである。而して新組織に於ける役割と顔觸れは次の通りである。

黨 首	アドルフ・ヒトラー
經濟部長	フランツ・シワルツ
書記長	カール・フキーレル
中央政治部長	ルードルフ・ヘス
政治交渉部長	ドクトル・ルーベルト・ライ
宣傳部長	ドクトル・ヨーセフ・ゲツベルス
宣傳部次長	フリッツ、ライ、ハルトの三氏
(演説家の教育並に監督をなす)	
農務部長	ワルテル・ダルレー

仲裁々判委員會部長	ワルテル・ブツク少佐、ウキリー・グリムリ
法律部長	ドクトル・ハンス・フランク
總支配人	ヒリツプ・ブルーレル
S・A 指揮者	エルンスト・レーム中佐
S・S 指揮者	ハインリツヒ・ムレル
青年運動部長	フォン・ヒーラフ
新聞部長	マクス・アマン

右の新組織に依り大活躍を開始したのである。

第13章 千九百三十一年の行事

本年は大發展を遂げたのであつて、機關紙はドクトル・オット・リトリツシュ氏が主裁して居つたが、本年一月以降は、ワルテル・シユーマン氏の手に依り、各團體、組合、工場に對し宣傳組織が完成せられた。

又ヒルスカツセ（必要に依り金を支拂ふ機關）を設け、負傷者、犠牲者に補助金を支出する組織をし、被服廠では、S・A、S・Sの制服を調製するため大擴張を行つた。

千九百三十一年の春以來、クルト・キユーマー少佐が、全國の指導學校を建設して、ナチス教育、スポーツ教育、幹部教育を實施した。

普魯西では、ナチスの制服着用を禁止し、逐次各州に波及した爲めにデモンストレーションの運動は困難に陥つた。

千九百三十一年十月十七日十萬四千人のS・Aヒ氏の前で分列式を行つて一大示威をした。

第14章 千九百三十二年の大發展

第1節 ヒ氏の任官と國籍の登録

千九百三十二年二月二十七日、ブラウンシワイツで、ヒトラー氏は高等官に採用せられ、又獨逸の國籍に登録せられ、大統領選舉の爲め、被選舉權を獲得した。獨逸人は、ヒトラー氏に對して大祝意を表したので、獨逸血種で、獨逸國境地方に生れ、大戦中獨逸軍で偉勳を立て、獨逸復興の爲め犠牲を拂うて居る人が、塊太利に國籍があるのは、大なる矛盾で、今茲に完全にヒトラー氏が、獨逸に復歸したことは、獨逸の爲め喜ぶべきことであるとされた。

第2節 大統領選舉に立候補

1・千九百三十二年三月十三日の選舉

此選挙では、ヒンデンブルグ元帥は、一千八百六十萬票で當選し、ヒトラー氏は、一千百萬票で、次點であつた。併し非常なる大成功と云はねばならん。而も十一年前の大統領選挙に比べて、六百四十萬票の増加である。

社會黨中央黨はヒンデンブルグに投票し、帝政黨と共產黨とが、他の人を投票したのであるから、選挙人は非常に増加した譯である。

2・千九百三十二年四月十日の選挙

政府は各種の手段を以て、ナチス進出の妨害をし、特にラヂオの使用を禁止し、選挙運動日数を六日間に限定したから、ナチスは未だ嘗て史上に見ざりし程の大活躍をした。

ヒトラー氏は一日に四回の大演説をしたので、ドレスデン・ケンミヒ、ライプツツヒ、ブラウエンを飛行機で飛び廻つて演説をし、郎黨は各地で非常なる努力をしたが、四月十日、一千三百四十萬票で、依然次點者であつた。

第3節 ナチス再度の受難

ヒンデンブルグ大統領再選後、政府は、ナチスの勢力甚大なるに驚き、最後の手段を講じた。

四月十三日勅令に依り、S・A、S・S、ナチス青年團、ナチス自動車團、ナチス飛行團の解散を命じたのであつたが、此強壓手段も、ナチスには今や何等の影響もなかつた。

第4節 州會議員の選挙

四月二十七日の州會議員の選挙には、プロシヤ、ババリヤ、ウキルテンベルグ、アンハルト、ハンブルグの各地に、ヒトラー自ら應援に奔走し、ナチス八百萬票を得、百六十二人の議員を選出した。之に對して社會黨は、四十四の議席を失ひ、九十三の議席を保持した。

其他次の様な優秀の地位を占めた。

	ナチス	社會黨
ババリヤ	九	三四(一〇)
	新	舊
	四三(二七萬)	三三(一〇)

アンハルト	一	一五	(一)
ウキルテンベルグ	一	二三	
ハンブルグ		五一(二三萬三千)	
オルデンブルグ(四六中)		二四	
メクレンベルグ(五九中)		三〇	

斯の如くして、S・AやS・Sの禁止も終に失敗に終り、人氣は愈々ナチスに集中した。

第5節 フリユーンニグ内閣倒壊、パーベン内閣生る

ナチス、議會に於て大勢力を占めた結果、議會は終に解散となり、グリーネル内相先づ辭職し、フリユーンニグ首相次で辭職しパーベン内閣生るゝに至つた。

1. 千九百三十二年七月三十一日の選挙

ヒトラー氏は、依然大努力をし、飛行機で各地を飛び廻つて演説し、十四日間に四十九回の大演説を試み、其結果、ナチスは千三百七十萬票で、二百三十の議席を獲得し、意氣正に昇天

と云ふ譯になつた。

各州會に於ても同様の好結果を齎したのである。

2. ヒ氏副總理大臣としての交渉を拒絶す

ナチスの進歩發展の急激なるにも拘らず、政府は、國民の意見を、眞に諒解せねばならないのに、之を知つて居つても知らない顔をして居るのか、誠意を缺いて居るのか、ナチスの進展と共に、危機は益々近づきつゝあるのである。然るに今ヒトラー氏を副總理として迎へんとしたから、斷然之を謝絶したので、ヒトラー氏が實權を覘うて居ることは明瞭であつた。

3. 獨逸の危機

シレジヤのボイツテンでの裁判で、S・Aの五人が死刑の宣告を受けた爲め、ヒトラー氏は、大演説をして、現政府の攻撃をして、純良なる國家を思ふ志士と、賣國奴、非國民との差別を知らないのは不都合であるとして、死刑から減免されんことを求めた。

千九百三十二年の八月三十日、獨逸國會で、莫斯科から派遣の密偵、共產黨の首領クラウラー・ツエツトキン夫人が、開院式を掌り、五百七十八票中、三百六十七票で社會黨のデリング

氏が議長となつた。

此情勢で、國論は沸騰し、ヒトラー氏はクーデターをやつて議會の機能を中止せしむるか、又は革命を行ふのではないかと流布せられて居つたが、ナチスは決して左様な世間を騒擾に導く如きことはしないと宣言した。

第6節 パーベン内閣倒れ、シライヘル内閣の出現

1・千九百三十二年十一月六日の選舉

九月十二日、四十二對五百十二票で、パーベン内閣不信任案が通過し、議會は解散を命ぜられた。

千九百三十二年十一月六日の總選舉では、ナチスは、千三百四十萬から一躍、千百八十萬に減じ二百三十の議席は百九十六に減じた。

之を見た反對黨は、ナチスの凋落を盛に宣傳した。

2・ヒ氏再び副總理大臣としての交渉を拒絶す

千九百三十三年の一月十二日の州會選舉では、九萬九十票中三萬八千八百票をナチスは占めた。パーベン内閣辭職して、陸相シライヘル氏首相となり、又もやヒトラー氏に副總理の交渉があつたが、ヒ氏は、全權を委任せらるゝに於ては、全責任を以て引き受くべきも然らずんば拒絶すと稱し、世間では慾張りだと非難するものもあり、政府側と、ナチスとは、其關係が頗る險惡となり、内閣は、ヒトラー氏を除外しては成り立たぬことを、一般に諒解せらるゝに至つた。

第15章 ナチス終に政權を獲得す

第1節 ヒトラー氏の入閣と其閣僚

バーベン内閣總辭職後、陸相シライヘル氏首相となつたが、ナチスとの折合險惡に陥り、ヒトラー氏は全權を委任されるなれば、現狀を打開せんと大統領に申し出たが、終に、千九百三十三年一月二十九日、シライヘル内閣は總辭職し、翌一月三十日、大統領は、ヒトラー氏を招致して、組閣を命じ、ヒ氏これを受諾して、國粹主義諸黨の聯立内閣を組織し、ナチスからは、ゲーリング氏とフリック氏を入閣せしめ、こゝに十三年間の苦闘は酬いられたのであつた。

第2節 公然たるナチスの選舉大運動

新内閣は、愛國政治運動を公許し、反愛國諸黨に對し彈壓を加へ、ヒトラー氏は、各地で演説をして、現政府に對して、四年計畫を要求し、從來十四年間の失敗を挽回する爲め時日を與

へよと、國民に呼び掛けたのである。又今迄嚴禁せられて居つた、ラヂオも、ヒトラー氏の自由で使用し、各地方での演説は、山間僻地に至る迄、徹底せしめ、恰も宣戰布告でもした様な騒ぎで、地方では、山上で狼火を揚げるものもあれば、鐘や太鼓で鳴物入の宣傳をし、ナチスの旗を振り翳して國民の覺悟を促したのである。

第3節 マルクス主義者の掃蕩

プロシヤでは、警視總監を初めとし、官公吏にして社會黨員たりしものは、悉くナチス黨員と交代せしめ、マルクス主義者の根據地を大掃蕩し、二月二十二日には、ヒトラー氏自ら陣頭に立ち、ミュンヘンで大演説をし、バイリヤ州に於ける、マルクス主義者の主張を一掃した。又二十四日の演説では、從來バイリヤ州のマルクス主義者が、常に獨立を揚言して、他黨に對し脅威を與へて居つたから、ヒトラー氏は、ナチスの立場を釋明し、マルクス主義者をして、完膚なからしめ、越えて、二月二十七日には、共產黨員が、三十箇所に放火し、獨逸國會議事堂も亦罹災したが、此放火たるや、全然暴動革命であるから、警察力に依り、防止したの

である。

數箇月來、伯林のカール・リーブクネヒト・ハウスのマルクス主義者の根據を、家宅搜索した所、多大の資料を押収することが出来たが、資料に依りて見るに、獨逸に於て、革命を起し現政府を倒壊せんことを企圖して居ることが、暴露したから、ヒトラー首相は、大統領令に依り、嚴罰を以て、共產黨に望むべきことを發表した。

第4節 憲法一部停止に関する大統領令

來る三月五日の總選舉の爲めには、ナチスは、他の愛國諸黨を糾合し、周到なる準備をなし相携へて之に臨むべく計畫をしたのであつて、二月二十七日の夜に於ける國會議事堂の怪火に對しては、放火被疑者たる共產黨に對しては飽迄徹底的の彈壓を加へると共に、破天荒古今未曾有とも稱すべき、ワイマール憲法中「獨逸人民の基本權と義務中の重要事項」を啓發し且「國民の自由權の停止」に関する大統領令を公布したので、其要旨は次の如きものであつた。

1、人權の自由

2、通信祕密の保持（信書、郵便、電信、電話）

3、集會、結社の自由

4、組合、法人組織權

5、住居に對する不可侵權

6、所有に關する保障

次で中央集權の目的を以て、各州政府に、聯邦政府の命令に絶對に服従すべきことを要求し、萬一各州政府に於て、秩序回復の爲めの適當なる手段を怠つた場合には、其政權を聯邦政府に取り上げるぞと戒告した。

極刑を標榜して、大統領始め、閣員其他政府當局の生命に對する危害の保障を求め、治安紊亂、國事犯的放火、鐵道破壊等の重大犯人は、總て死刑に處することにした。時局に當り、公の秩序を紊亂し、國家に害を與ふるものは、罪の軽いものでも、長期の禁錮又は懲役を以て、處斷す。

此頃迄に、既に多數の外國間諜、反對黨、マルクス主義者、猶太系の間諜等の跳梁漸く甚し

きものがあつたから、三月一日には、左の如き之が取締に關する緊急大統領令を出したのであつた。

- 1、外國政府の爲めの間諜、軍機漏洩の爲めの間諜的行爲をなしたるものは、死刑に處す。
 - 2、外國政府に對し、情報を提供するものは、十年以下の懲役とす。
- 右の實行の監督は、ナチスのS・S、S・A國權黨の鐵兜團を以て、之に當らしめたのである。

第16章 ヒトラー内閣第一回の總選舉

第1節 總選舉の結果

豫期の如く大勝を博したので、ナチスを選舉したものは、千七百三十一萬票で二百八十八の議席を占めることが出来たので、之を五年前の千九百二十八年五月二十日の總選舉で、八十一萬票で十二の議席を得てナチス萬歳を唱へたときのことを考へると眞に隔世の感があるのである。併し憲法に關する審議をする場合には、全議員の三分の二、出席議員の三分の二と云ふ法律に基き、友黨の協同を要するので、國權黨、中央黨、バイエル人民黨、獨逸人民黨、國家黨の議席百五十一を必要とし、之を加へれば四百三十九票となるのであつたが、幸にも其目的を達することが出来た。茲に於て從來の議場の空氣を一轉することが出来、是等友黨は逐日合流して、七月五日中央黨の解黨を最後として、終にナチス一黨のみ獨逸に存在することになつた

のであつた。

惟ふに、ヒトラー氏は將來必ず、純ナチスのみの當選議員に依りて、議會を成立せしむるものと觀察せらるゝのである。即ち其時こそ、ヒトラー氏の天下取りの日であると言ひ得るのである。左に千九百三十年九月以來の、國會議員黨籍別議席を比較して見よう。

獨逸國議會黨籍別議員數

黨別	一九三〇年 九月十四日	一九三二年 七月卅一日	一九三二年 十一月六日	一九三三年 三月五日
國家社會黨	一〇七	二三〇	一九六	二八八
獨逸國權民黨	四一	三八	五二	五二
國民合同黨	六	"	"	二
ハノーバー地方黨	三	"	一	"
基督教國民奉仕黨	一八	三	五	"
獨逸農民黨	六	二	三	"

獨逸地方人民黨	二二	一	"	"
獨逸人民黨	三〇	七	一一	七
中産階級經濟黨	二三	二	一	"
巴威國民黨	一九	二二	二〇	一九
中央黨	六八	七五	七〇	七三
獨逸國家黨	一四	四	二	"
社會民主黨	一四三	一三三	一二一	一二〇
共產黨	七七	八九	一〇〇	八一
ウキツテンベルグ農民黨	五七七	六〇八	五八二	六四七

第2節 投票總數増加に關する觀察

獨逸國會議員の投票は、比例代表制に依り、六萬票で一議席を獲るのである。

社會黨内閣全盛の、千九百二十四年五月四日の選挙に於ては、二千六百九十六萬三百十三票で、議席は四百五十であつたものが、今回は、六百四十七の議席となつたのであるから、百九十七の議席を増加したのである。

最近五年間の獨逸の人口増加は、僅に百八十四萬九千二百十八名で、日本の同時期に於ける人口の増加は、内地四百七十一萬九百二名であるから、此投票数の増加は六萬人で一議席であり、百十八萬二千人の投票の増加である。其原因は色々あらうと思ふが、吾人は、選挙人が適當なる被選挙人を得た爲めではあるまいかと思ふ。

社會黨時代には、左右兩黨共多數の黨派があつて、各鎗を削つて居り、特に左黨に對しては、純獨逸精神の保持者は飽き足らぬ者が多く、世界中で、人口に比して、有権者の多いことが第一であるにも拘らず、投票者が少いことは、色々の見方もあらうが、吾人が聞知する所では、選挙を十分理解しては居るが、候補者が不満足であるから棄権するものが多かつたので、愈々ナチスの出現は、民意に投じた反映となつて、著しく投票者が増加したものと考へ得らるゝのである。

獨逸の政治や政黨に關する信念も日本人とは別に變らないと思ふ。爲政者は精神的に民心を掌握し、誠意と努力に依り、眞に憲政の常道を踏み國民生計の安定を得せしめてこそ、國民の承服を受けるのである。確乎たる國是の遂行に對し、大局に對する着眼を缺き、國民の手前を繕ひ事實を糊塗する如き不信行爲や、公私を混同する様になれば、破綻は此處に兆すのである。政黨に於ても、天才的黨首が、克く國民性を洞察し、大局に着眼し、確乎たる黨是に向ひ進むなれば、人の和を得ることが出来るが、黨内に數多の黨首があり、軟硬兩派に分れたり、黃白が所説を左右するなれば、黨員のみが得意で居るだけで、一般國民の協調は、如何に雄辯を以て説かうが、地方に遊説しようとも、投票は無理なくては求め得られないのである。獨逸の人々は、此後段の對政黨觀が浸み込んで居つたから、戦後投票数が少なかつたのであるが、一度ヒトラー氏立ち國民がナチスを理解するや、糾然として同情がナチスに寄せられ常に投票數を増加する計りでなく、恐らくは最近全國がナチス化するであらうと言はれて居る。

歐洲大戰末期の獨逸の現状を回想して見ると、純眞なる獨逸國民、就中中産階級の有能者達は、戦線に立ちて必死の努力をして居り、後方の愛國者は獻身的奉仕をして居つたが、爲政家

が、戦況や戦後の状態を、カモフラージュして、戦勝を誇張するが如き無理をしたので、此間に、爲政者と國民との間に罅が入つて、此隙を覘つたのがマルクス主義者と猶太系の資本家とであつた。終に屈辱的條件に調印せねば國家崩壊と言ふことになつて、普佛戦争以來の光輝ある、獨逸史に一大汚點を印すことになり、マルクス主義者や猶太系資本家共に、軍國主義は戦敗の慘禍を招くものなりと、國內で鳴物入の宣傳をし、戦争に倦き氣味の國民を墮落に導き、其大看板である列國協調の美名の下に、日増しに外壓を受け、一方國家の過重の負擔は、如何なる好條件を以てしても、これを償ふべき道がなく、産業の衰微、失業の續出、救済の美名も其實に乏しく、惡思潮の侵入、弱き人々に對する搾取の跳梁は、終に耐へ得難きに至つたので、何とか此際傑出せる人物が出て、時世を救済して貰ひたいと思つた時、ヒトラー氏ナチスの臺頭となつたのだから、其行ふ所の選挙には、黨員は勿論、同情者も進んで、清き一票を喜投することになつた。従て、國際聯盟並に軍縮會議脱退に關し民意を問ふ爲め議會を解散して、十一月十二日施行する總選挙は、ナチス黄金時代を現出するに至つた次第である。

末流の清濁を論ずるよりは、源を清め、污垢を鐵帚に依り掃き出す舉は、他山の石として見

ないで、吾鑑となすことと信ずる。

第3節 ナチス黨員の増加

回顧すれば、最初七人の同志から芽生えたナチスは、千九百二十年二月二十四日に、其綱領を定めた時には、黨員は僅に百十一名であつたが、千九百二十三年十一月九日に、ミュンヘン事件の爲め、解散命令を受けた時は二萬を越えて居つた。

千九百二十四年は、ヒトラー氏の拘禁せられて居つたこと、猛烈なる當局の彈壓を受けて居つた爲めに、多少の潛行的運動はあつたにした所で、直に解散状態であつたが、其年の十二月八日、ヒトラー氏が刑の執行猶豫で出獄するに及んで、再び黨の復興運動が開始せられ、千九百二十五年二月二十七日には、ミュンヘン市ビルゲブロイケレルに會合して、再建に着手せられ、爾後ヒトラー氏の雄辯と同志の追従とは、次の如き成果を齎したのである。(此數字は黨費を毎月支拂ひ純粹なる黨員の數を示すもので、同情者に至りては、現今は、殆ど獨逸の八割と見てよいのである)

年次	黨員數
一九二六	四九、五二二
一九二七	七二、五九〇
一九二八	一〇八、七一七
一九二九	一七六、四二六
一九三〇	三八九、〇〇〇
一九三一	八〇六、〇〇〇
一九三二	
四月	一、〇〇〇、〇〇〇
五月	一、一一八、〇〇〇
十二月	一、四一四、九七五
一九三三	三月 一、四七一、一一四
一九三三	五月 二、〇〇〇、〇〇〇

第17章 ヒトラー内閣と第一回の國議會

議事堂は、千九百三十三年二月二十七日焼失せられたのであるから、總選舉後の第一回の國議會は伯林郊外ポツダム、有名なるフリードリッヒ大王墓地にある兵營の教會堂で開院式を擧行したのであるが、ヒトラー氏の演説は、其施政の全描を聞くことが出来、議決事項は、一時憲法の中止、議會不要の狀勢を來したのであるから、此議會こそ、初めて、終りであることを知ることが出来るので、ヒトラー氏の意中を忖度するに、舉國一致、ナチス、全議員ナチス、而して滿場一致を將來に期して居るものであらう。

第1節 首相としてヒトラー氏の施政演説の要旨

1. 内 政

1、歐洲大戰の責任は、獨逸はこれを負はない。

2、獨逸國內に於ける、マルクス主義の絶滅を努め、其實行に關し外部よりの干渉を拒絶する。

而して政府は議事堂放火犯人竝に共犯者を速に處斷する。

3、帝政復活問題は、目下問題として居らない。若しも各州中、自發的に本問題を解決しようとするものがあるならば、政府は此舉を以て、聯邦の統一に反對するものと認め、排撃するであらう。

4、信教は自由で、これが取扱ひは公正である。

5、國家に對する反亂罪は極刑に處し、毫も假借することなく、これが根滅を期す。

6、經濟上の安定を主とし、場當り政策はこれを廻避する。

2. 外 交

1、ヴェルサイユ條約に定められたる義務を嚴格に履行し、幾多の軍備制限を甘受し、代艦の建造さへ手控へをして、最少限度に止めて居る。

2、國防軍の武装に至りては極めて不完全であるが、列國が徹底的に軍縮を實行せんとする意向を有する中は、軍の増加は避くべきものなることを切に希望する。

3、獨逸の希望としては、權利の均等と自由とにあるので、世界の平和は、最も希望する所であるから、差別待遇をすることは極力拒止すべきもので、若しも悲しむべき過去を清算せんことを期する國があるなれば、其國と協調する用意がある。

4、予は獨逸國民が平靜で、一絲亂れざる組織と將來を達觀して指導する人々の下に、通商貿易の發展せんことを念願とするもので、更に賠償金の重責から、一般に互りて、自由にならしめざるべからざることを、特に強調すべきものである。

5、伊太利首相ムツソリーニ氏は、全歐の平和と發展を考慮して居るが、誠に敬服すべきもので、之が爲め企畫せられて居る四國協定案には、予は誠意を以てこれに賛同して、この英、佛、伊、獨の四箇國の平和協定の實現せんことを期するものである。而して其鍵を握るものは、獨逸であつて、獨逸の運命は其解決の成否に關係するのである。

若し、獨、佛兩國政府にして本問題を徹底的に解決せんと欲するならば、兩國は互讓協調を要するのである。

6、蘇邦に對しては友誼的の有効なる關係を維持したいのである。

第2節 全權委任法案の通過

ナチスの天下と迄は行かないが、國粹主義者の天下となり、逐日他の愛國黨員も、ナチスに合流しつゝあるのであるが、黨員の増加は、如何に其數を増しても、質に於て、異分子の潛入は免れないことで、勢力が強くなればなるだけ、同じ國粹主義者でも、色々の動機で、反對が起らないとも限られない。即ち此點が深謀遠慮を要するのであるから、ヒトラー氏は、其所志の貫徹の爲め、可なり隱忍して急進を避けると共に、所志の遂行の爲め、強き力を設定しようと考へたのであることと思ふ。其結果とも見るべきものが、破天荒の、全權委任法案即ち獨裁唯一の武器の現はれであつて、議會に於ける其賛否に關しては、多少の危惧はないこともなかつたが、愈々現場に臨んで見ると、反對九十四票（社會黨、共產黨の議席計二百一）に對して、四百四十一票の多數で、熱狂的に通過をしたのである。即ち全議席の總數が六百四十二であるから、其三分の二は四百二十八であるから、ワイマール憲法所定の票數より十三票の超過である。此結果、恐らくは、ヒトラー氏とその與黨としては、未だ、絶對多數を占めて居らないか

ら、此現状で四年間押し進むの愚は學ばないであらう。何等かの機會に於て、議會を解散し、更に絶對多數を制し得る議會を築き上げねばなるまいと言ふことを、予は豫言することを辭しないのである。

全權委任法案に載せられて居る事項の大意は次の如きものである。

- 1、首相ヒトラー、副首相バーベンの在職間若しくは、千九百三十七年三月三十一日迄の間、政府に對して獨裁權を附與す。
- 2、憲法に牴觸することがあつても、各種の法律を制定し施行する權限を政府に附與する。
- 3、前項の法律の制定と列國間の條約の締結とに關して、憲法に依り、國會並に聯邦參議院の有する權限はこれを解除する。

即ち獨裁の爲め、一時憲法の一部停止を行うたのであるから、本年三月三十一日以後のヒトラー内閣の施政に關しては、右の法案を基礎としてのことであるから、從來獨逸法律を研究された方々も其新しき重大基礎案を頭に入れて置かないと、認識錯誤を起すから、ヒトラー施政が單に脱線的なりと思ひ込まないことを必要とすることに特に注意を促すのである。

第18章 ヒトラー内閣の施政概要

第1節 官吏の大更迭

従来世間に有りふれの、政黨が天下を取れば、黨の子郎等が獵官運動をして、其能否に拘はらず、官公吏に登用する。蟻の甘きに着くが如く、野良犬の糧を得たる如く、立派なる綱領の下に政權を得ても、忽ち社會を荼毒すると謂ふことは何れの國にもあることであるが、ヒトラー内閣の首班となるや、既記の如く、大臣級には手を染めないが、獨逸復興に反する如き、思想や、資本關係に對し、彈壓を加へ、仕事の能率本位を以て、今迄の階級的や、私的關係を超越して、更迭を斷行して、學界に至る迄手を伸したのである。今其一例を擧げて見ると、病院關係にも次の如き現はれがある。前任者は猶太人であるとの聲を聞く。

ルードルフ・ウキルヒヨ病院

前任ブツキー博士

” リヒトウキツ博士

” ウンゲル博士

モアビツト病院醫學主任

前任ボルヒヤート博士

” クレンベナ博士

” ゴールド・スタイ博士

後任クライン博士

” クットツアイト博士

後任シーリング博士

” クラモール博士

” クットツアイト博士

彼の有名なるアインシュタイン博士も倫敦に移住し、其他吾國に知られて居る人々も甚だ多いが、大體學者は倫敦、巴里に避け、富める人々は渡米し、然らざるものは波蘭に行つたのであつて、今迄誇りとして居つた、獨逸の學究の一部は去つたのであるが、濟々多士涸渇した譯ではない。此捲添を喰うたものに、論文作製中の吾學徒にして教授を失うた者も尠からざるもので、誠に同情に堪へないのである。

第2節 中央集權の斷行

彼の鐵血宰相ビスマルク公の偉績の裏にも、或惱みがあつたので、それは外ならぬ、聯邦の各邦であつた。實に此邦の存在、王族の播居は、獨逸の痛であつたが、ヒトラー氏は、中央集權を斷行したので、本年三月三十一日の法律に依り、プロイセン以外の各邦議會を解散し、新しく選舉を行はず、三月十一日の國會議員選舉に依り當選したら議員を以て、各邦の議員として、各邦議會を構成せしめ、將來國會が解散すれば、自然邦議會も解散することとし、各邦に長を置き、各邦の外務省は之を廢止し、各邦長には、邦政府の任命權を與へ、邦議會の解散、高等官の人事等、可なり廣汎の權限を附與し、プロイセンには、ゲーリング氏を行政委員長とし、五月四日次の如く各聯邦長を任命したのである。

ババリヤ^{II}ナチス黨エツプ將軍

ウキルテンベルグ^{II}ムル、前ウ邦首相

バーデン^{II}國會議員ワグネル

ザクセン^{II}國會議員ムツツユマン

チューリングゲン^{II}ザウケル前チ邦大臣

ヘツヒン^{II}國會議員スブレンガン

ブラウンシュワイヒ及びアンハルタ^{II}國會議員レオベル

オルデンブルグ及びブレーメン市^{II}レオヴェル

聯邦長の資格は、概ね日本の知事と同様と見ればよいのである。邦は將來縣となるであらう。

第3節 言論機關の統一

ナチス綱領第二十三條に於て言論機關の彈壓に關して可なり峻烈なる要求を掲げられて居るが、今やこれを實行するの時機に達したので、其管掌は宣傳省で、鐵蹄の持主と言はれて居る。ゲツベルス宣傳相は、盛に其怪腕を振ひ、新聞雜誌は勿論、ラヂオも映畫も、悉く統一取締を行つて居るので、純獨逸再建の爲めには當然のことと思ふ。

今や海外電報は、官報と云うてよく、新聞は半官報であると稱するのを適言と信するのであ

つて、何れの國の新聞も雑誌も、手も足も出ないのである。従て、海外智識を新聞に依りてのみ得んとする人があつたならば、大なる錯覺を生ずることがあるかも知れない。例へば獨逸の事情の通信中には、勿論宣傳もあらうが、可なり極端なる、事實の真相を誤られ易い様なものもある。これは伯林電報になくて、ジュネーブや巴里や維納や米電にあるので、打電者が、反獨逸國の者、猶太系の通信社と云ふことであるまいか。今迄予が外國事情通として、崇敬して居つた現代の名士の説も、今度歸京後、得意に獨逸事情の御教示に預つたが、之を廣い眼で、彼の地で實際を見て來た眼で見ると、誠に好漢憫むべしと感じたる如き喜劇もあるので、猶太大資本の運用に依りて成る通信社、費用節約の爲め之を利用する新聞社にニュースも特種もあつたものではない。紅毛、碧眼の崇拜の盲目的である中は、外國事情を國民に正確に傳へるなど云ふことは到底期待し得ざる所のものであらう。

第4節 失業救済

現代、世界的の問題で、其聲の大なるに比し、実績が揚らないのではないか、其理由の第一

として、當局が今迄失業したことのない人々であるから、譯は分つて居るが、熱がない。熱のある人が出ても、歩調が揃はない。好題目に乗じて悪事を働き私腹を肥す如き不徳漢が出る。

茲に於て吾人は、甚だ失禮な申し分ではあるが、のんたくれ鍛冶屋の息子ムツソリーニ、混凝土混ぜの人夫をしたヒトラー、何れも失業の経験者であるから、其行ふ所の失業救済こそ、實際的のものであると、多大の希望を持つて居つたのである。金持の國の失業救済は甚だ應揚のものであつて、一時は良いが、パニック、夫れも、金持の投資回避等に依つて起つた場合にはハタと停止されることが遺憾である。惰民を作つてはいけない、受救常習者を作つてはならない。源に逆つて考へれば、善政を施せば失業が起らない。役人が、鐘や太鼓入りで、失業状態を、自己宣傳的に視察して歩いて居る中は、眞に失業は救済されないものである。予は是等の諸點に可なりの興味を持つて研究をして見た。

1. 失業と従來の救済

却説獨逸に於ける今迄の失業状態は果して如何であつたであらうか。

即ち左表の示す如く、列國が最近四年間に、失業者が漸増する中でも、獨逸は最も増率の大